

第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年4月

秋田県



目 次

第1 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の位置付け	1
4. 計画の期間	2
5. 計画の対象	2

第2 ひとり親家庭等の実態

1. ひとり親家庭数等	3
（1）離婚件数の推移	3
（2）ひとり親家庭数の推移	4
2. ひとり親家庭等の現状	5
（1）世帯の状況	5
（2）住まいの状況	6
（3）就業の状況	6
（4）収入の状況	9
（5）養育費の取得状況	9
（6）債務の状況	10
（7）子どもの状況	10
（8）公的制度等の利用状況	11
（9）面会交流の取り決め状況	12
（10）困っていること・希望する福祉制度	13
（11）意見・要望等	14

第3 第2期計画に定めた施策の評価

1. 第2期計画に定めた施策の評価	15
-------------------	----

第4 施策の基本的事項

1. 施策の基本的方向性	18
（1）母子家庭	18
（2）父子家庭	18
（3）寡 婦	18
2. 重点的に取り組む施策	18
（1）子どもの教育機会の確保	18
（2）市町村における取組の促進	19
（3）相談機能の充実	19
3. 施策の基本目標	19
（1）子育て・生活支援策の充実	19
（2）就業支援策の推進	20
（3）経済的支援策の実施	20
（4）養育費確保の支援	20
（5）相談体制の充実	20

第5 具体的施策の展開

1. 子育て・生活支援策の充実	21
2. 就業支援策の推進	24
3. 経済的支援策の実施	27
4. 養育費確保の支援	29
5. 相談体制の充実	31

第6 計画の推進体制

1. 計画の推進体制	33
2. 計画の進行管理	33
3. 計画の評価	33

【資料編】

1. 秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱	・ 3 4
2. 秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員名簿	・ ・ ・ ・ 3 6
3. 自立促進計画策定の経過	・ ・ ・ ・ ・ 3 7
4. 秋田県ひとり親家庭等実態調査の概要	・ ・ ・ ・ ・ 3 8
5. 秋田県ひとり親家庭等実態調査集計結果	・ ・ ・ ・ ・ 3 9
6. 秋田県ひとり親家庭等実態調査票	・ ・ ・ ・ ・ 1 2 1

第1 計画策定の趣旨

第1 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

ひとり親家庭の世帯数は、昭和40年代から平成10年代にかけて全国的に増加傾向が続いたことから、その自立の促進と児童の健全な成長の確保が課題となっていました。

このため、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」の一部が改正され、これまでの児童扶養手当の給付を中心としていた施策を根本的に見直し、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することになりました。

この法改正に対応して、国では施策の基本方針を策定し、都道府県や市においても、地域の実情に応じた自立促進計画を策定してきました。

本県のひとり親家庭の世帯数は平成24年をピークに減少に転じましたが、生活実態や就業環境等は依然として厳しい状況にあります。

こうした状況を背景に県では、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、令和2年度以降を計画期間とする「第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

2. 計画の目的

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなります。そのため、支援策を総合的かつきめ細かく展開していくことが重要です。

この計画においては、ひとり親家庭等が家族形態の一類型として社会から尊重され、自立して安定した生活ができるよう支援することを目的とします。

3. 計画の位置付け

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条の規定に基づく秋田県における「自立促進計画」です。

「すこやかあきた夢っこプラン」の個別計画としての性格を有します。

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、特別な事情がある場合には、この限りではありません。

5. 計画の対象

この計画の対象は、母子家庭、父子家庭及び寡婦とします。

なお、本計画における用語の定義は次のとおりです。

母子家庭：配偶者のいない女子と、その女子に扶養されている20歳未満の児童からなる世帯

父子家庭：配偶者のいない男子と、その男子に扶養されている20歳未満の児童からなる世帯

寡 婦：配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭として20歳未満の児童を扶養していたことのある人

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等：母子家庭、父子家庭及び寡婦

第2 ひとり親家庭等の実態

第2 ひとり親家庭等の実態

1. ひとり親家庭数等

(1) 離婚件数の推移

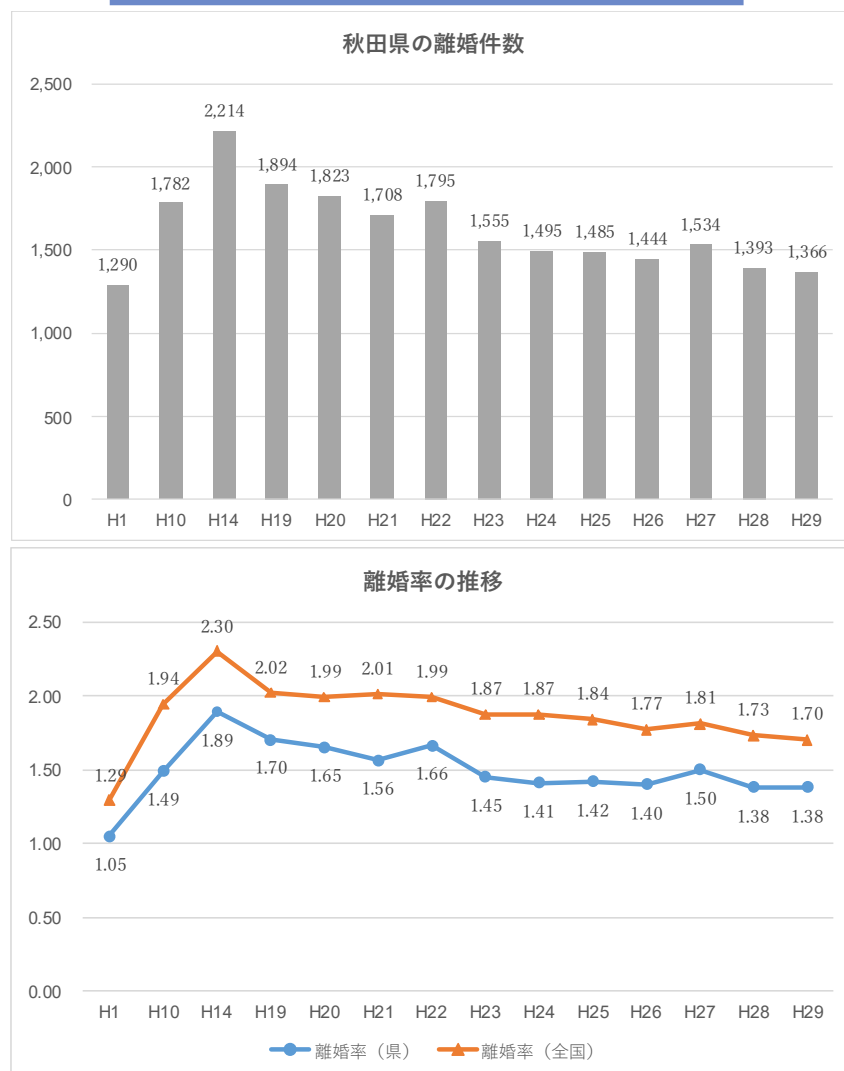
離婚率（人口千対）は、全国より低く推移しながら現在に至っています。

秋田県の離婚件数は、平成29年1,366件で、10年前の平成19年と比較して528件減少しています。

離婚件数の年次推移をみると、平成元年から平成14年まで増加傾向にありましたが、その後、減少傾向となり現在に至っています。

離婚率（人口千対）は、平成29年1.38で、平成14年の1.89をピークに漸減傾向にあります。

秋田県の離婚件数及び離婚率



◆資料：「秋田県衛生統計年鑑」

(2) ひとり親家庭数の推移

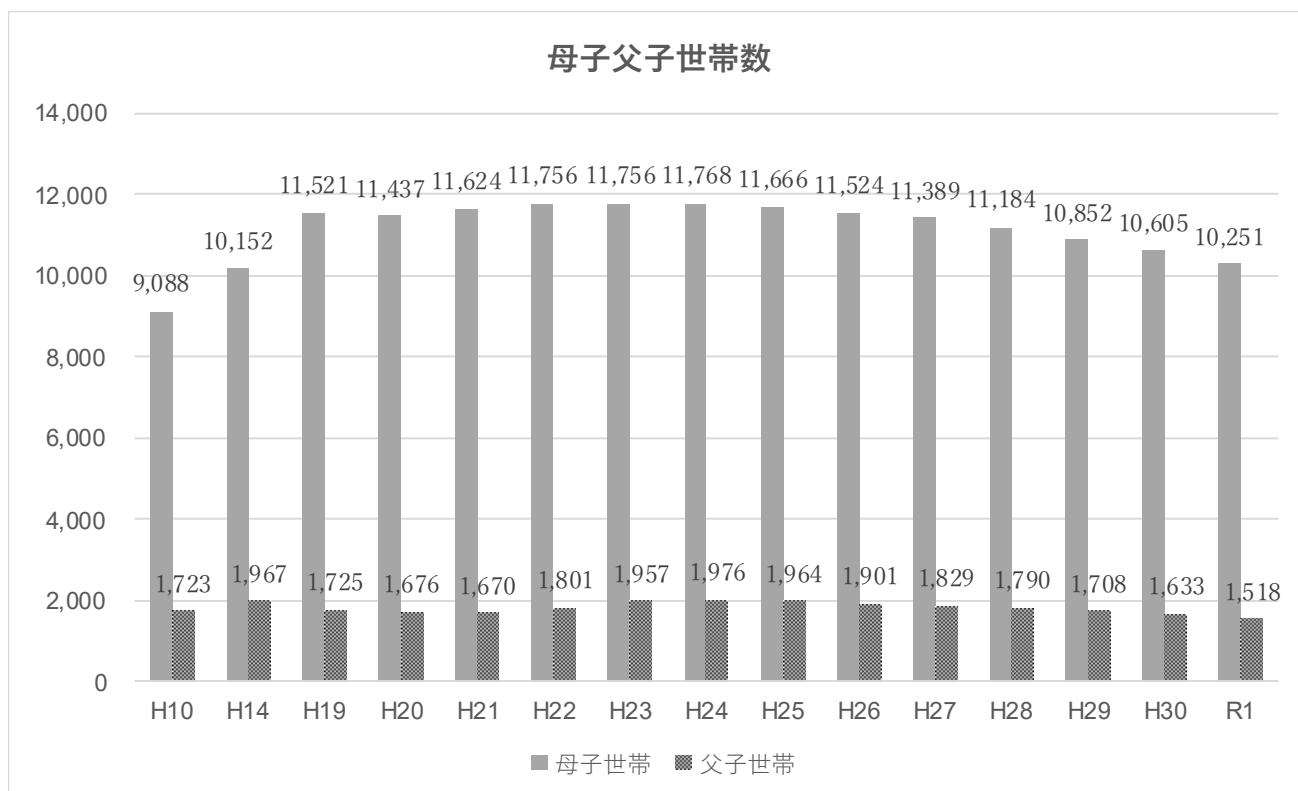
【母子世帯は漸減傾向です】

母子世帯数は、平成24年をピークに漸減傾向にあります。

【父子世帯も漸減傾向です】

父子世帯数は、平成24年をピークに漸減傾向にあります。

母子父子世帯数



◆資料：「秋田県母子父子世帯実態調査」

2. ひとり親家庭等の現状

県が、ひとり親家庭等の生活の実態とニーズを把握するため、令和元年8月1日現在で実施した「秋田県ひとり親家庭実態調査」（アンケート調査）によると、現状は次のようになっています。（調査結果の詳細については、資料編に掲載します。）

（1）世帯の状況

ア 母及び父の年齢

【年齢は40代が多くなっています】

年齢は、母子、父子世帯ともに「40代」が最も多く、それぞれ46.5%、50.8%となっています。

寡婦では70代が多く、45.2%となっています。

イ 子どもの状況

【母子、父子世帯ともに子どもが1人の世帯が多くなっています】

養育している子どもの数は、母子、父子世帯ともに「1人」が最も多く、それぞれ57.5%、52.3%となっています。

また、子どもの状況は、母子世帯では「小学生」が最も多く31.6%、父子世帯では「高校生」が最も多く34.1%となっています。

ウ 家族の状況

【同居家族の人数は、母子世帯は母子のみ、寡婦は一人暮らしが多くなっています】

本人と子ども（20歳未満）だけの世帯は、母子世帯が43.8%、父子世帯は26.4%となっています。

また、寡婦は38.7%の方が一人暮らしとなっています。

エ 同居家族の内訳

【母子、父子世帯ともに父母と同居が多くなっています】

子ども以外の同居家族では、母子、父子世帯ともに「父母」が最も多く、それぞれ44.9%、54.9%となっています。

また寡婦は「子ども」が最も多く、45.2%となっています。

オ ひとり親になった年齢

【30代、40代が多くなっています】

ひとり親になった年齢は、母、父ともに「30代」が最も多く、それぞれ47.2%、44.7%となっています。

カ ひとり親になった時の末子の年齢

【末子が5歳以下の時が多くなっています】

末子の年齢が5歳以下の時にひとり親になった世帯が最も多く、母子世帯は67.2%、父子世帯は55.9%となっています。

キ ひとり親等となった理由

【母子世帯、父子世帯ともに、離婚が多くなっています】

ひとり親となった理由は、離婚が最も多く、母子世帯は90.2%、父子世帯は89.3%がとなっており、次いで母子世帯は未婚の母が6.3%、父子世帯は病死が7.6%となっています。

寡婦は病死等、配偶者の死亡による者が72.6%となっています。

ク 寡婦の扶養関係

【「扶養関係なし」が多くなっています】

寡婦の扶養関係については、「扶養関係なし」が61.3%となっています。

(2) 住まいの状況

ア 現在の住居

【持家の世帯が多くなっています】

持家率（親の持家も含める）は、母子世帯は60.3%、父子世帯は81.2%、寡婦は85.5%となっています。

また、母子世帯では、15.8%が公営住宅に入居しています。

イ 公営住宅の入居希望

【全ての世帯で「希望しない」が多くなっています】

公営住宅の入居を「希望しない」は、母子世帯が51.5%、父子世帯が59.4%、寡婦が62.3%となっています。

(3) 就業の状況

ア ひとり親になる前の就業状況

【母子、父子世帯ともに「就業していた」が多くなっています】

ひとり親になる前に「就業していた」方は、母子世帯が72.1%、父子世帯が95.4%となっています。

イ 就業状況の変化

【母子世帯の約 6 割の方が、ひとり親になった際に仕事に就いた等、就業状況の変化がありました】

ひとり親になった際の就業状況の変化について、母子世帯は、「仕事に就いた」「転職した」等、変化があった方が、60.6%でした。

父子世帯で就業状況に変化があった方は、34.0%となっています。

ウ 就業形態

【母子、父子世帯では 9 割以上の方が就業しています】

母子世帯では、92.2%の母親が働いています。常用雇用者が58.6%ですが、臨時・パートも25.2%を占めています。

父子世帯では、94.4%の父親が働いています。常用雇用者が76.1%、自営業が12.7%となっています。

寡婦では、就業していない方が46.8%となっています。

エ 社会保険の加入状況

【母子世帯では約 8 割、父子世帯では約 7 割の方が社会保険に加入しています】

厚生年金等の加入状況は、母子世帯が82.6%、父子世帯が72.1%、寡婦が31.8%となっています。

雇用保険の加入状況は、母子世帯が88.3%、父子世帯が72.1%、寡婦が36.4%となっています。

オ 職種

【母子、寡婦は「事務」「サービス業」が、父子世帯は「技能・製造・労務」が多くなっています。】

母子世帯は「事務」が最も多く25.3%、父子世帯は「技能・製造・労務」が最も多く38.6%、寡婦は「サービス業」が最も多く19.2%となっています。

カ 仕事を探した方法

【母子、父子世帯は公共職業安定所、寡婦は友人・知人の紹介が多くなっています】

仕事を探した方法について、母子、父子世帯ともに「公共職業安定所の紹介」が最も多く、それぞれ44.8%、25.9%となっています。

一方、寡婦は「友人・知人などの紹介」が最も多く、46.2%となっています。

キ 帰宅時間

【午後 7 時前に自宅へ帰る世帯が多くなっています】

帰宅時間については、「午後 7 時」までに帰る世帯が多く、母子世帯は 70.6%、父子世帯は 58.4%、寡婦は 69.2%となっています。

ク 現在持っている資格

【全ての世帯で自動車運転免許が上位を占めています】

現在持っている資格について、母子世帯、父子世帯及び寡婦の全ての世帯において、「自動車運転免許」が最も多く、それぞれ 62.0%、66.4%、63.0%となっています。

ケ 今後取りたい資格

【全ての世帯で「特にない」が多くなっています】

今後取りたい資格について最も多かったのは「特にない」でしたが、取りたい資格は、母子世帯、父子世帯が「パソコン」でそれぞれ 18.6%、15.5%、寡婦では「調理師」で 15.0%となっています。

コ 就職していない方の就職の希望状況

【就業していない方のほとんどが働くことを希望しています】

「就業していない」と答えた人のうち、母子世帯の 84.0%、父子世帯の 80.0%、寡婦の 20.7%が「就職したい」と回答しています。

サ 就職していない理由

【母子、父子世帯は求職中の方が多くなっています】

それぞれの世帯の就業していない理由で最も多いのは、母子世帯と父子世帯が「求職中である」でそれぞれ 39.7%、62.5%、寡婦が「年齢制限のため適当な仕事がない」で 66.7%となっています。

シ 要望する就業支援策

【全ての世帯が技能訓練等の就業支援を要望しています。】

母子世帯、父子世帯及び寡婦の全ての世帯において、「技能訓練受講などの経済的援助が受けられること」が最も多く、それぞれ 38.9%、36.0%、19.4%となっています。

(4) 収入の状況

ア 年間総収入

【母子、寡婦の総収入は250万円未満が半数を占めています】

年間総収入が250万円未満の世帯は、母子世帯が70.0%、父子世帯が28.8%、寡婦が83.0%となっており低所得者層が多いことが特徴となっています。

父子世帯の年間総収入は、250～300万が22.7%と最も多く、次いで300～350万の15.3%、350～400万の15.3%となっています。

イ 年間就労収入

【母子世帯の就労収入は250万円未満が6割以上を占めています】

年間就労収入が250万円未満の世帯は、母子世帯が83.0%、父子世帯が46.1%、寡婦が90.5%となっています。

※無回答除く。

(5) 養育費の取得状況

ア 養育費の取り決め状況

【離婚母子世帯は約半数が、離婚父子世帯は約7割が養育費の取り決めをしていません】

離婚母子世帯のうち、養育費の取り決めをしている世帯は46.9%となっています。

また、離婚父子世帯では、21.0%となっています。

イ 養育費の取り決め方法

【取り決めをしている世帯の約2/3は文書で取り決めをしています】

取り決めの方法について、取り決めをしている離婚母子世帯で「文書あり」と回答した世帯は71.0%、離婚父子世帯が62.2%となっています。

ウ 家庭裁判所の関与

【離婚母子、離婚父子世帯ともに半数以上が裁判所の「関与あり」と回答しています】

上記イで「文書あり」と回答した世帯のうち、裁判所の「関与あり」と答えた方は、離婚母子世帯が53.2%、離婚父子世帯が60.9%となっています。

エ 取り決めをしていない理由

【「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が多い理由となってい

ます】

離婚母子世帯では「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が最も多く36.4%、離婚父子世帯では「相手と関わりたくないから」が最も多く35.5%となっています。

オ 養育費の受給状況

【現在、離婚母子世帯の約6割、離婚父子世帯の約9割が養育費を受給していません】

現在、養育費を受給している方は、離婚母子世帯が35.1%、離婚父子世帯は4.5%にとどまっています。その主な要因は、アで述べたように、養育費の取り決めをしていない世帯が多いことです。

カ 養育費の額

【養育費の受給額平均は、離婚母子世帯が36,985円、離婚父子世帯が21,500円となっています】

養育費の受給額について、離婚母子世帯は「3～5万円未満」が最も多く35.7%、離婚父子世帯は「1～3万円未満」が最も多く76.5%となっています。

(6) 債務の状況

ア 債務の有無

【母子世帯の約2割、父子世帯の約3割に債務があります】

母子世帯の23.6%、父子世帯の33.5%が債務があると答えています。

【債務の総額は母子世帯、父子世帯ともに「100～250万円未満」が最も多くなっています】

債務の金額について、母子世帯、父子世帯ともに「100～250万円未満」が最も多く、それぞれ46.7%、39.0%でした。

債務額平均は、母子世帯が2,881,620円、父子世帯が4,523,133円となっています。

(7) 子どもの状況

ア 未就学児の状況

【未就学児の保育については、主に保育所、幼稚園を利用しています】

母子、父子世帯ともに主な保育者は、保育所、幼稚園となっており、

母子世帯は61.1%、父子世帯が45.4%となっています。

イ 待機児童の状況

【保育所、幼稚園を利用できず、待機を余儀なくされている方が、一定数います】

上記イで保育所、幼稚園以外と回答した世帯のうち、「待機をしている」と答えた方は、母子世帯は3.9%、父子世帯は8.3%でした。

ウ 児童の放課後の過ごし方

【小学校低学年の放課後については、母子世帯では「放課後児童クラブ」が多く、父子世帯では「自宅に大人と一緒にいる」が多くなっています】

小学校低学年（1～3年）の放課後の過ごし方は、母子世帯では放課後児童クラブで過ごしている児童が多く53.8%、父子世帯では自宅に大人と一緒にいる児童が多く62.5%となっています。

エ 子どもの進学に対する希望

【約半数の世帯が高校卒業後の進学を希望しています】

子どもの進学の希望について、母子世帯は「大学」が最も多く37.3%、父子世帯は「高校」が最も多く39.6%となっています。

(8) 公的制度等の利用状況

ア 要望する福祉制度

【各種手当・年金・給付金などの充実希望が多くなっています】

要望する福祉制度では、母子、父子世帯が「各種手当・年金・給付金などの充実」が最も多く、それぞれ69.7%、67.5%となっています。

寡婦については、「病気などの場合に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援制度の充実」が最も多く、40.3%となっています。

イ 福祉制度の利用状況

【主に子どもに対する福祉医療費の補助、公共職業安定所の利用状況が多くなっています】

全ての世帯において、「公共職業安定所」の利用率が高く、母子世帯は73.1%、父子世帯が43.2%、寡婦が51.7%となっています。

また、母子、父子世帯では子どもに対する「福祉医療費の補助」も利用率が高く、母子世帯は70.5%、父子世帯が57.3%となってい

ます。

ウ 制度を知った方法

【市町村の広報誌、市町村・県機関等の窓口で知った方が多くなっています】

制度を知った方法は、自治体からの情報提供が多く、母子世帯は67.1%、父子世帯が61.4%、寡婦が43.6%となっています。

(9) 面会交流の取り決め状況

ア 面会交流の取り決め状況

【離婚母子世帯の約6割、離婚父子世帯の約7割が面会交流の取り決めをしていません】

離婚母子世帯のうち、面会交流の取り決めをしている世帯は28.0%となっています。

また、離婚父子世帯は、19.3%となっています。

イ 面会交流の取り決め方法

【取り決めをしている世帯の約2/3は文書で取り決めをしています】

取り決めの方法について、取り決めをしている離婚母子世帯で「文書あり」と回答した世帯は67.6%、離婚父子世帯が82.4%となっています。

ウ 家庭裁判所の関与

【離婚母子、離婚父子世帯ともに6割以上が裁判所の「関与あり」と回答しています】

上記イで「文書あり」と回答した離婚母子世帯のうち、裁判所の「関与あり」と答えた方は、離婚母子世帯が56.4%、離婚父子世帯が60.7%となっています。

エ 取り決めをしていない理由

【「相手と関わりたくないから」が最も多い理由となっています】

離婚母子、離婚父子世帯ともに「相手と関わりたくないから」が最も多く、離婚母子世帯が35.8%、離婚父子世帯が41.5%となっています。

オ 面会交流の状況

【現在、離婚母子世帯の7割以上、離婚父子世帯の6割以上が面会交流を行っていません】

現在、面会交流を行っている方は、離婚母子世帯が26.1%、離婚父子世帯は29.0%となっています。

(10) 困っていること・希望する福祉制度

ア 子どもに関する悩み

【教育・進学を挙げた方が半数以上となっています】

子どもに関する悩みとして「教育・進学」と回答した方が、母子世帯は61.5%、父子世帯は49.2%となっています。

イ ひとり親世帯になった当時困ったこと

【母子世帯は生活費・仕事、父子世帯は生活費・子どもの世話が多くなっています】

母子世帯になった当時困ったことは、「生活費」が最も多く、69.1%で次いで「仕事」32.6%となっています。

一方、父子世帯は、母子世帯と同様に「生活費」が39.6%と最も多く、次いで「子どもの世話」33.0%となっています。

ウ 現在困っていること

【母子、父子世帯は「生活費」、寡婦は「特にない」が多くなっています】

現在困っていることでは、母子、父子世帯が「生活費」と回答した方が最も多く、それぞれ57.3%、46.7%となっています。

一方、寡婦は「特にない」と回答した方が最も多く、32.3%となっています。

エ 相談相手

【母子世帯・父子世帯の約半数が「いる」と回答しています】

困った時の相談相手が「いる」と回答した方が、母子世帯は68.0%、父子世帯が46.2%、寡婦が64.5%となっています。

一方、「欲しい」、「いない」と回答した方が、母子世帯は23.0%、父子世帯が37.6%、寡婦が12.9%となっており、父子世帯の相談相手が少なくなっています。

オ 相談相手の内訳

【相談相手については、ほとんどが「親族」、「友人」・「知人」となっています】

相談相手については、全ての世帯で「親族」が最も多く、母子世帯は80.0%、父子世帯が69.2%、寡婦が67.5%となっています。

カ 希望する施策

【母子、父子世帯は「児童扶養手当制度の充実」、寡婦は「医療費制度の充実」となっています】

希望する施策については、母子、父子世帯が「児童扶養手当制度の充実」が最も多く、それぞれ56.8%、60.9%となっています。

一方、寡婦は「医療費制度の充実」が最も多く37.1%となっています。

(11) 意見・要望等

ア 自由記述

【母子世帯からは201件、父子世帯からは27件、寡婦からは13件の意見・要望がありました】

最も多かった意見・要望等は、母子世帯と父子世帯が「各種手当・貸付金」に関することでそれぞれ47件、9件、寡婦が「生活の不安」6件となっています。

第3 第2期計画に定めた施策の評価

第3 第2期計画に定めた施策の評価

1. 第2期計画に定めた施策の評価

平成26年度から令和元年度（計画期間を1年延長）を計画期間とする秋田県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、5つの基本目標に取り組んできました。評価については、次のとおりです。

（1）子育て・生活支援策の充実について

評価できる点は、放課後児童クラブの数が平成25年度225クラブから令和元年度286クラブに増加したことから、小学校低学年児童のいる母子世帯の放課後児童クラブ利用率が、平成25年度の28.9%から令和元年度43.0%に大きく上昇したことです。これにより保護者が日中家庭のいない小学校児童に対し適切に遊びや生活の場を提供することができました。

病気の子どもを一時的に保育したり、保育中に体調不良となった子どもに対応する病児保育は、平成31年3月末現在、13市町村55施設で実施されていますが、実施主体の市町村と協議しながら、さらなる拡充を図っていきます。

また、教育・進学に関する悩みは母子世帯で61.5%、父子世帯で49.2%と子どもに関する悩みの中では最も多いことから、子どもの教育機会を確保できるよう学習支援事業等を推進する必要があります。

（2）就業支援策の推進について

評価できる点は、常用雇用者の割合が平成25年度と令和元年度の比較で、母子世帯が45.7%から58.6%へ、父子世帯が73.0%から76.1%へ増加したことにより、就労収入が総じて上昇したことです。その背景としては進行する労働力不足を背景に、常用雇用を採用条件にしないと人材が確保できない事情がありますが、ひとり親家庭の親を雇用する企業への資金補助制度等もひとり親家庭の親の雇用や待遇改善に一定の役割を果たしたものと考えられます。

しかし、依然としてひとり親家庭の親の就労収入は低く生活に困難を感じているひとり親家庭が多いことから、雇用、待遇改善、正規雇用への転換など、事業主に対し継続して啓発活動を行っていく必要があります。

(3) 経済的支援策の実施について

評価できる点は、県と市町村が実施している保育料助成の充実により、ひとり親家庭の生活費の負担を軽減できたことです。また、3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化が令和元年10月からスタートしたため、さらに保育料の負担軽減が進みました。

一方、高校や大学には、入学金、授業料のほか修学に必要な様々な費用（生活費、部活動費、修学旅行代、制服代など）が必要になることから、子どもの希望する学校への進学は経済的に苦しいひとり親家庭にとって大きな悩みとなっています。さらに、母子世帯23.6%、父子世帯の33.5%に負債があり、その平均金額は、母子世帯で288万円、父子世帯で452万円にのぼり、その返済は家計にとって大きな負担となっています。

子どもの進学を実現させるためには、高等教育の修学支援新制度、就学援助制度や母子父子寡婦福祉資金などの制度の周知とともに、生活の安定と進学を可能とするような家計管理への支援も必要です。

(4) 養育費確保の支援について

評価できる点は、養育費を受給している母子世帯の割合が平成25年の26.6%から令和元年の35.1%に増加したことです。その要因として、養育費に対する意識の向上が考えられます。しかし、依然として養育費を受け取っていない世帯が母子世帯で59.7%、父子世帯で91.5%を占め、ひとり親家庭が低い収入にとどまる大きな要因となっています。このため、パンフレットを相談窓口等に配置し普及啓発を図るほか、より効果的な養育費確保対策を検討する必要があります。

(5) 相談体制の充実について

評価できる点は、母子・父子自立支援員、家庭相談員及びひとり親福祉施策担当者に対し、相談に十分な対応ができるように研修会を実施し、資質の向上が図られたことです。

相談は多種多様であることから、ひとり親家庭等の支援に携わるすべての職員が、相談者一人ひとりに対して親身に相談に応じるとともに、相談者がどのような支援を求めているかを的確に判断して、適切な助言、情報提供を行えるよう研修会等を通じて更なる資質向上を目指す必要があります。このような状況を踏まえ、相談対応職員の資質の向上、各種事業の周知徹底を図るとともに、効果的な支援を行うため関係機関と連携し、ひとり親家庭等の自立に努めていく必要があります。

第4 施策の基本的事項

第4 施策の基本的事項

1. 施策の基本的方向性

(1) 母子家庭

母子家庭については、常用雇用者が増加したものの、臨時・パートで就業している人も少なくなく、収入もかなり低い状況にあります。未就業の方も7%おり、その多くが就業を希望したいと考えています。養育費については、大半の方が受けられずにいます。また、子どもに関する悩みでは、「教育・進学」が最も多くなっています。

このため、母子家庭に対しては、児童扶養手当等の経済的支援に加えて、教育機会の確保、子育てと仕事の両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費確保のための支援を重点的に推進します。

(2) 父子家庭

父子家庭については、父子家庭になる以前から就業していた人がほとんどで、その大部分が常用雇用者であり、収入も母子家庭に比べると高いですが、収入の少ない世帯も少なくありません。母子家庭に比べて、家事や子どもの世話に不安を抱えている人が多く、また、相談相手がいない人の割合が高くなっています。また、母子家庭と同様、子どもに関する悩みでは、「教育・進学」が最も多くなっています。

このため、父子家庭に対しては、教育機会の確保、子育てと仕事の両立、家事など日常生活の支援、相談機能の充実を重点的に推進します。

(3) 寡婦

寡婦については、未就業者が多く収入も低い状況にあり、生活や健康面での不安を抱えている人が多くなっています。また、親の介護や医療費の負担にも不安を抱えています。

このため、寡婦に対しては、年代に応じて就業の支援、日常生活面の支援を重点的に推進します。

2. 重点的に取り組む施策

(1) 子どもの教育機会の確保

ひとり親家庭の子どもが、その環境に左右されことなく自らの夢の実現に向

けた選択に影響が生じないように支援します。

少子化対策や子どもの貧困対策の一環として、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が導入され、子育て世帯の教育や保育に係る負担軽減が進みました。こうした対策と合わせて、ひとり親家庭の子どもの教育機会が適切に確保できるよう、就学援助制度の情報提供に努めるとともに、県において子どもの学習・生活支援事業を引き続き実施し、市町村に対しても拡充を働きかけます。

(2) 市町村における取組の促進

ひとり親家庭等の自立支援は、県のみ施策で達成できるものではなく、保育サービスの提供や学習支援事業、就学援助制度等、市町村が主体となって実施すべき事業が数多くあり、市町村の取組の充実が不可欠です。

このため、県では、市町村の事業が円滑に進むよう、相談担当職員に対する研修の実施や各種情報の提供など様々な支援を行います。

また、市町村のひとり親家庭等支援施策の実施状況などの情報を広く提供し、市町村における取組の促進を図ります。

(3) 相談機能の充実

ひとり親家庭等は、自身や子どもの年齢、住居や同居の状況、学歴、職歴、就業や転職の意欲等により、多様な支援を必要としています。また、配偶者からの暴力や児童虐待など多様な課題を抱えている場合もあります。それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援を組み合わせたり、必要に応じて他の機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行うことが重要です。

そのため、母子・父子自立支援員、福祉事務所、ひとり親家庭就業・自立支援センター、母子生活支援施設、公共職業安定所等ひとり親家庭等に係る関係機関が相互に連携・協力しながら、相談者それぞれの悩みや課題に適切に支援できる体制の充実・強化に努めます。

3. 施策の基本目標

前記1の基本的方向性に基づき、2の重点的に取り組む施策とともに、次の5つの柱でひとり親家庭等の自立を図るための施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 子育て・生活支援策の充実

貧困の世代間連鎖を解消するため、市町村に対し、学習支援事業の実施を働きかけます。また、安心して子育てと仕事の両立ができるよう、病児・病後児保育事業等の多様な保育サービスを提供するとともに、公営住宅など生活の場の確保を推進します。

家事や育児などに困った場合、迅速に対応できる子育て支援サービスの充実を図ります。

（２）就業支援策の推進

就業し安定的な収入を得て自立した生活ができるよう、就業情報の提供や資格取得、職業訓練等に対する支援を推進します。

また、ひとり親の雇用、待遇改善、正規雇用への転換など事業主に対する啓発を行うとともに、労働局等、就労支援を行っている機関と連携し、就労支援における役割分担を明確にし、効果的・効率的な就労支援サービスの充実を図ります。

（３）経済的支援策の実施

高等教育の修学支援新制度、各市町村で実施している就学援助制度、母子父子寡婦福祉資金や児童扶養手当等についての情報提供を適切に行います。

さらに、希望する学校への進学が可能となるよう、家計改善支援事業による家計収支の見直しを行い、経済的な困窮によって学習の機会が失われることのないよう支援します。

（４）養育費確保の支援

子どもを監護しない親がその責務を果たし、子どもが養育費を取得して安定した生活ができるよう、広報・啓発の促進や相談・情報提供体制の充実を図ります。

また、より効果的な養育費確保対策を検討します。

（５）相談体制の充実

福祉事務所や市町村の相談担当者などを対象に、他機関との協力・連携に主眼を置いた研修等を実施し、相談者それぞれの悩みや課題に適切に支援できる相談・情報提供体制の充実を図ります。

また、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時などの機会を捉え相談に応じ、困難に陥る前に早期に支援につなげられる体制を推進します。

第5 具体的施策の展開

第5 具体的施策の展開

※「現状と計画期間中の目標」の欄のうち「現状」については、平成30年度の状況を記載していますが、それ以外の年度の状況を用いる場合には（ ）で表示しています。

1. 子育て・生活支援策の充実

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和2～6年度)		対 象		
				母 子	父 子	寡 婦
子どもの貧困 対策	○学習支援 子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの学習支援等により貧困の連鎖防止に努めます。 (生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」又は文部科学省「地域未来塾事業」を実施します。)	現 状	子どもの学習・生活支援事業は6市・12町村、地域未来塾事業は4市・4町村で実施しています。	○	○	
		目 標	県内全市町村での実施を目指し、未実施の市に事業の実施を働きかけます。			
	○子ども食堂、制服のリユース 子ども食堂や制服等リユースなど、子どもの貧困対策について活動している民間団体等による支援の拡充に努めます。	現 状	子ども食堂や制服等リユースなど、民間団体等による活動は7市町で実施されています。	○	○	
		目 標	県内全市町村での支援の実施を目指し、事業の実施を働きかけます。			
保育所の優先 入所の推進等 (市町村)	母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条の趣旨を踏まえ、保育所に入所する児童を選考する場合には、ひとり親家庭は入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱います。	現 状	保育の申込みが、保育所等の定員を超える場合の選考指数を高く設定しています。	○	○	
		目 標	制度に関する情報提供を積極的に行い、適正な運用を支援します。			
公営住宅の優 遇入居の実施 (県、市町村)	県は、県営住宅の入居者を決定するための抽選において、母子家庭及び父子家庭に対し当選確率を2倍にする優遇抽選制度を実施します。	現 状	すべての県営住宅において優遇抽選制度を実施しています。			
		目 標	入居希望者へ制度の周知が図られるよう適切な窓口対応に努めるとともに、公営住宅を管理する市町村に対し、優遇制度等が可能なものであることを周知します。	○	○	

事業等 (実施主体)	事業等の概要		現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和２～６年度)	対 象		
				母 子	父 子	寡 婦
多様な保育サービスの充実 (市町村)	○休日保育事業 就労形態の多様化などに対応するため、保育所等において日曜・祝祭日等の休日保育を実施し、家庭での保育が困難となった児童のお世話をします。 県は、市町村が実施する事業費に対して補助します。	現 状	１２市町村、３５施設で実施しています。	○	○	
		目 標	制度に関する情報提供を積極的に実施し、適正な事業運営を支援します。			
	○延長保育事業 就労形態の多様化などに対応するため、保育所等において保育時間を超えて開所し、保育を要する児童のお世話をします。 県は、市町村が実施する事業費に対して補助します。	現 状	１４市町村、１９２施設で実施しています。	○	○	
		目 標	制度に関する情報提供を積極的に実施し、適正な事業運営を支援します。			
	○一時預かり事業 家庭において、保育を受けることが困難となった児童を保育所等で一時的にお世話をします。 県は、市町村が実施する事業に対して補助します。	現 状	１８市町村、１９１施設で実施しています。	○	○	
		目 標	制度に関する情報提供を積極的に実施し、適正な事業運営を支援します。			
	○病児・病後児保育事業 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育します。 県は、市町村が実施する事業費に対して補助します。	現 状	１３市町村、５５施設で実施しています。	○	○	
		目 標	制度に関する情報提供を積極的に実施し、適正な事業運営を支援します。			

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和2～6年度)		対 象		
				母 子	父 子	寡 婦
放課後児童ク ラブの優先的 利用の推進 (県、市町村)	保護者が就労等により日中家庭に いない小学生に対し、授業の終了後 に児童館等を利用して適切な遊びや 生活の場を与え、健全な育成を図り ます。 県は、市町村が実施する事業費に 対して補助します。	現 状	県が市町村に補助、25市町村 で実施しています。 待機児童63人 (令和元年5月1日時点)			
		目 標	引き続き事業の実施を推進す るとともに、待機児童解消をめ ざします。	○	○	
日常生活支援 事業の実施 (県、市町村)	就職活動や病気等で家事・育児に お困りのときに、家庭生活支援員を 派遣して、日常生活のお世話や保育 などを行います。	現 状	県が市町村に補助、5市で実施 しています。			
		目 標	事業の周知を図るとともに、 未実施の市町村に対し事業の実 施を働きかけます。	○	○	
子育て短期支 援事業の実施 (市町村)	○短期入所生活援助事業 (ショートステイ) 保護者の疾病や仕事等の理由によ り子どもの養育が一時的に困難にな った場合などに、子どもを施設など で短期間預かります。	現 状	県が市町村に補助、11市で 実施しています。			
		目 標	事業の周知を図るとともに、 未実施の市町村に対し事業の実 施を働きかけます。	○	○	
	○夜間養護等事業 (トワイライトステイ) 保護者の仕事が恒常的に夜間にわ たる場合や休日の勤務などの場合 に、施設などで子どもに生活指導や 食事の提供などを行います。	現 状	県が市町村に補助、4市で実 施しています。			
		目 標	事業の周知を図るとともに、 未実施の市町村に対し事業の実 施を働きかけます。	○	○	
母子生活支援 施設の機能の 充実 (県、市)	母子家庭の母が、様々な理由によ り子どもの養育が十分にできない場 合、希望により母子生活支援施設に 保護し、生活の場を提供するととも に、自立に向けた支援を行います。 また、施設の機能を活用し、保育 等の地域の子育て支援ニーズに対応 します。	現 状	母子生活支援施設 7施設 定 員：120世帯 入所世帯数： 95世帯 (令和元年10月1日時点)	○		
		目 標	施設の利用に関する情報提供を 積極的に行います。 また、研修の充実等により施設 職員の支援力の向上を図ります。			

2. 就業支援策の推進

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和2～6年度)	対 象		
			母 子	父 子	寡 婦
ひとり親家庭 就業・自立支 援センター事 業の実施 (県、市)	○就業相談及び就業情報の提供 センターに就業相談員を配置し、 ひとり親家庭の就業に関する様々 な相談に応じるほか、就業支援バ ンクに登録した人に対し、個別に 求人情報を提供します。	現 状	○	○	○
		目 標			
	○就業支援講習会の開催 より良い就業に結びつくよう介 護職員初任者研修、調理師、パソ コン等の講習会を実施します。	現 状	○	○	○
		目 標			
	○関係機関との連携 ハローワークや福祉事務所等の 関係機関との連携を図るとともに、 地域の相談窓口となる母子・父子自 立支援員等に対し就業支援に関す る研修を実施します。	現 状	○	○	○
		目 標			

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和２～６年度)		対 象		
				母 子	父 子	寡 婦
事業主に対する啓発の推進	○非正規雇用から正規雇用への転換 ひとり親を雇用した事業主に対して、助成金を支給します。 また、非正規雇用者の正規雇用への転換を推進するため、国・県・市町村が協力して正規雇用の促進に取り組めます。	現 状	ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成します。(特定求職者雇用開発助成金)	○	○	
		目 標	非正規雇用から正規雇用への転換を推進するため、国・県・市町村で協力して正規雇用の促進に取り組めます。			
自立支援給付金の支給 (県、市)	○自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の親が自主的に行う能力開発の取り組みを支援するため、県及び市が指定した職業能力開発のための教育訓練給付講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。	現 状	市：１０市で実施 県：実施	○	○	
		目 標	事業の周知を図り、より良い就業に向けた能力開発の取り組みを支援します。 また、市に対し、制度の実施を働きかけます。			
	○高等職業訓練促進給付金 県又は各市が定める資格の取得を目的として長期間にわたり養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費及び修了支援給付金を支給することにより、負担の軽減を図ります。	現 状	市：８市で実施 県：実施	○	○	
		目 標	事業の周知を図り、より良い就業に向けた能力開発の取り組みを支援します。 また、市に対し、制度の実施を働きかけます。			

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和 2～6 年度)		対 象		
				母 子	父 子	寡 婦
公共的施設に おける雇用の 促進 (県、市町村)	県においては、非常勤職員等の 募集に当たって、求人情報をひと り親家庭就業・自立支援センター に提供し、ひとり親家庭の親及び 寡婦の雇用の促進を図ります。 また、市町村や社会福祉施設に 対しても、雇用の促進を働きかけ ます。	現 状	庁内各課・地方機関及び各 市町村等に協力依頼を実施し ています。			
		目 標	引き続き機会を捉えて協力 要請を行います。	○	○	○
母子寡婦福祉 団体への事業 発注の推進 (県)	庁舎の清掃等の業務を母子寡婦 福祉団体へ優先的に発注し、母子 家庭の母及び寡婦の雇用の促進を 図ります。	現 状	庁舎の清掃業務を委託して います。			
		目 標	引き続き契約の透明性を確 保しながら業務を委託し、母 子家庭の母及び寡婦の雇用促 進を図ります。	○		○

3. 経済的支援策の実施

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和2～6年度)		対 象		
				母 子	父 子	寡 婦
児童扶養手当 の支給 (県、市)	父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童の父又は母、または、父又は母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。	現 状	県：延べ 8, 263人 市：延べ 93, 936人	○	○	
		目 標	制度に関する広報を積極的に実施し、情報提供を推進するほか、適正な給付業務を実施します。			
母子父子寡婦 福祉資金の貸 付 (県、中核市)	ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定、児童の福祉の向上を図るために、各種資金の貸付を行います。	現 状	貸付実績 県：135人 秋田市：12人	○		○
		目 標	制度に関する情報提供を積極的に推進し、適正な貸付業務を実施します。			
住宅整備資金 の貸付 (県、市町村)	ひとり親家庭等の住宅の補修や増改築等に必要な資金の貸付を行います。 県は、市町村に対し、対象世帯に貸し付けるために必要な資金を貸付します。	現 状	貸付限度額150万円 金利は所得税非課税世帯が無利子、その他は3%以内。	○	○	○
		目 標	制度に関する情報提供を積極的に推進し、適正な貸付業務を実施します。			
保育料等の助 成 (県・市町村)	子育て家庭を経済的に支援するため、県と市町村が協力し、利用する施設を問わず、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない0～2歳児の保育料等のほか、全ての3～5歳児の副食費を助成します。	現 状	・保育料助成 県内全ての市町村で実施 ・副食費助成 秋田市を除く県内24市町村で実施 ※令和元年10月1日現在	○	○	
		目 標	市町村と協力し、同水準を維持しながら、助成を実施します。			

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和２～６年度)		対 象		
				母 子	父 子	寡 婦
教育費の援助	○高等教育の修学支援新制度 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯を対象に、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が授業料等の減免を行うとともに、日本学生支援機構が給付型奨学金を支給します。	現 状	令和２年４月の制度開始に向けて、学校や関係機関が周知や準備作業を行っています。	○	○	
		目 標	経済的理由により、ひとり親家庭の子どもが進学をあきらめることがないよう、学校を通じて制度の周知を図ります。			
	○就学援助制度 生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた人に対して、学用品費などの援助を行っています。	現 状	県内全市町村で実施しています。	○	○	
		目 標	該当者がもれなく制度を活用できるよう、学校を通じて周知するほか、相談活用において適切に情報提供します。			
医療費の助成 (県、市町村)	経済的負担に起因するひとり親家庭の児童の受診抑制を解消するとともに、経済的・精神的負担の軽減を図ります。 県は、市町村が実施した事業費に対し補助します。	現 状	県内全市町村で実施しています。 母子：１０，８６８人 父子：１，３２１人	○	○	
		目 標	該当者がもれなく受給できるよう、広報活動等で事業の周知徹底を図ります。	○	○	
家計管理の支援 (県、市町村)	家計改善支援事業の利用により、家計に課題を抱えるひとり親家庭等の生活困窮者が、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を受けて適切な家計管理ができるよう支援します。	現 状	市：８市で実施 県：実施	○	○	○
		目 標	制度の情報提供を行い家計に課題を抱えるひとり親家庭等の家計管理を支援します。 県内すべてで支援が受けられるよう家計改善支援事業未実施の市に事業の実施を働きかけます。			

4. 養育費確保の支援

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和2～6年度)	対 象		
			母 子	父 子	寡 婦
広報・啓発及び情報提供の推進 (県、市町村)	子どもの養育費を負担するのは親の当然の義務であることを啓発し、養育費に関する相談窓口などについて、パンフレットやホームページなどを利用して広報及び情報提供を行います。	現 状	○	○	
		目 標			
養育費支援事業の実施 (県)	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、養育費等に関する専門的な相談に応じます。	現 状	○	○	○
		目 標			
相談員に対する研修の実施 (県)	母子・父子自立支援員などの相談員に対し養育費及び面会交流に関する相談に十分な対応ができるように研修を実施します。	現 状	○	○	○
		目 標			

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和２～６年度)		対 象		
				母 子	父 子	寡 婦
効果的な養育 費確保対策の 検討	ひとり親家庭等の親の意見を聴 き、効果的な養育費確保対策を検討 します。	現 状	養育費の取決めをしている 離婚母子世帯は約半数にとど まっており、多くの離婚母子 家庭が養育費を受けとってい ない主な要因となっています。	○	○	
		目 標	ひとり親家庭の親や相談機 関等関係者によるワーキング グループを設置して効果的な 養育費確保対策を検討しま す。			

5. 相談体制の充実

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和2～6年度)	対 象		
			母 子	父 子	寡 婦
母子・父子自立支援員による相談の実施 (県、市)	県及び市の福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として、様々な相談への対応や自立に必要な情報提供を行います。	現 状 県（4事務所） 4人 市（13市） 17人 計 21人 相談延べ件数 3,543件	○	○	○
		目 標 就業支援や養育費の確保を含め、自立のための総合的な相談や情報提供を行います。			
家庭相談員による相談の実施 (県、市)	県及び市の福祉事務所に配置されている家庭相談員が、父子家庭に対する様々な相談に応じます。	現 状 県（4事務所） 4人 市（13市） 34人 計 38人		○	
		目 標 相談窓口としての広報に努め父子家庭の抱える問題の解決を支援します。			
ひとり親家庭等支援に携わる職員に対する研修の実施 (県)	母子・父子自立支援員、家庭相談員、市町村担当職員等ひとり親家庭等支援に携わる職員に対し、各種相談に十分な対応ができるように研修を実施します。	現 状 母子・父子自立支援員会議及び研修 各1回 家庭相談員会議 年1回 新任児童家庭相談業務担当者研修会 年1回	○	○	○
		目 標 他機関との連携に主眼を置いた研修を行うとともに、市町村の担当に対しても研修を行います。			
情報提供の推進 (県、市町村)	ひとり親家庭等に対する支援制度を分かり易く紹介したパンフレットを作成し、市町村等の関係機関に配付するほか、ホームページなどを利用した情報提供を行います。	現 状 「ひとり親家庭のしおり」を作成し、市町村等に配付したほか、県のホームページ等にも掲載し、紹介しています。	○	○	○
		目 標 制度の認知度を高め、必要の人に必要な情報が行き渡るよう、パンフレットやホームページ等を利用した情報提供を行います。			

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和2～6年度)		対 象		
				母 子	父 子	寡 婦
休日・夜間の 相談体制の充 実 (県)	就業している人でも相談がしや すいように、休日や夜間における相 談体制について、効果的な実施方法 を検討します。	現 状	ひとり親家庭就業・自立支 援センターのホームページに おいてメールで相談を受付し ています。 また、秋田市では子ども未 来センターで「女性の悩み相 談」窓口（日曜・年末年始を 除く）を開設しています。	○	○	○
		目 標	メールの活用に加え、相談 窓口の時間延長などを検討し ます。			
早期に支援に つなげられる 体制の構築 (市町村)	児童扶養手当の受給資格認定時、現 況届提出時などの機会を捉え、相談 に応じ、困難に陥る前に早期に支援 につなげられる体制を構築します。	現 状	各市町村において相談に応 じており、具体的な支援につ なげる体制が整備されていま す。	○	○	○
		目 標	引き続き、生活全般にわた る親身な相談に応じ、必要な 情報の提供等や支援につなげ ることができるよう努めます。			
母子寡婦福祉 団体等との連 携	ひとり親家庭等の支援をすすめる 母子寡婦福祉団体等と連携し、必要 な援助へつなげていきます。	現 状	母子寡婦福祉団体を通じ て、ひとり親施策の情報提供 を行っています。	○		○
		目 標	引き続き、母子寡婦福祉団 体を通じて、ひとり親施策の 情報提供を行います。			
弁護士会等と の連携	多重債務の整理や、養育費の確保 等、法的な対応が必要な方に対し て、秋田弁護士会や法テラス等の相 談窓口の情報を提供します。	現 状	母子・父子自立支援員等が 相談対応の中で、秋田弁護士 会等の相談窓口情報を提供し ています。	○	○	○
		目 標	秋田弁護士会や法テラス等 の協力を得ながら、法律相談 の情報を積極的に周知しま す。			

第6 計画の推進体制

第6 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、県、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、ハローワーク等労働関係部局、母子寡婦福祉団体等が連携を図り、各種制度に取り組みます。

2. 計画の進行管理

進捗状況や取組状況について、「秋田県社会福祉審議会」において計画の進行管理を行い、必要に応じて内容の見直しを行います。

3. 計画の評価

計画の期間満了前に、実態調査の実施や関係者からの意見聴取等を行い、計画に定めた施策についての評価を行います。

この評価の結果は公表するものとし、次期計画策定の参考とします。

【資料編】

秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づき、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するにあたり、広く関係者の意見を計画に反映させるため、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひとり親家庭の実態調査に関すること。
- (2) ひとり親家庭の支援ニーズの把握に関すること。
- (3) ひとり親家庭の自立促進計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。
- 3 委員会には、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、秋田県健康福祉部長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿

氏 名	所 属	職 名	備 考
蛭田 一美	聖園学園短期大学	准教授	学識者（委員長）
佐々木良幸	秋田市子ども未来部 子ども総務課	課長	秋田県市長会推薦 （副委員長）
寺沢 修平	小林・寺沢法律事務所	弁護士	秋田弁護士会推薦
畠 山 徹	秋田労働局職業安定部 職業安定課	課長	秋田労働局職業安定部推薦
齊藤 敦子	美郷町福祉保健課	課長	秋田県町村会推薦
高本 和子	秋田県母子寡婦福祉連合会	副会長	秋田県母子寡婦福祉連合会 推薦
柴 田 理	母子生活支援施設 秋田婦人ホーム	施設長	秋田県母子福祉協議会推薦
畠山 頼仁	秋田県中小企業団体中央会	事務局長	秋田県中小企業団体中央会 推薦
佐藤 成樹	日本労働組合総連合会 秋田県連合会	副事務局長	連合秋田推薦
時 田 博	秋田県社会福祉審議会	委員	秋田県社会福祉審議会公募 委員
石井 睦子	中央福祉事務所	母子・父子 自立支援員	秋田県母子・父子自立支援 員連絡協議会推薦

【事務局】

区 分	課 名
家庭福祉部門	地域・家庭福祉課
労働政策部門	雇用労働政策課
子育て部門	次世代・女性活躍支援課
保育所部門	幼保推進課

自立促進計画策定の経過

年	月	事 項	備 考
令和元年	6 月	「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」設置	・ 委員 11 名
	7 月	第 1 回策定委員会開催	・ 計画策定の概要確認 ・ 策定スケジュールの確認 ・ 調査項目・方法の検討
	8 月	「秋田県ひとり親家庭等実態調査」実施	・ 調査対象：母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
	10 月	関係団体等のヒアリングの実施	
	11 月	第 2 回策定委員会開催	・ 調査結果の評価・分析 ・ 計画案の検討
	12 月	パブリックコメントの実施	
令和 2 年	3 月	第 3 回策定委員会開催 計画の決定	・ 計画最終案の検討

秋田県ひとり親家庭実態調査の概要

1. 調査目的

秋田県内の母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯の生活の実態とニーズを把握し、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施する。

2. 調査対象

世帯区分ごとに、世帯総数の 1 割程度の調査票回収を目標に、概ね 2 ～ 3 割程度の世帯を対象とした。

3. 調査事項

世帯の状況、住居の状況、仕事の状況、家計の状況、子どもの状況等

4. 調査基準日

令和元年 8 月 1 日

5. 調査期間

令和元年 8 月 1 日～ 9 月 1 0 日

6. 調査方法

世帯区分ごとに、市等関係機関に対して、調査票を配布するよう依頼し、無記名・料金受取人払郵便にて回収した。

7. 配布・回収状況

世帯区分	配布数	有効回答数	回収率
母子世帯	2, 0 8 0	1, 1 0 1	5 2. 9 %
父子世帯	4 8 8	1 9 7	4 0. 4 %
寡婦世帯	1 2 0	6 2	5 1. 7 %
計	2, 6 8 8	1, 3 6 0	5 0. 6 %

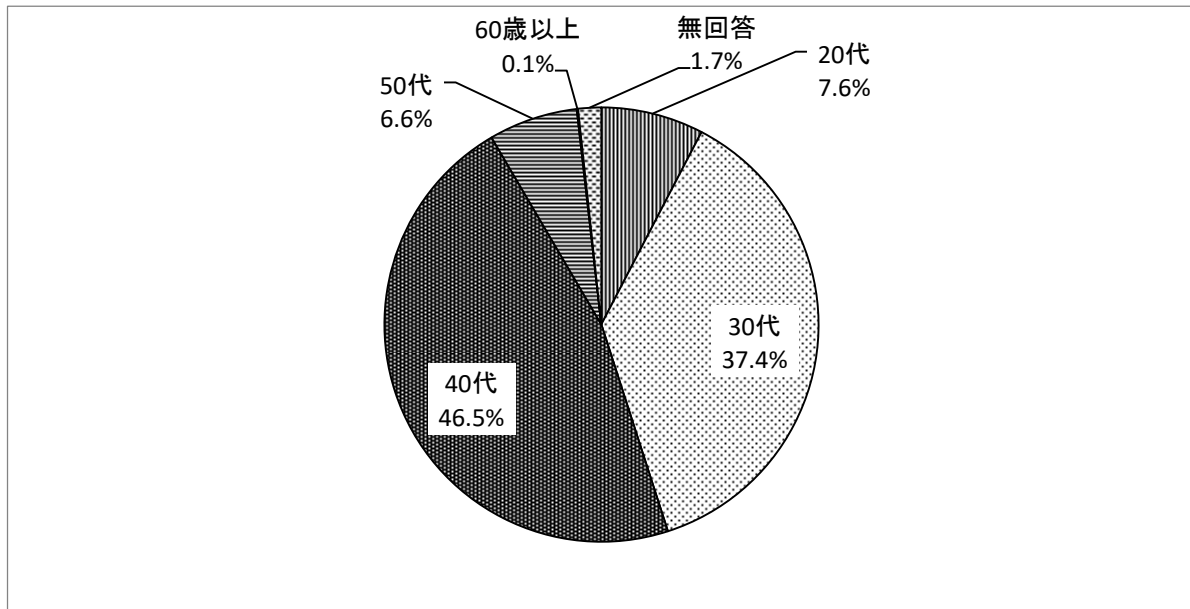
1. 母子世帯集計結果

母子世帯集計結果

世帯の状況

1. 母の年齢

母子世帯の母の年齢は、「40代」が46.5%と最も多く、平均年齢は、39.9歳となっています。

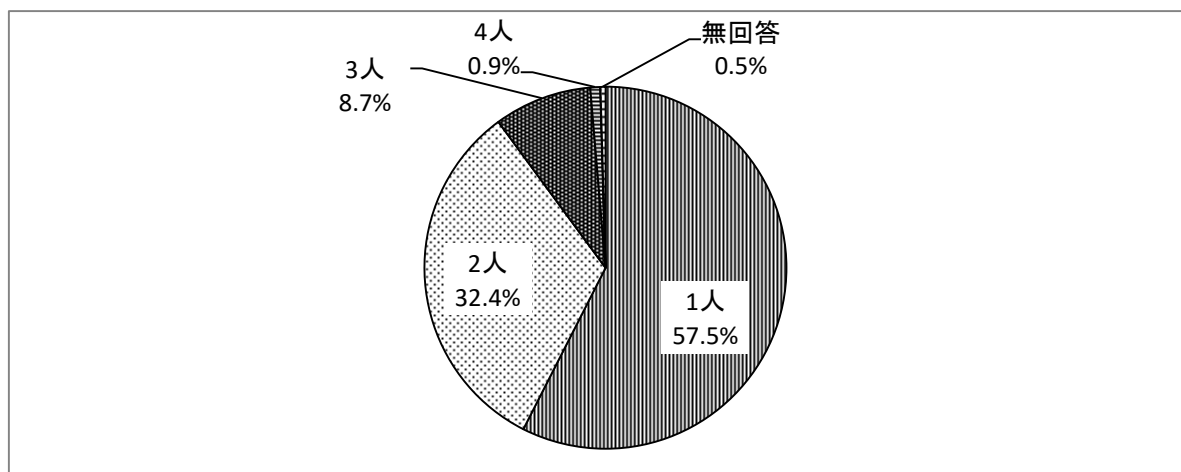


	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数	平均年齢
回答数	0	84	412	512	73	1	19	1,101	39.9
割合	0.0%	7.6%	37.4%	46.5%	6.6%	0.1%	1.7%	100.0%	

2. 子どもの状況

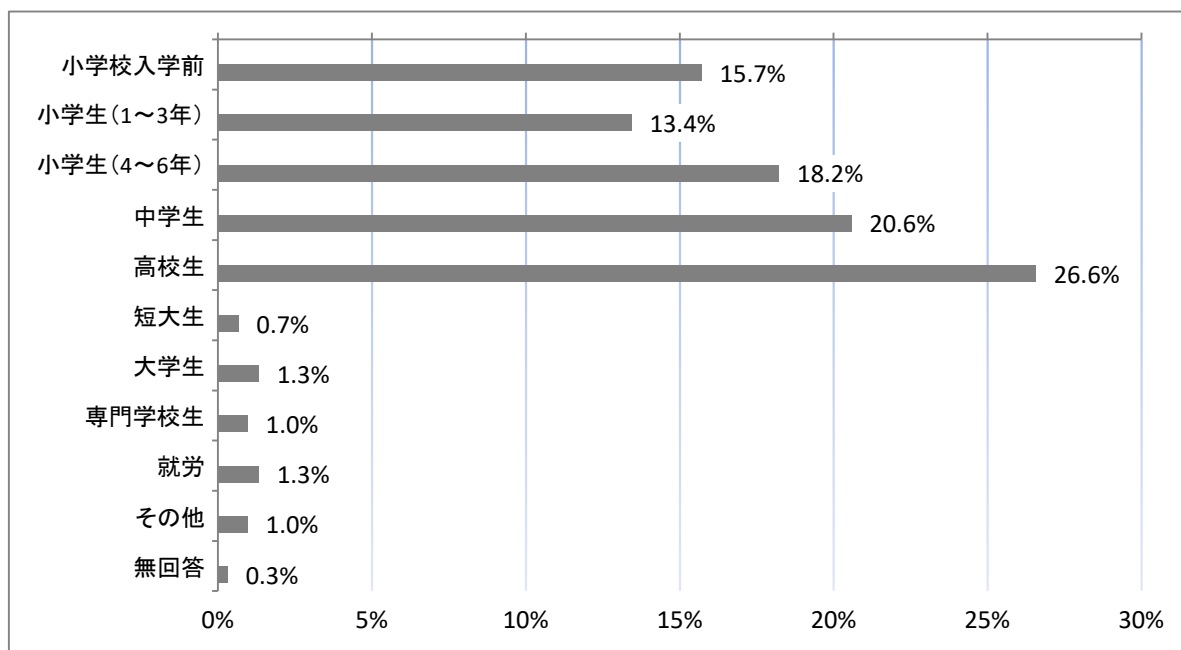
養育している子どもの数は、「1人」が57.5%と最も多く、「2人」以下の割合が全体の約9割を占めています。就学・就労別では、「小学生」が31.6%、「中学生」、「高校生」が合わせて47.2%となっています。

ア. 子どもの人数



	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
回答数	633	357	96	10	0	5	1,101
割合	57.5%	32.4%	8.7%	0.9%	0.0%	0.5%	100.0%

イ. 就学・就労別

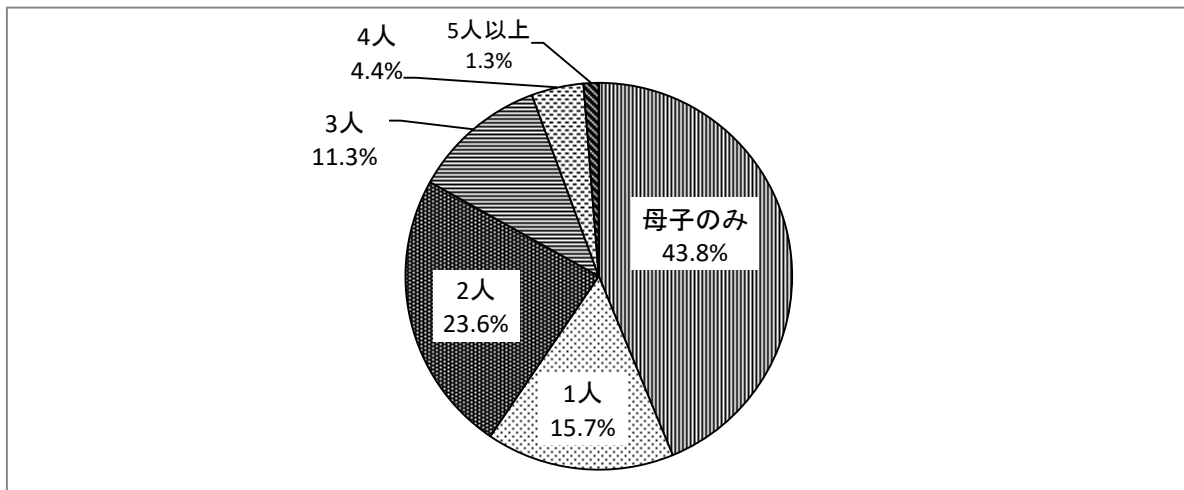


	小学校入学前	小学生(1~3年)	小学生(4~6年)	中学生	高校生	短大生	大学生	専門学校生	就労	その他	無回答	総数
回答数	262	224	304	343	443	11	22	16	22	16	5	1,668
割合	15.7%	13.4%	18.2%	20.6%	26.6%	0.7%	1.3%	1.0%	1.3%	1.0%	0.3%	100.0%

3. 同居家族の状況

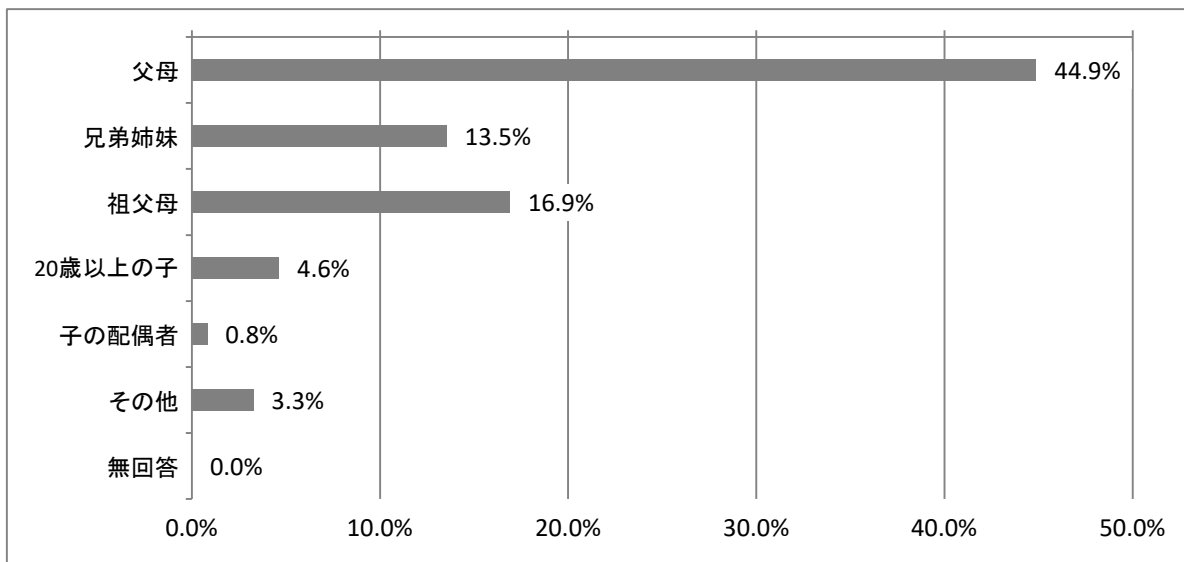
同居している家族の状況については、母子の他に同居家族がない世帯が43.8%を占めています。同居家族の内訳では、44.9%が「父母」と同居しています。

ア. 同居家族の人数



	母子のみ	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
回答数	482	173	260	124	48	14	0	1,101
割合	43.8%	15.7%	23.6%	11.3%	4.4%	1.3%	0.0%	100.0%

イ. 同居家族の内訳（母子世帯全体に対する割合）



(複数回答)

	父母	兄弟姉妹	祖父母	20歳以上の子	子の配偶者	その他	無回答	総数
回答数	494	149	186	51	9	36	0	925
割合	44.9%	13.5%	16.9%	4.6%	0.8%	3.3%	0.0%	

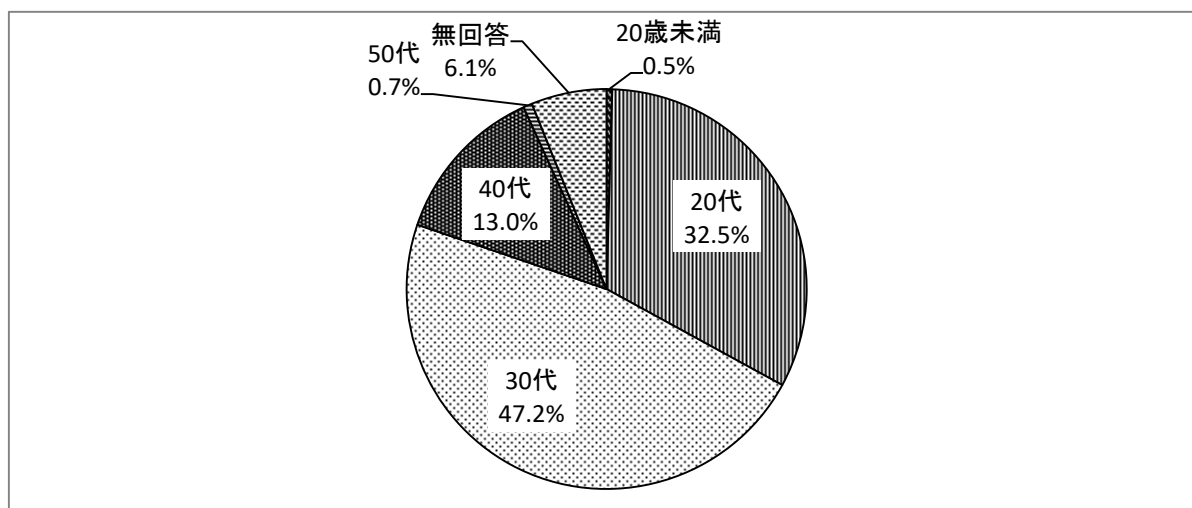
回答者数 1,101

4. 母子世帯になった年齢

母子世帯になった時の母の年齢は、「30代」が47.2%と最も多く、次いで「20代」が32.5%となっています。

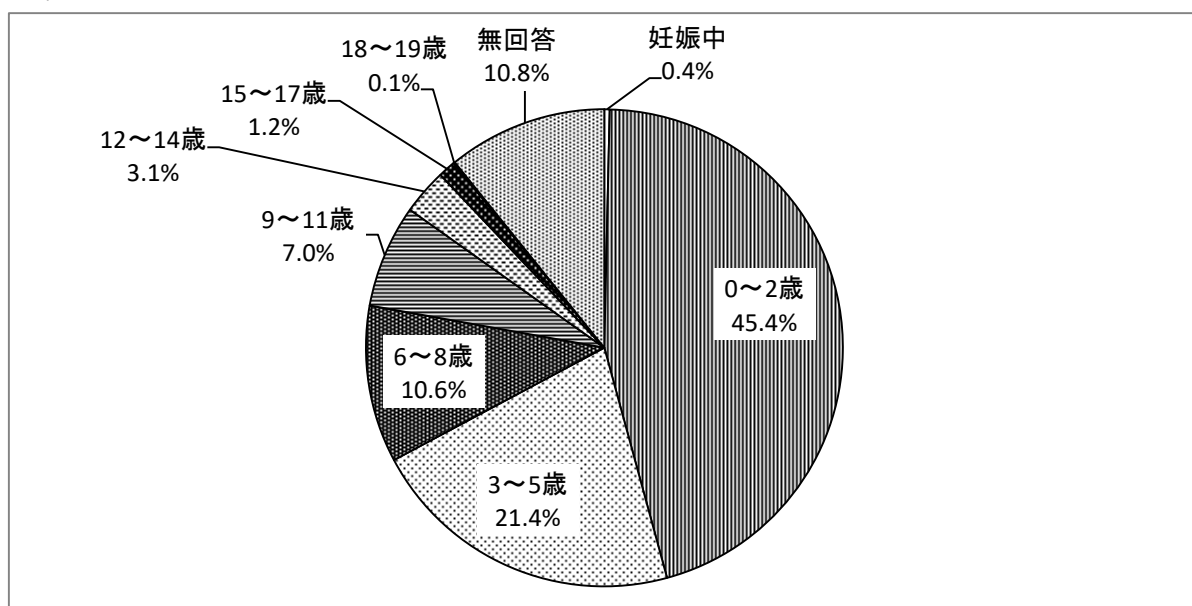
母子世帯になった時の末子の年齢は、「0～2歳」が45.4%と最も多く、次いで、「3～5歳」が21.4%となっており、全体の3分の2の世帯が、末子が5歳以下の時に母子世帯になっています。

ア. 母の年齢



	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数
回答数	5	358	520	143	8	0	67	1,101
割合	0.5%	32.5%	47.2%	13.0%	0.7%	0.0%	6.1%	100.0%

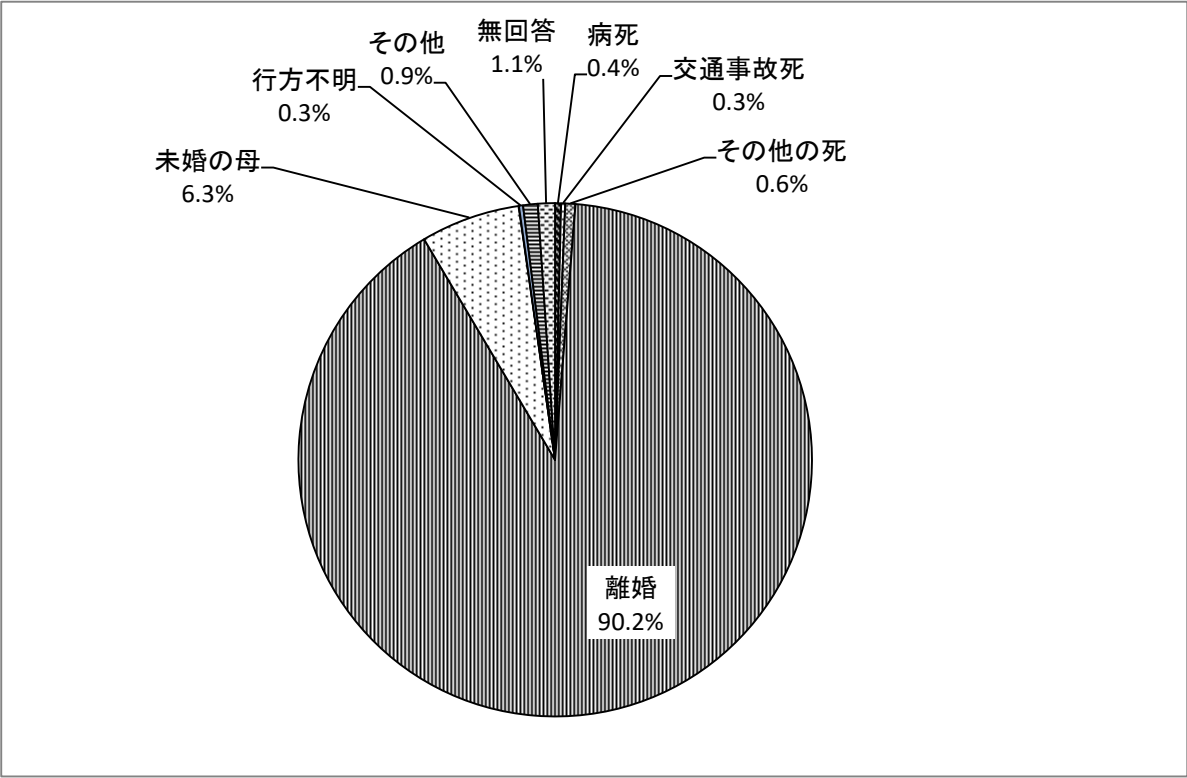
イ. 末子の年齢



	妊娠中	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	無回答	総数
回答数	4	500	236	117	77	34	13	1	119	1,101
割合	0.4%	45.4%	21.4%	10.6%	7.0%	3.1%	1.2%	0.1%	10.8%	100.0%

5. 母子世帯になった理由

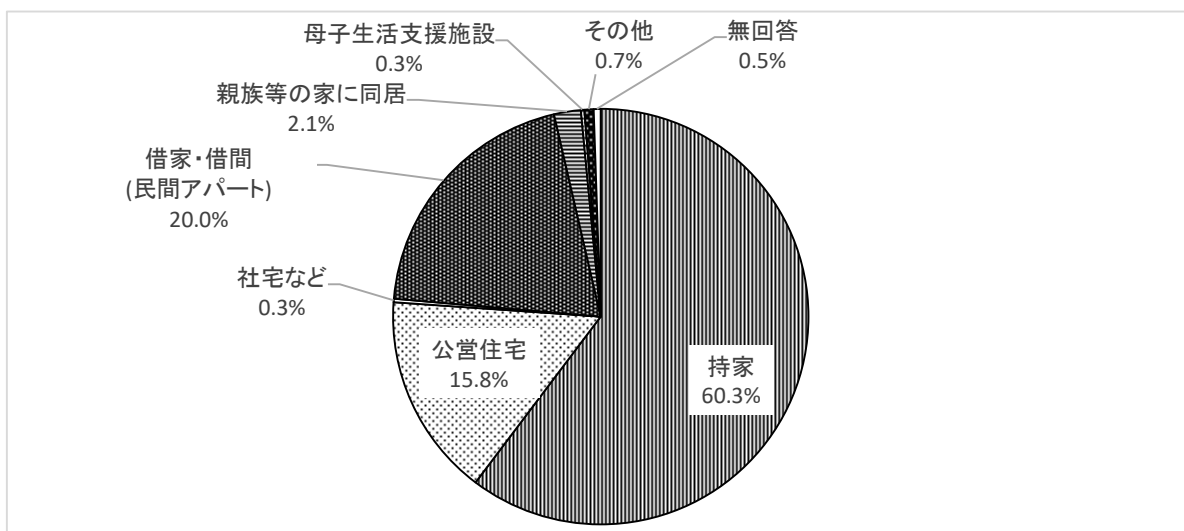
母子世帯になった理由では、「離婚」が90.2%と最も多く、次いで「未婚の母」が6.3%となっています。



	病死	交通事故死	その他の死	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	無回答	総数
回答数	4	3	7	993	69	0	3	10	12	1,101
割合	0.4%	0.3%	0.6%	90.2%	6.3%	0.0%	0.3%	0.9%	1.1%	100.0%

6. 現在の住居

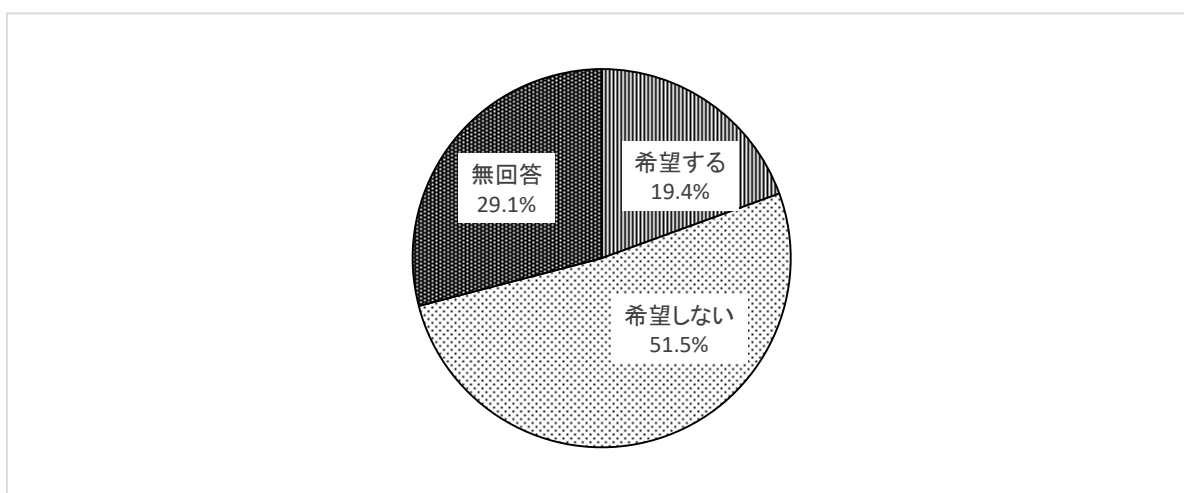
現在の住居については、「持家」が60.3%と最も多く、次いで「借家・借間」、「公営住宅」の順になっています。



	持家	公営住宅	社宅など	借家・借間 (民間アパート)	親族等の家 に同居	母子生活支 援施設	その他	無回答	総数
回答数	664	174	3	220	23	3	8	6	1,101
割合	60.3%	15.8%	0.3%	20.0%	2.1%	0.3%	0.7%	0.5%	100.0%

7. 公営住宅の入居希望

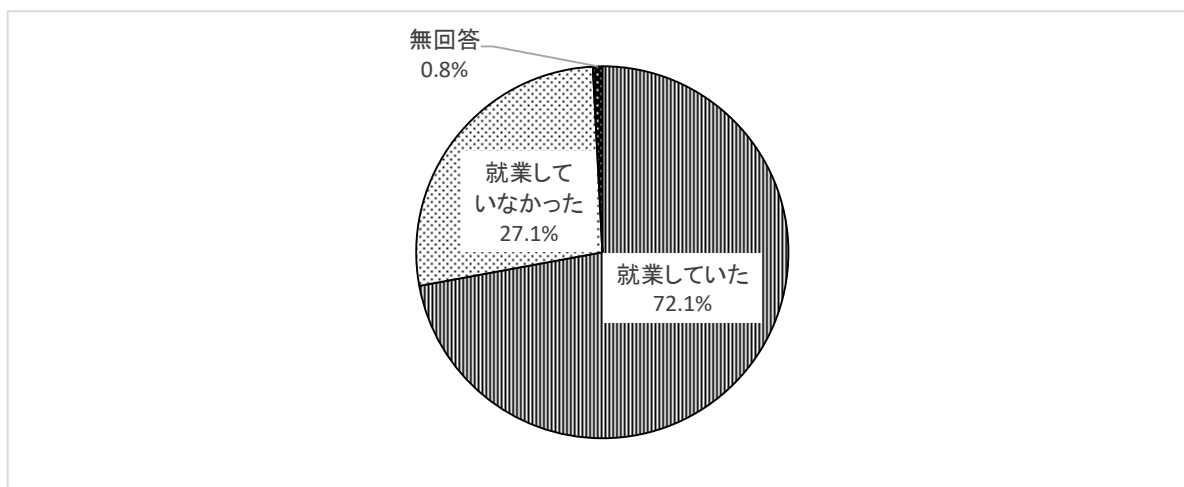
公営住宅の入居希望者については、持家の世帯が多いこともあり、「希望しない」が51.5%を占めています。



	希望する	希望しない	無回答	総数
回答数	214	567	320	1,101
割合	19.4%	51.5%	29.1%	100.0%

8. 母子世帯になる前の就業状況

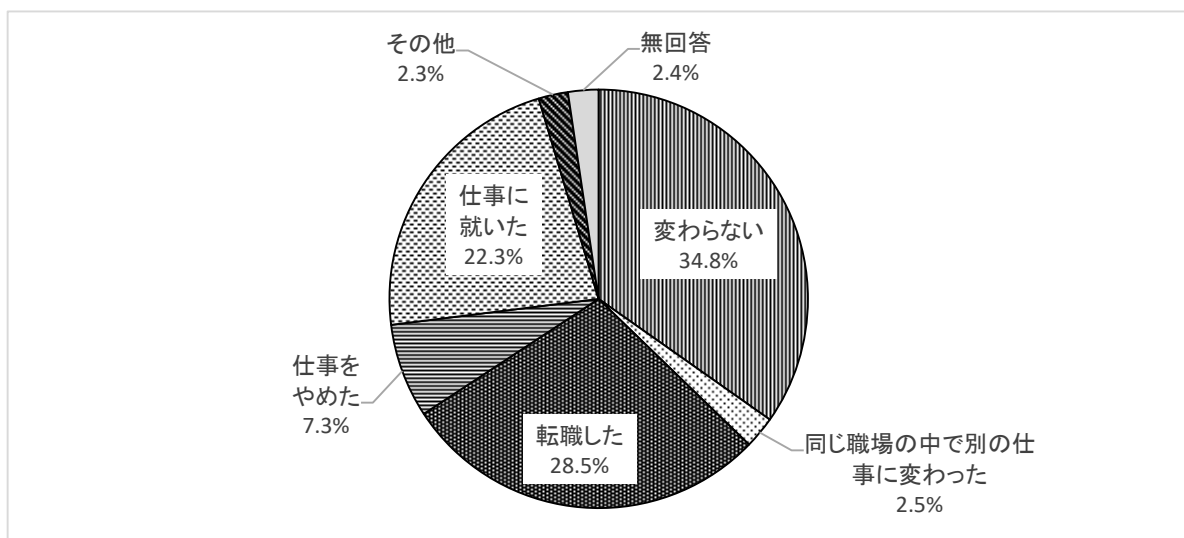
母子世帯になる前の就業状況については、72.1%が就業していたと回答しています。



	就業していた	就業していなかった	無回答	総数
回答数	794	298	9	1,101
割合	72.1%	27.1%	0.8%	100.0%

9. 就業状況の変化

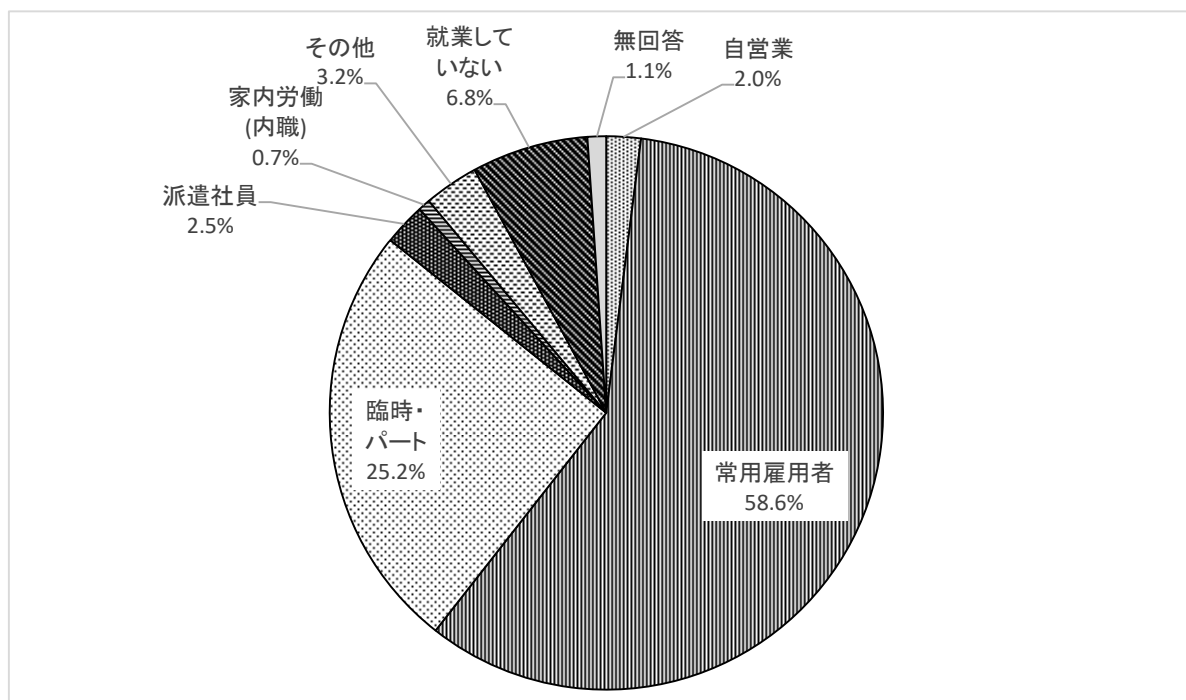
母子世帯になったことによる就業状況の変化は、「変わらない」が34.8%と最も多く、「転職した」、「仕事に就いた」など変化のあった方が約6割となっています。



	変わらない	同じ職場の中で別の仕事に変わった	転職した	仕事をやめた	仕事に就いた	その他	無回答	総数
回答数	383	27	314	80	246	25	26	1,101
割合	34.8%	2.5%	28.5%	7.3%	22.3%	2.3%	2.4%	100.0%

10. 就業形態

現在の就業形態については、「常用雇用者」が58.6%と最も多く、次いで「臨時・パート」が25.2%となっています。

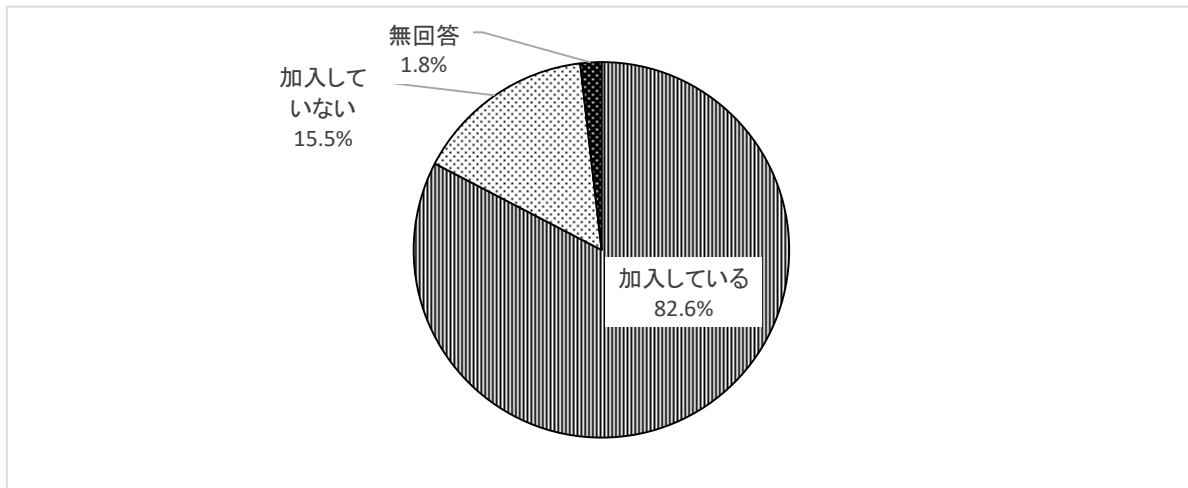


	自営業	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家内労働(内職)	その他	就業していない	無回答	総数
回答数	22	645	277	27	8	35	75	12	1,101
割合	2.0%	58.6%	25.2%	2.5%	0.7%	3.2%	6.8%	1.1%	100.0%

1 1. 社会保険の加入状況

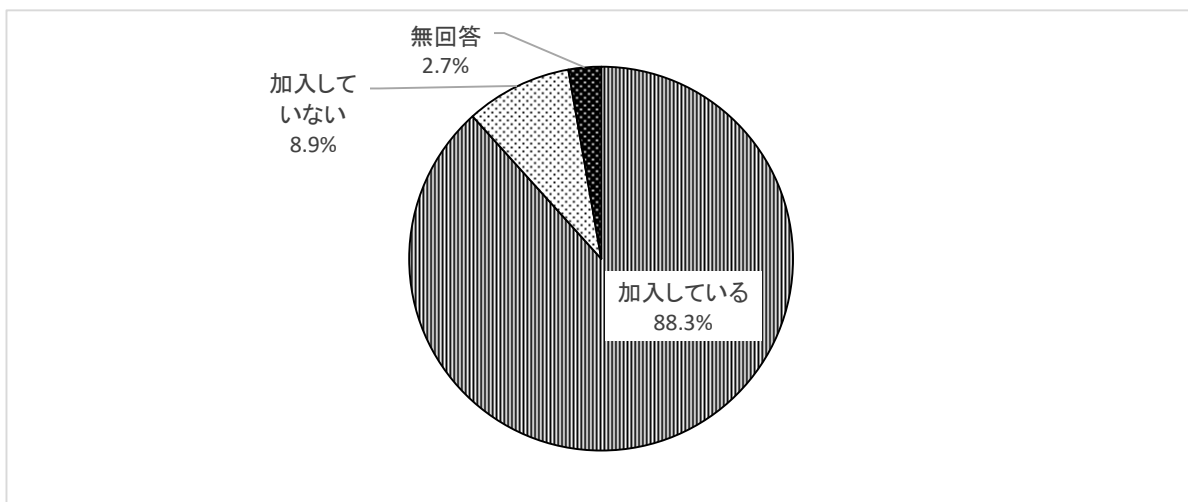
厚生年金又は共済年金及び雇用保険の加入状況については、ともに8割以上の方が加入しています。

ア. 厚生年金又は共済年金



	加入している	加入していない	無回答	総数
回答数	813	153	18	984
割合	82.6%	15.5%	1.8%	100.0%

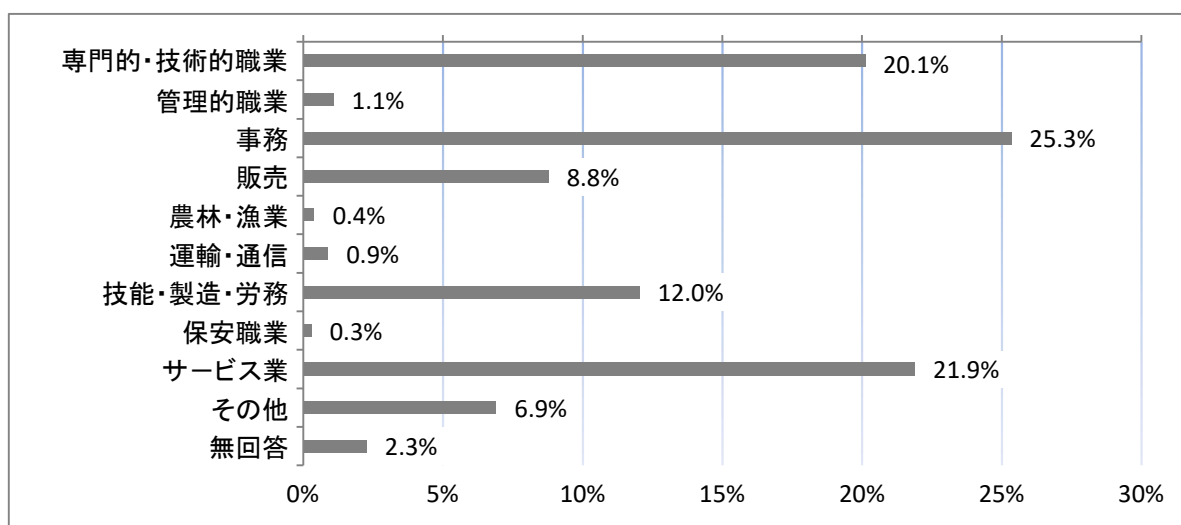
イ 雇用保険



	加入している	加入していない	無回答	総数
回答数	869	88	27	984
割合	88.3%	8.9%	2.7%	100.0%

1 2. 職種

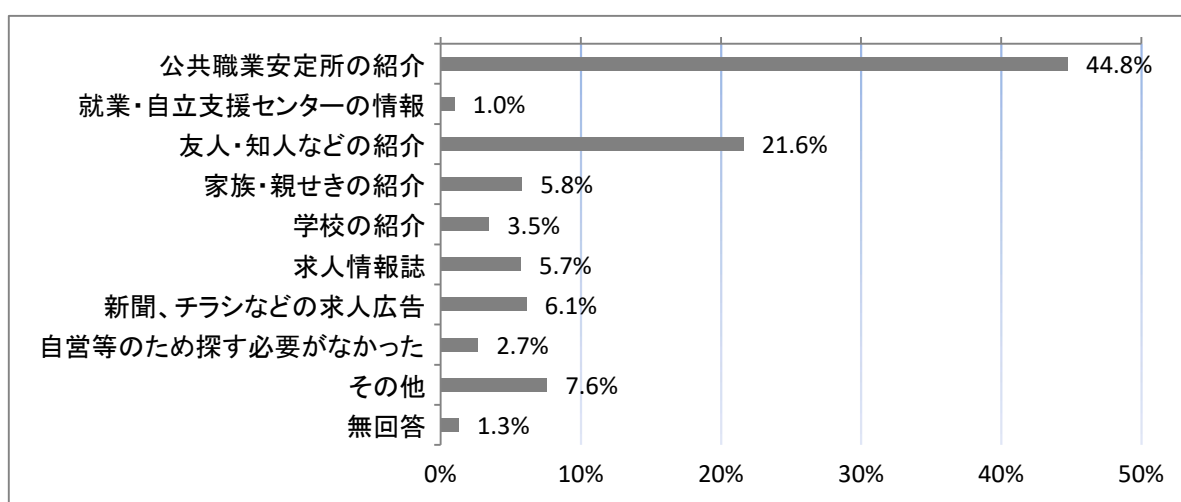
就業している方の職種については、「事務」が25.3%と最も多く、次いで「サービス業」「専門的・技術的職業」の順となっています。



	専門的・ 技術的職業	管理的職業	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	技能・製 造・労務	保安職業	サービス業	その他	無回答	総数
回答数	204	11	257	89	4	9	122	3	222	70	23	1,014
割合	20.1%	1.1%	25.3%	8.8%	0.4%	0.9%	12.0%	0.3%	21.9%	6.9%	2.3%	100.0%

1 3. 仕事を探した方法

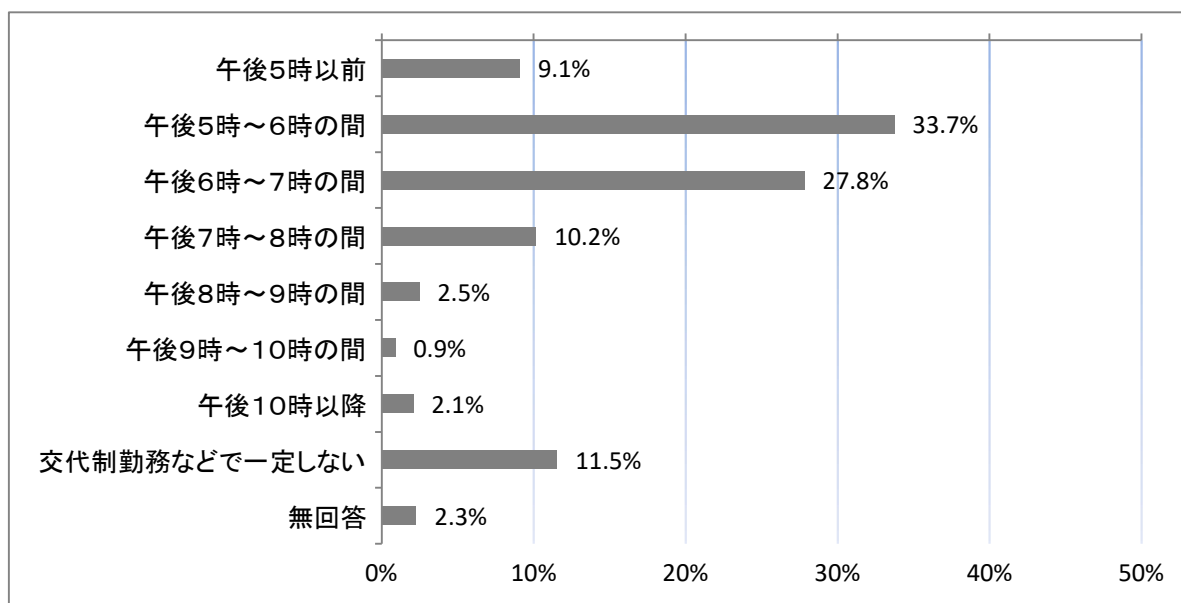
今の仕事を探した方法については、「公共職業安定所の紹介」が44.8%と最も多く、次いで「友人・知人などの紹介」が21.6%となっています。



	公共職業安 定所の紹介	就業・自立 支援セン ターの情報	友人・知人 などの紹介	家族・親せ きの紹介	学校の紹介	求人情報誌	新聞、チラ シなどの求 人広告	自営等のた め探す必要 がなかった	その他	無回答	総数
回答数	454	10	219	59	35	58	62	27	77	13	1,014
割合	44.8%	1.0%	21.6%	5.8%	3.5%	5.7%	6.1%	2.7%	7.6%	1.3%	100.0%

1 4．帰宅時間

普段の帰宅時間は、「午後5時～6時の間」と「午後6時～7時の間」が多く、全体の約3分の2が午後7時までに帰宅しています。

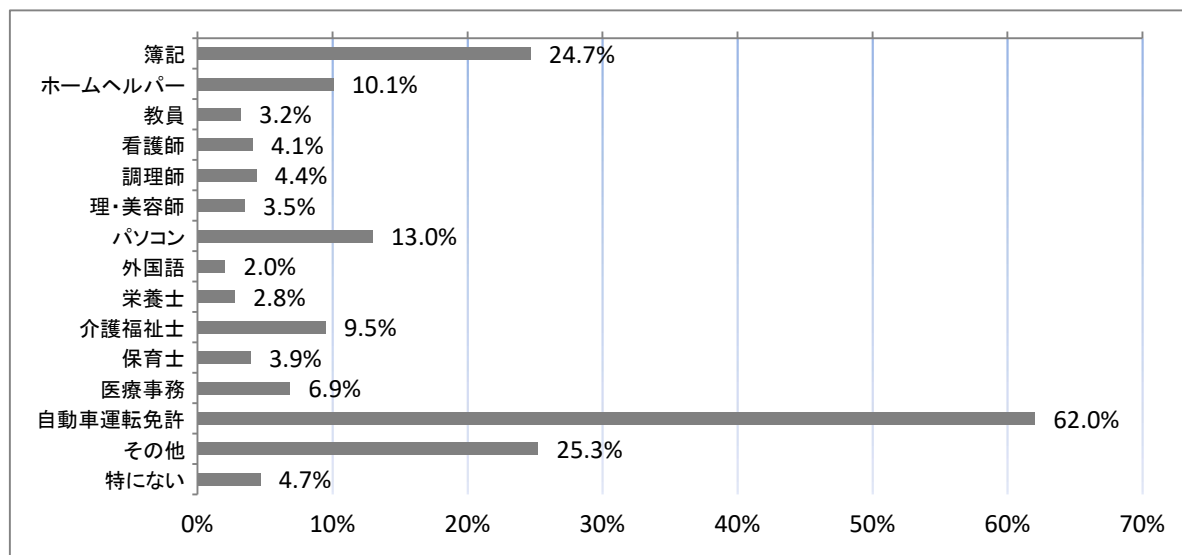


	午後5時 以前	午後5時～ 6時の間	午後6時～ 7時の間	午後7時～ 8時の間	午後8時～ 9時の間	午後9時～ 10時の間	午後10時 以降	交代制勤務 などで一定 しない	無回答	総数
回答数	92	342	282	103	25	9	21	117	23	1,014
割合	9.1%	33.7%	27.8%	10.2%	2.5%	0.9%	2.1%	11.5%	2.3%	100.0%

15. 資格

現在持っている資格は、「自動車運転免許」が62.0%と最も多く、次いで「簿記」、「パソコン」の順となっています。今後取りたい資格は、「特にない」、「パソコン」、「医療事務」の順に多くなっています。

ア. 現在持っている資格



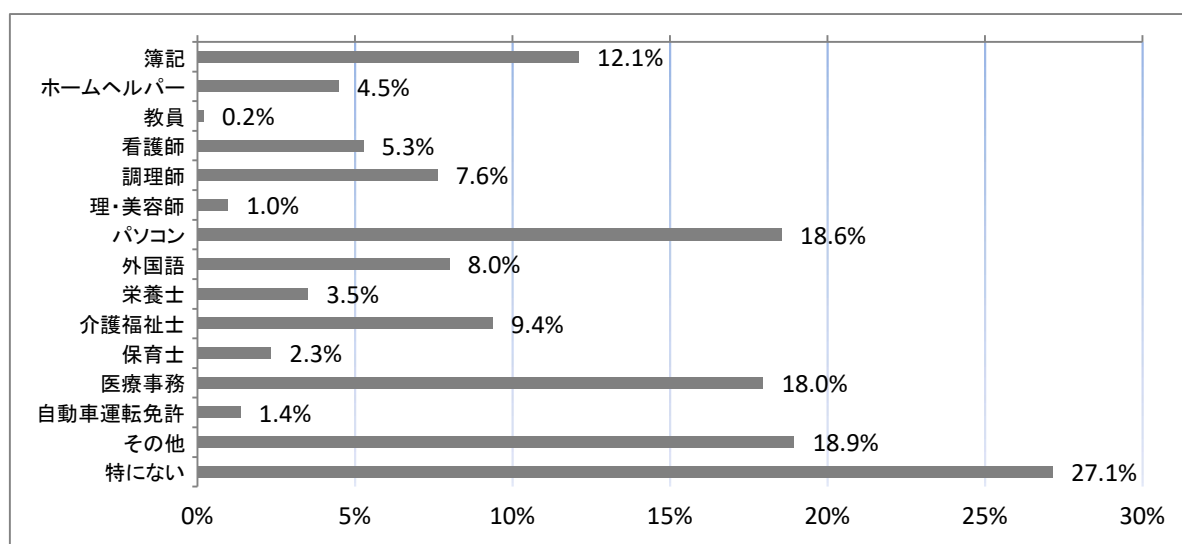
(複数回答)

	簿記	ホームヘルパー	教員	看護師	調理師	理・美容師	パソコン	外国語	栄養士	介護福祉士	保育士	医療事務	自動車運転免許	その他	特にない	総数
回答数	169	69	22	28	30	24	89	14	19	65	27	47	425	173	32	1,233
割合	24.7%	10.1%	3.2%	4.1%	4.4%	3.5%	13.0%	2.0%	2.8%	9.5%	3.9%	6.9%	62.0%	25.3%	4.7%	685

回答者数

685

イ. 今後取りたい資格



(複数回答)

	簿記	ホームヘルパー	教員	看護師	調理師	理・美容師	パソコン	外国語	栄養士	介護福祉士	保育士	医療事務	自動車運転免許	その他	特にない	総数
回答数	62	23	1	27	39	5	95	41	18	48	12	92	7	97	139	706
割合	12.1%	4.5%	0.2%	5.3%	7.6%	1.0%	18.6%	8.0%	3.5%	9.4%	2.3%	18.0%	1.4%	18.9%	27.1%	512

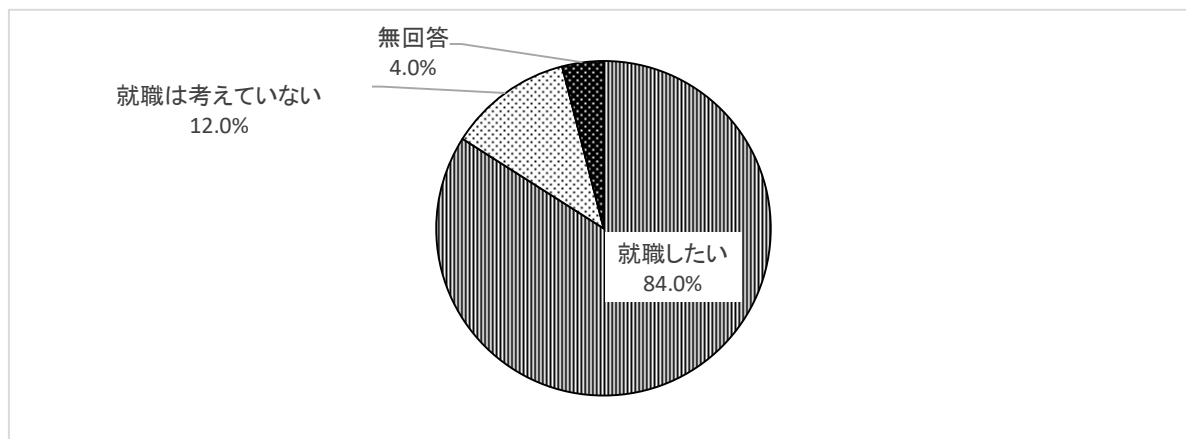
回答者数

512

16. 就職の希望

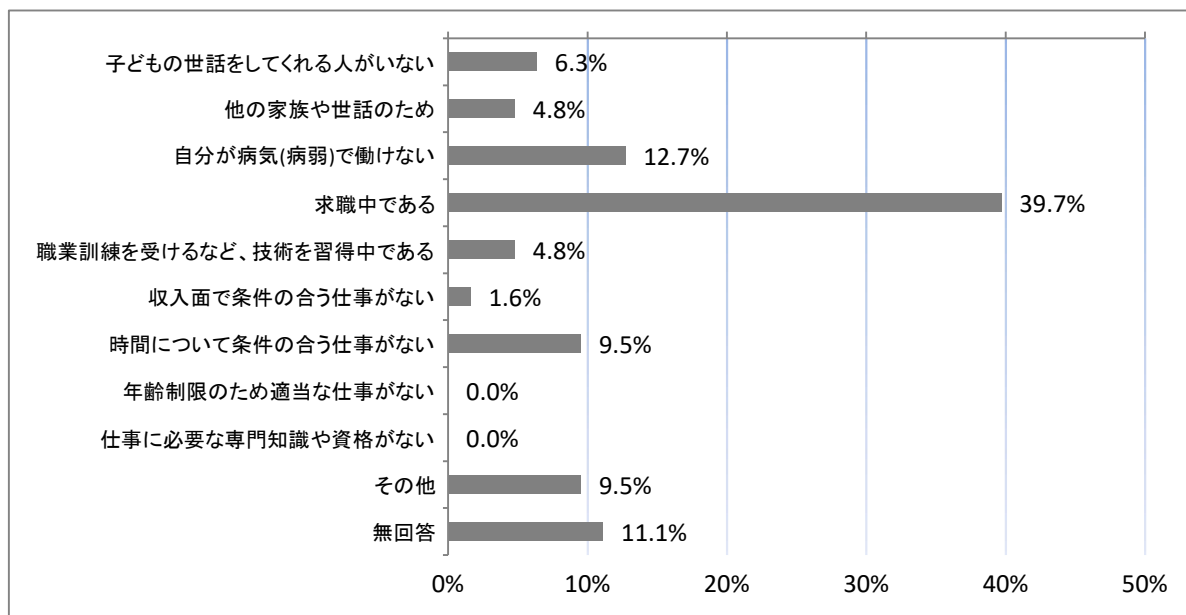
現在就業していない方のうち、84.0%の方が「就職したい」と考えています。

就職していない理由としては、「求職中」が39.7%と最も多く、次いで「自分が病気（病弱）で働けない」、「時間について条件の合う仕事がない」の順となっています。



	就職したい	就職は考えていない	無回答	総数
回答数	63	9	3	75
割合	84.0%	12.0%	4.0%	100.0%

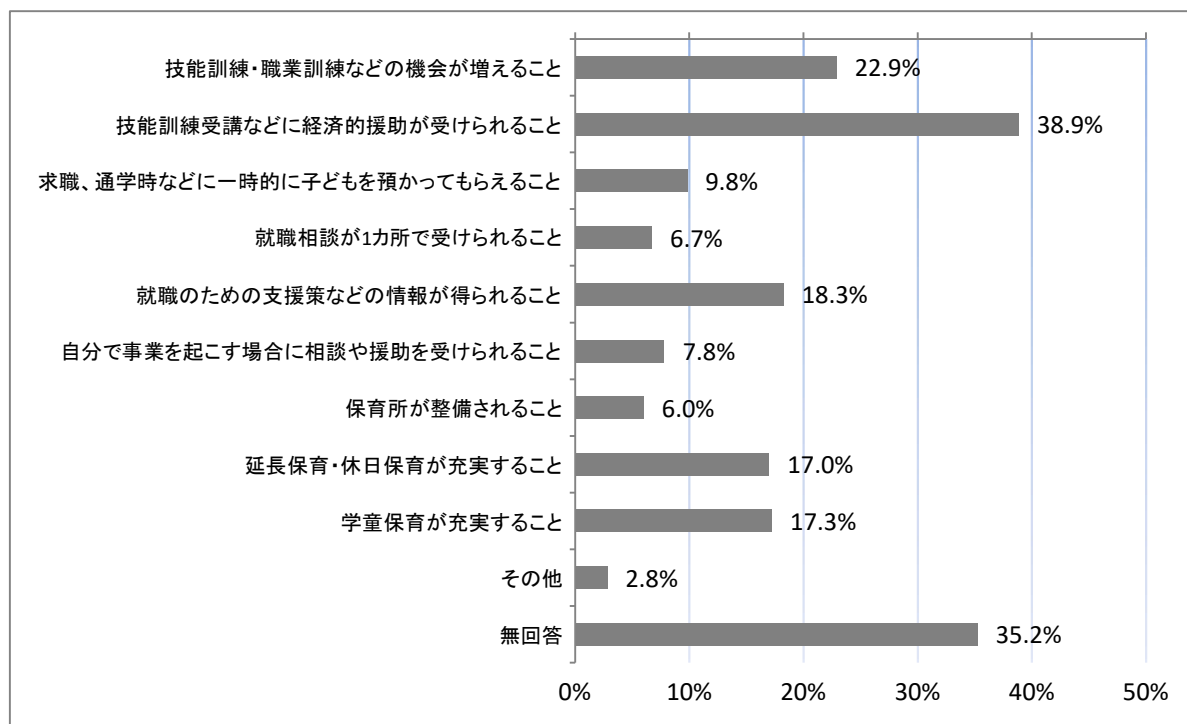
就職していない理由



回答数	4	3	8	25	3	1	6	0	0	6	7	63
割合	6.3%	4.8%	12.7%	39.7%	4.8%	1.6%	9.5%	0.0%	0.0%	9.5%	11.1%	100.0%

17. 要望する就業支援策

要望する就業支援策は、「技能訓練受講などに経済的援助が受けられること」が38.9%と最も多く、次いで「技能訓練・職業訓練などの機会が増えること」が22.9%となっています。



(複数回答)

	技能訓練 機会が増えること	経済的援助 が受けられること	求職、通学時 などに子どもを 預かってもらえること	就職相談 が1カ所で受け られること	就職情報の 提供が得られ る支援策	自分で事業を 起こす場合に 相談や援助が 受けられること	保育所が整備 されること	延長保育・休 日保育が充 実すること	学童保育が 充実すること	その他	無 回 答	総 数
回答数	252	428	108	74	201	86	66	187	190	31	388	2,011
割合	22.9%	38.9%	9.8%	6.7%	18.3%	7.8%	6.0%	17.0%	17.3%	2.8%	35.2%	

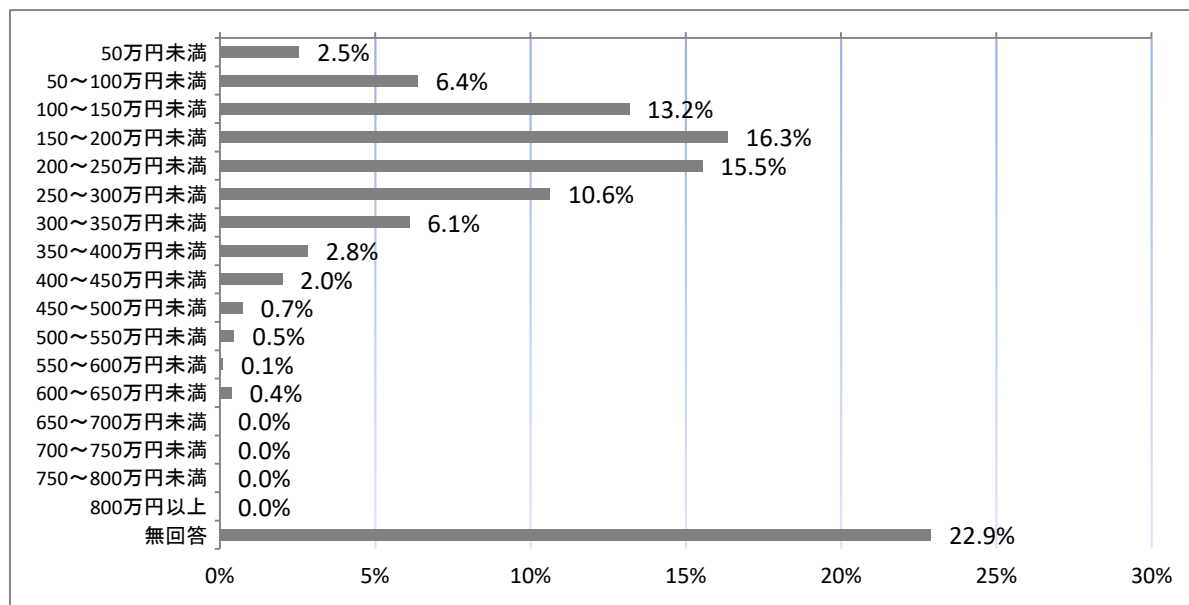
回答者数 1,101

18. 年間収入

平成30年の年間総収入は、「150～200万円未満」が最も多く、次いで「200～250万円未満」となっており、250万円未満の世帯が約半数を占めています。

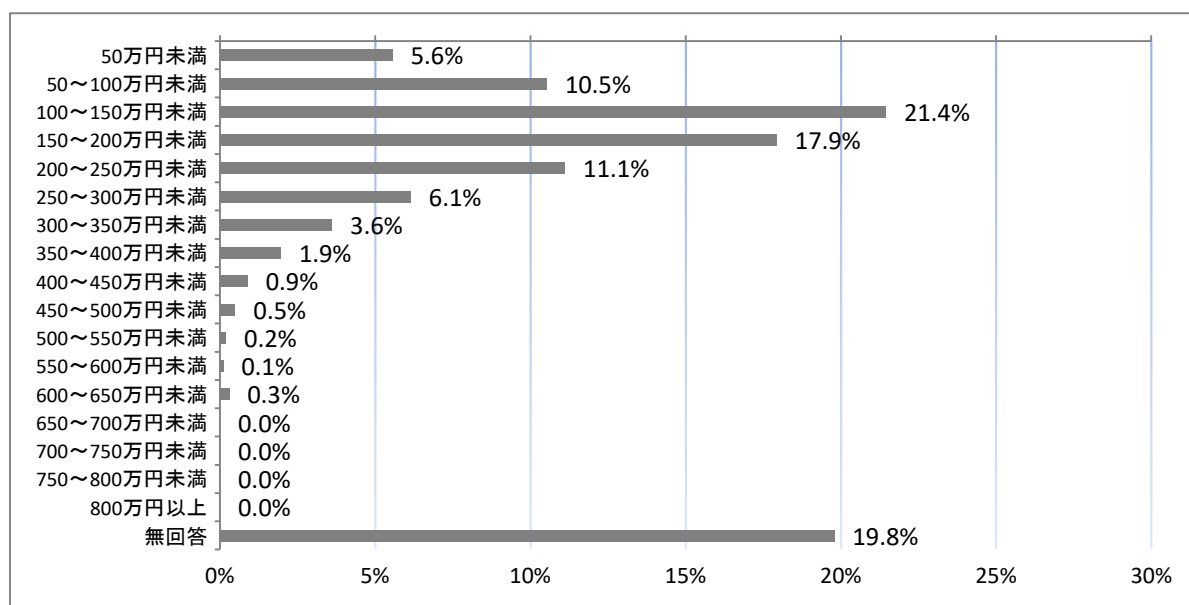
年間就労収入については、「100～150万円未満」が最も多く、次いで「150～200万円未満」となっています。

ア. 年間総収入



	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	28	70	145	180	171	117	67	31	22	8	5	1	4	0	0	0	0	252	1,101
割合	2.5%	6.4%	13.2%	16.3%	15.5%	10.6%	6.1%	2.8%	2.0%	0.7%	0.5%	0.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.9%	100.0%

イ. 年間就労収入

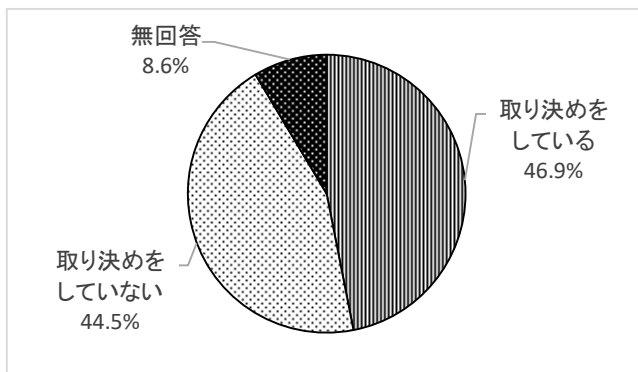


	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	57	108	220	184	114	63	37	20	9	5	2	1	3	0	0	0	0	203	1,026
割合	5.6%	10.5%	21.4%	17.9%	11.1%	6.1%	3.6%	1.9%	0.9%	0.5%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	19.8%	100.0%

19. 養育費の取り決め状況

ア. 取り決めの有無

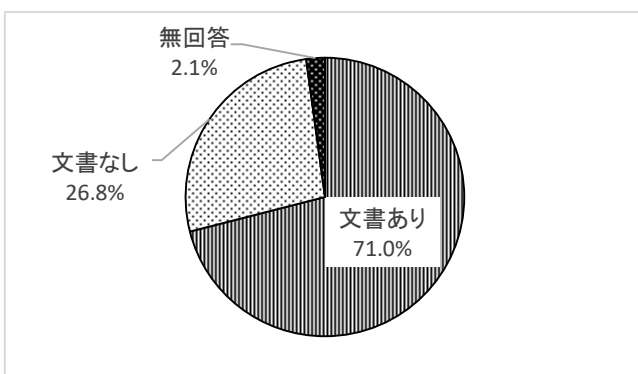
養育費の取り決め状況については、「取り決めている」が46.9%となっています。



	取り決めている	取り決めていない	無回答	総数
回答数	466	442	85	993
割合	46.9%	44.5%	8.6%	100.0%

イ. 取り決めの方法

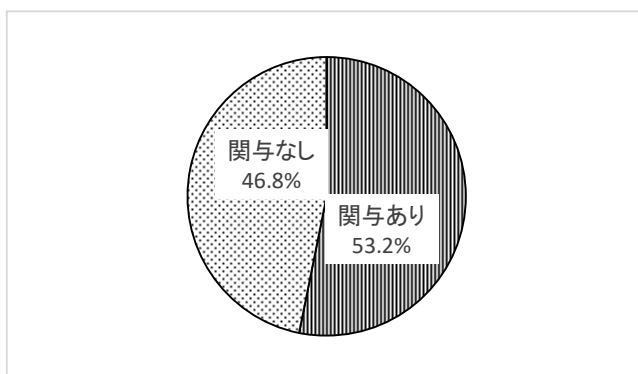
取り決めの方法については、取り決めている方の71.0%が「文書あり」と回答しています。



	文書あり	文書なし	無回答	総数
回答数	331	125	10	466
割合	71.0%	26.8%	2.1%	100.0%

ウ. 家庭裁判所の関与

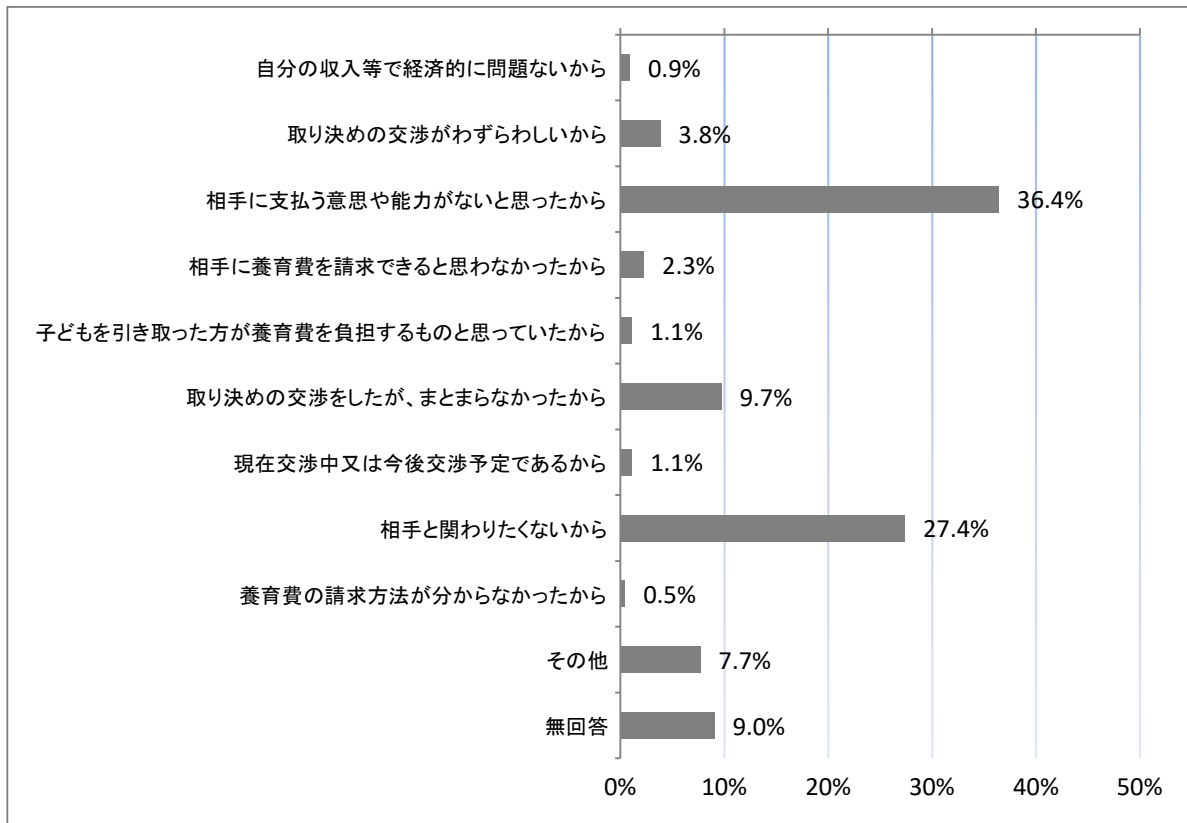
家庭裁判所の関与については、「文書あり」と回答した方の53.2%が「関与あり」としています。



	関与あり	関与なし	無回答	総数
回答数	176	155	0	331
割合	53.2%	46.8%	0.0%	100.0%

エ. 取り決めをしていない理由

取り決めをしていない理由については、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が36.4%と最も多く、次いで「相手と関わりたくないから」が27.4%となっています。

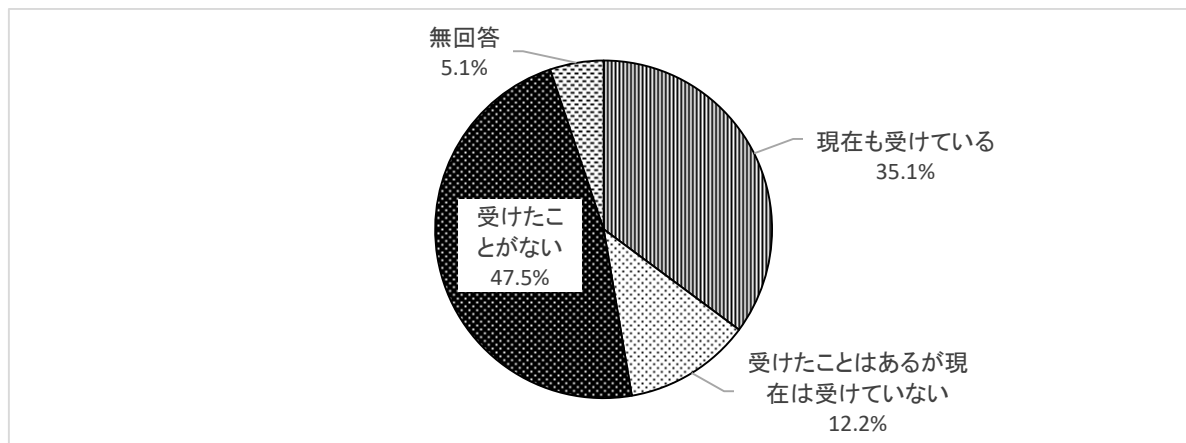


	的自 に分の 問題収 入等 から 経済	ずら り決 めし めか 交渉 がわ	か能 ら手 がに ない 支払 う思 意っ 思た や	たで かき らる と養 育費 を請 っ求	か るも の養 育思 費を き取 っ担 った す	子 がど もを 引き 取っ た	か た が り 決 め の 交 渉 を し	交 渉 予 定 中 あ る は 今 後	い 相 手 と 関 わ り た く な	分 養 育 費 の 請 求 方 法 が	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	4	17	161	10	5	43	5	121	2	34	40	442	
割合	0.9%	3.8%	36.4%	2.3%	1.1%	9.7%	1.1%	27.4%	0.5%	7.7%	9.0%	100.0%	

20. 養育費の受給状況

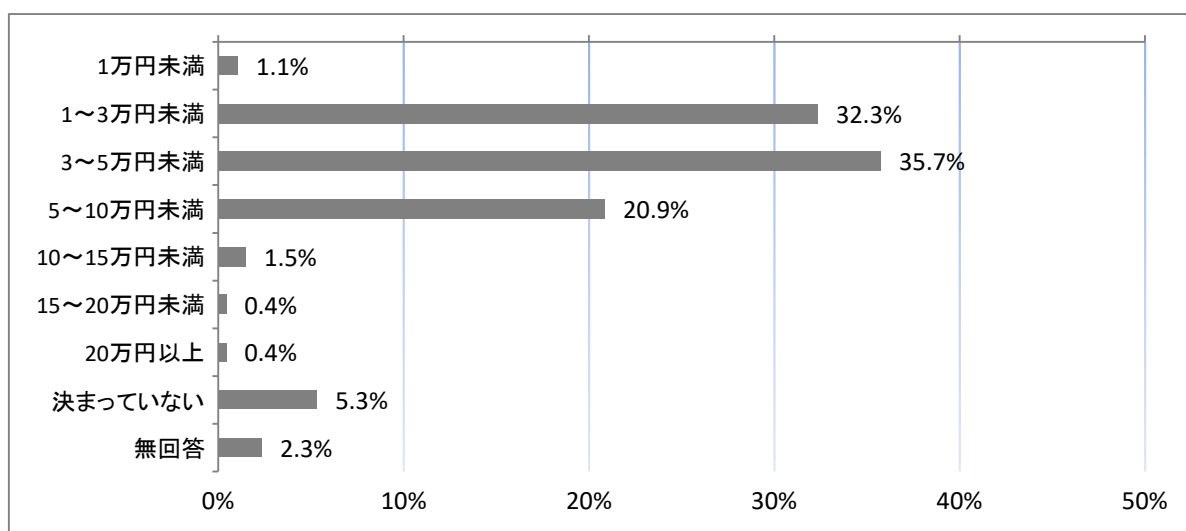
養育費の受給状況については、「受けたことがない」が47.5%となっており、「受けたことはあるが現在は受けていない」と合わせると、約6割が現在養育費を受けていません。養育費の金額は、「3～5万円未満」が最も多く、平均額は36,985円となっています。

ア. 受給状況



	現在も受けている	受けたことはあるが現在は受けていない	受けたことがない	無回答	総数
回答数	349	121	472	51	993
割合	35.1%	12.2%	47.5%	5.1%	100.0%

イ. 養育費の金額



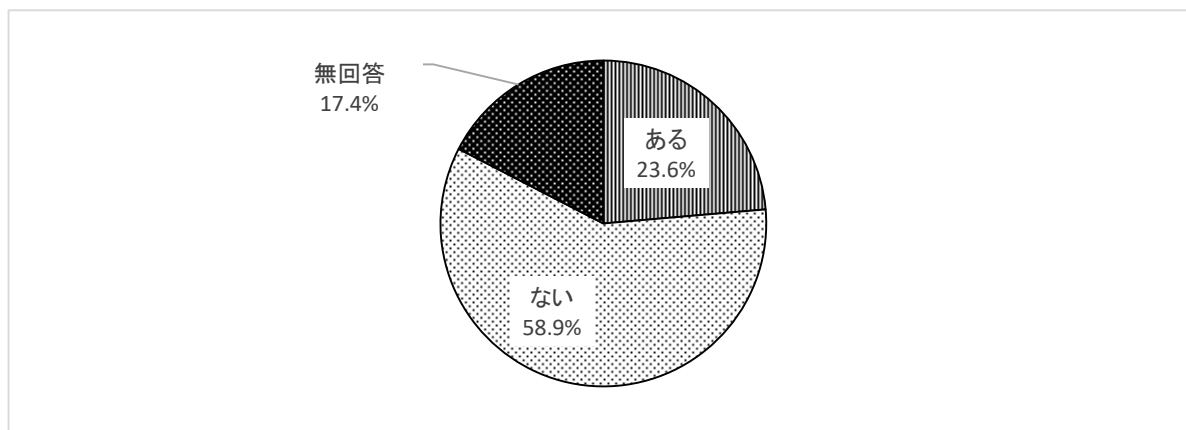
	1万円未満	1～3万円未満	3～5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20万円以上	決まっていない	無回答	総数	平均金額
件数	5	152	168	98	7	2	2	25	11	470	36,985
割合	1.1%	32.3%	35.7%	20.9%	1.5%	0.4%	0.4%	5.3%	2.3%	100.0%	

2 1. 債務の状況

債務の有無については、「ある」が23.6%となっています。

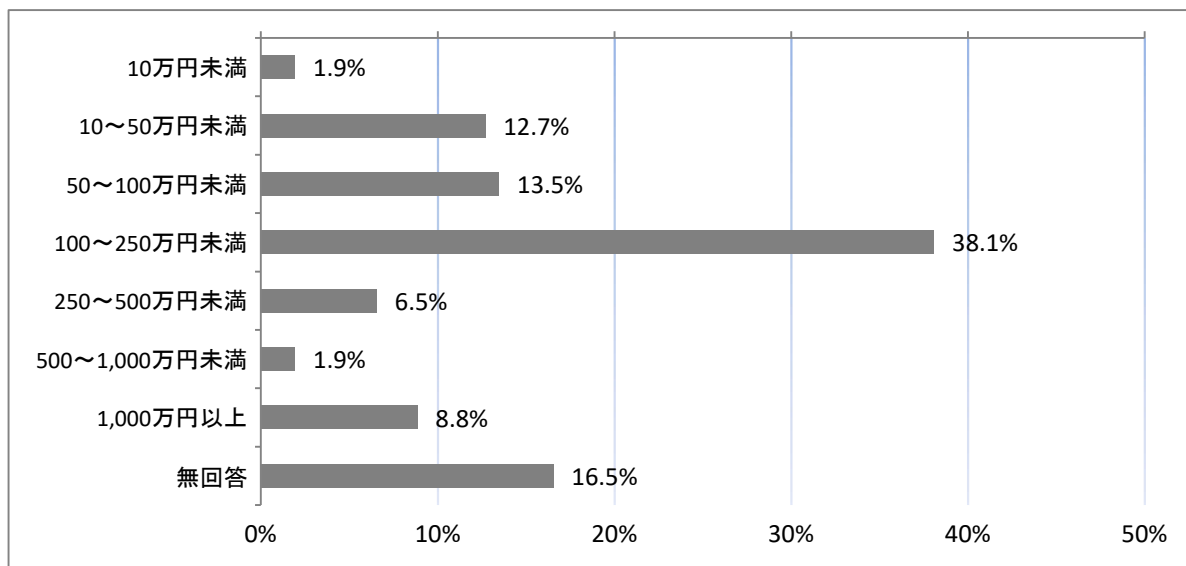
債務の総額は、「100万円～250万円」が最も多く、平均金額は2,881,619円となっています。

ア. 債務の有無



	ある	ない	無回答	総数
回答数	260	649	192	1,101
割合	23.6%	58.9%	17.4%	100.0%

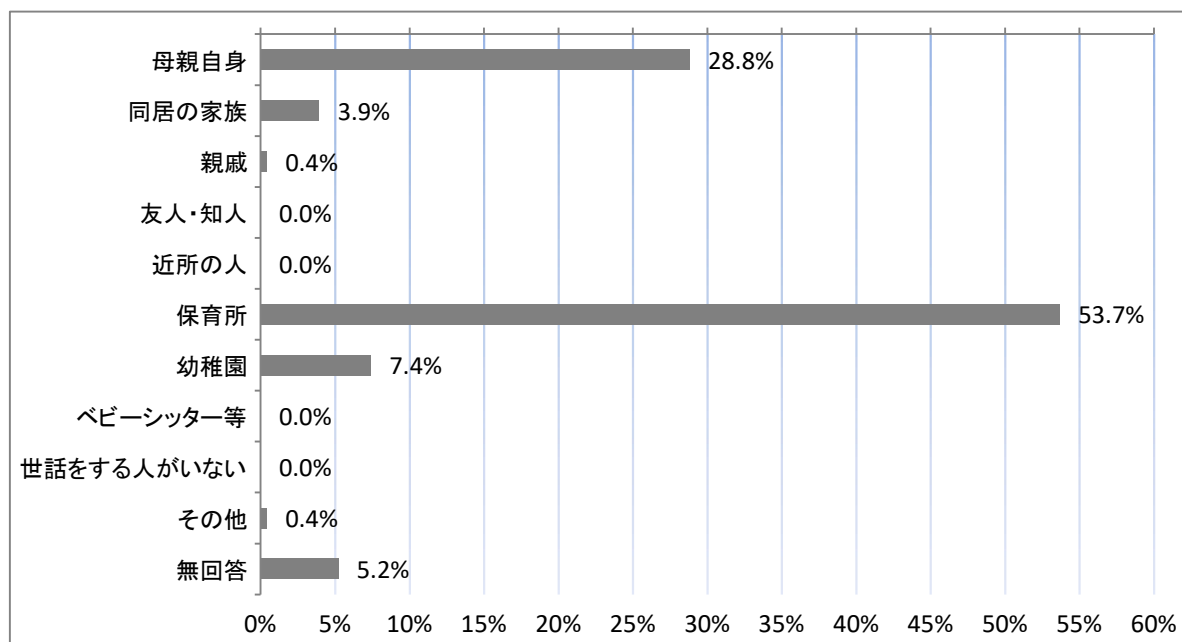
イ. 債務の総額



	10万円未満	10～50万円未満	50～100万円未満	100～250万円未満	250～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答	総数	平均金額
回答数	5	33	35	99	17	5	23	43	260	2,881,619
割合	1.9%	12.7%	13.5%	38.1%	6.5%	1.9%	8.8%	16.5%	100.0%	

２２．未就学児の保育

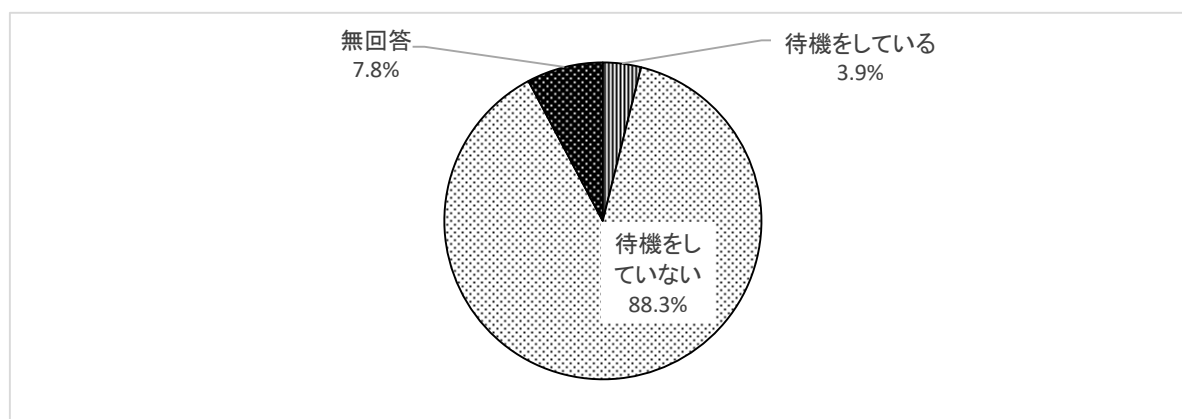
小学校入学前の子どもの保育については、「保育所」、「幼稚園」が合わせて 61.1%となっており、「母親自身」が 28.8%となっています。



	母親自身	同居の家族	親戚	友人・知人	近所の人	保育所	幼稚園	ベビーシッター等	世話をする人がいない	その他	無回答	総数
回答数	66	9	1	0	0	123	17	0	0	1	12	229
割合	28.8%	3.9%	0.4%	0.0%	0.0%	53.7%	7.4%	0.0%	0.0%	0.4%	5.2%	100.0%

保育所等の待機

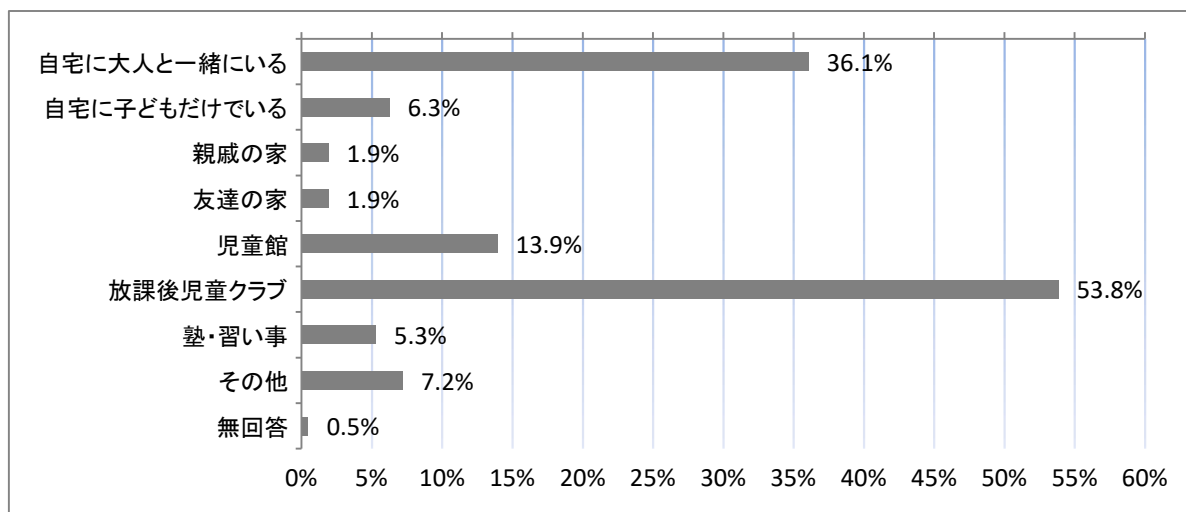
「保育所」、「幼稚園」以外とした方のうち、3.9%が「待機している」と回答しています。



	待機をしている	待機をしていない	無回答	総数
回答数	3	68	6	77
割合	3.9%	88.3%	7.8%	100.0%

2 3. 小学校低学年の放課後の過ごし方

小学校低学年（１～３年生）の子どもの放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ」が５３．８％と最も多く、次いで「自宅に大人と一緒にいる」が３６．１％となっています。



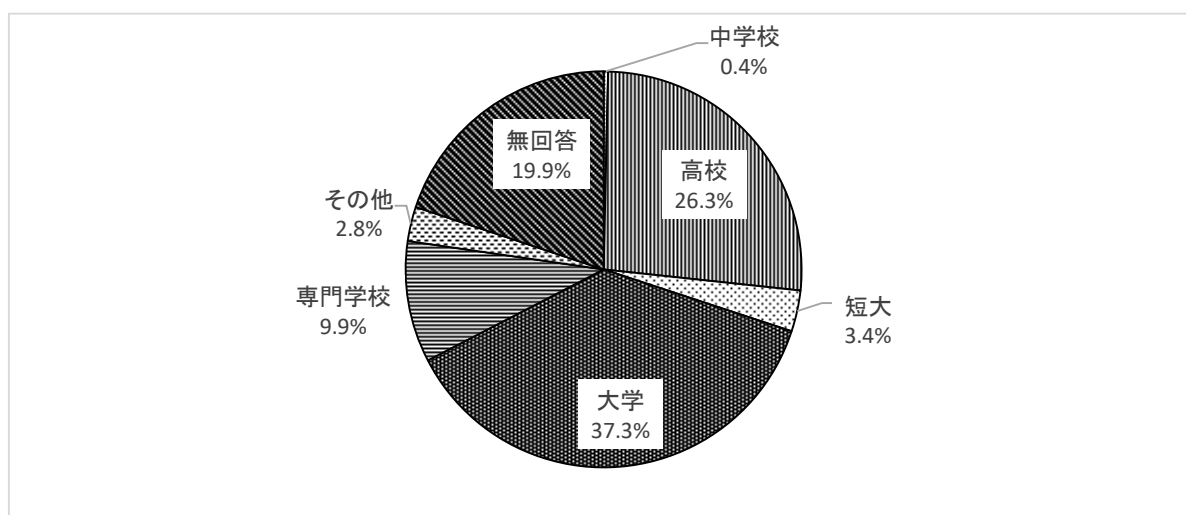
(複数回答)

	自宅に大人と一緒にいる	自宅に子どもだけにいる	親戚の家	友達の家	児童館	放課後児童クラブ	塾・習い事	その他	無回答	総数
回答数	75	13	4	4	29	112	11	15	1	264
割合	36.1%	6.3%	1.9%	1.9%	13.9%	53.8%	5.3%	7.2%	0.5%	

回答者数 208

2 4. 子どもの進学に対する希望

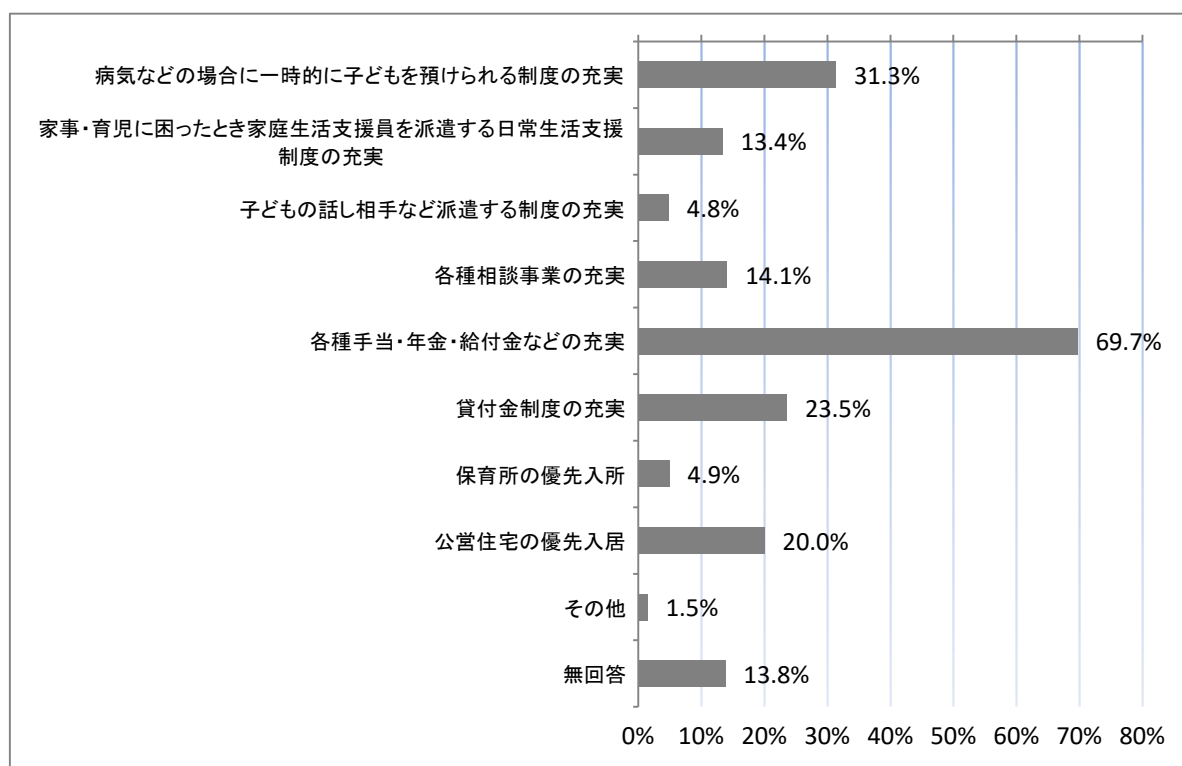
子どもの進学に対する希望としては、「大学」が３７．３％と最も多く、これに「短大」、「専門学校」を加えると、全体の約半数となります。



	中学校	高校	短大	大学	専門学校	その他	無回答	総数
回答数	4	290	37	411	109	31	219	1,101
割合	0.4%	26.3%	3.4%	37.3%	9.9%	2.8%	19.9%	100.0%

2 5. 要望する福祉制度

要望する福祉制度（就業支援策以外）としては、「各種手当・年金・給付金などの充実」が69.7%と最も多く、次いで「病気などの場合に一時的に子どもを預けられる制度の充実」が31.3%となっています。



(複数回答)

（複数回答）													
	子どもを預けられる制度的に充実	病気などの場合に一時的に	常生活支援制度の充実	家庭生活・育児に困ったとき家庭支援制度の充実	子どもの話し相手など派遣する制度の充実	各種相談事業の充実	各種手当・年金・給付金などの充実	貸付金制度の充実	保育所の優先入所	公営住宅の優先入居	その他	無回答	総数
回答数	345	147	53	155	767	259	54	220	16	152	2,168		
割合	31.3%	13.4%	4.8%	14.1%	69.7%	23.5%	4.9%	20.0%	1.5%	13.8%			

回答者数

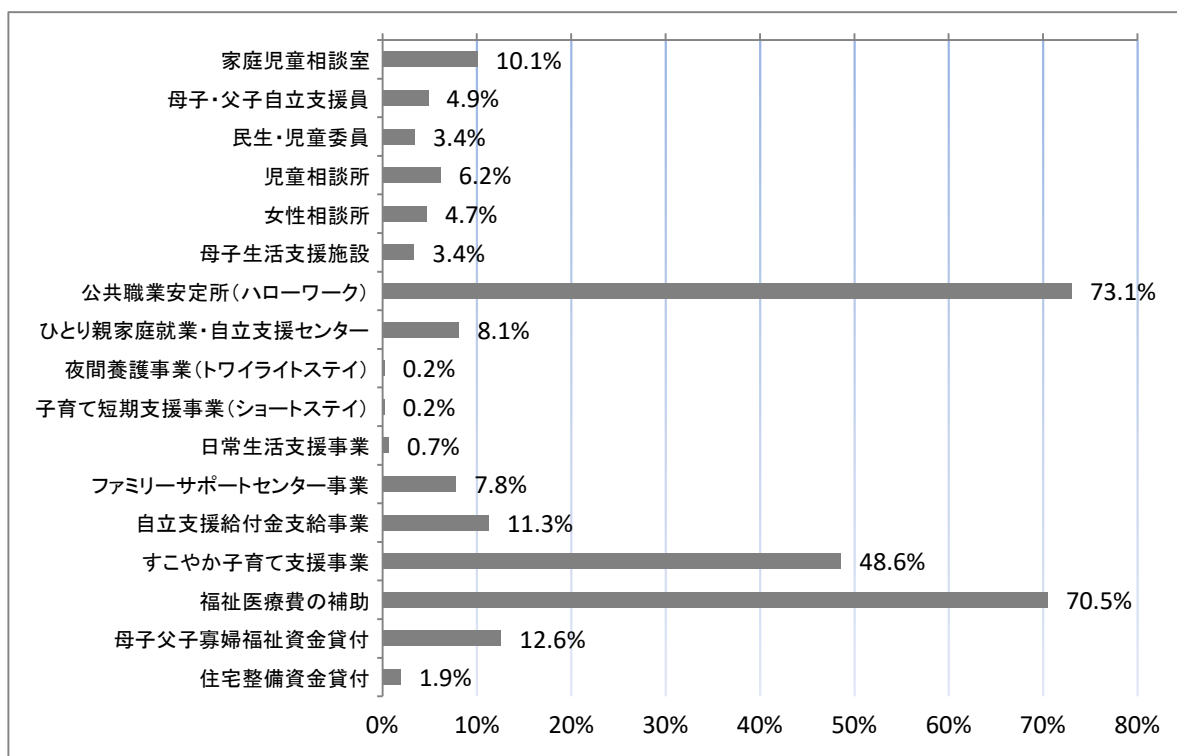
1101

26. 福祉制度の利用状況

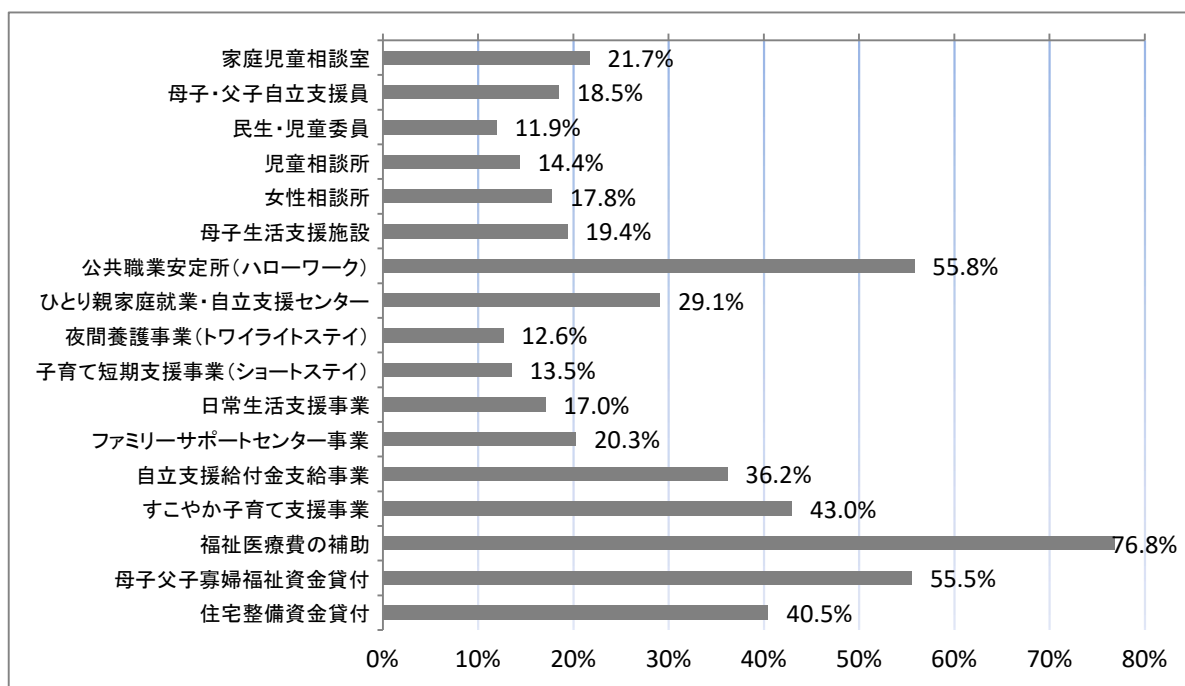
福祉制度の利用状況については、「公共職業安定所」、「福祉医療費の補助」の利用率が高い一方、「制度を知らなかった」と回答した割合が高い事業もありました。

今後利用したい制度については、「公共職業安定所」、「福祉医療費の補助」のほか、「母子父子寡婦福祉資金貸付」、「すこやか子育て支援事業」が多くなっています。

ア. 利用している又は利用したことがある制度



イ. 今後利用したい制度

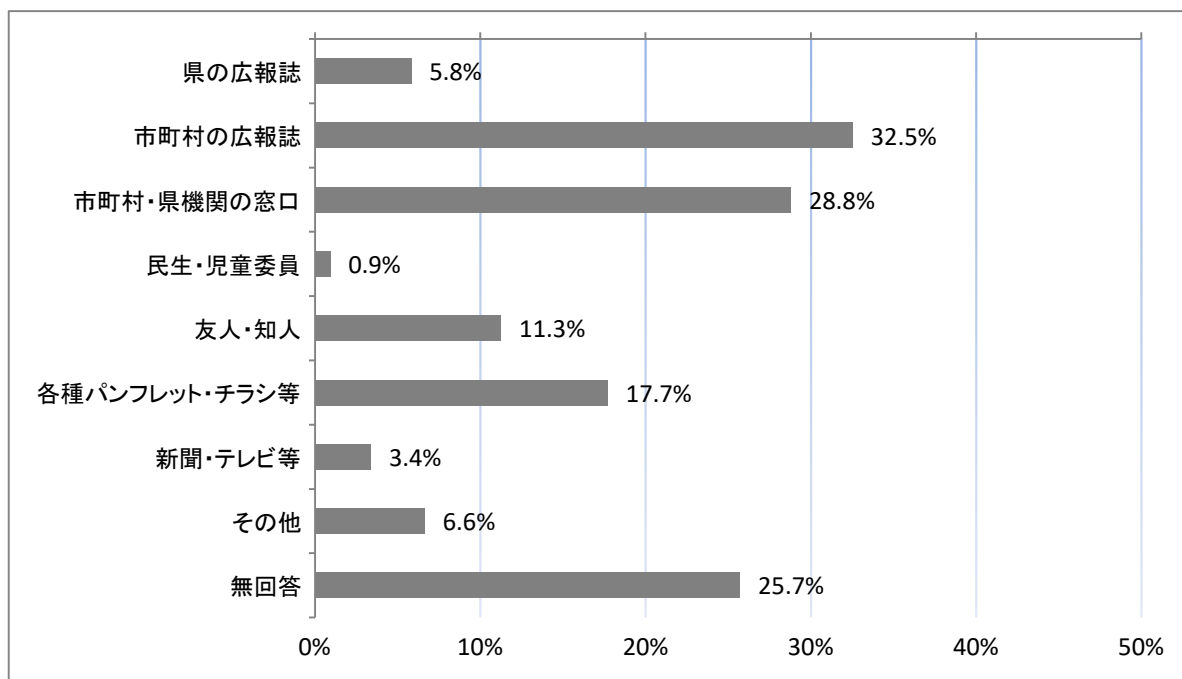


		現 状			今 後	
		利用している又は 利用したことが ある	利用したことがない		利用したい	利用するつもり はない
			知らなかった	知っているが 利用したことが ない		
ア	家庭児童相談室 (福祉事務所)	10.1%	27.9%	62.1%	21.7%	78.3%
イ	母子・父子自立支援員	4.9%	42.5%	52.6%	18.5%	81.5%
ウ	民生・児童委員	3.4%	23.0%	73.6%	11.9%	88.1%
エ	児童相談所	6.2%	11.0%	82.9%	14.4%	85.6%
オ	女性相談所	4.7%	40.0%	55.3%	17.8%	82.2%
カ	母子生活支援施設	3.4%	33.7%	62.9%	19.4%	80.6%
キ	公共職業安定所 (ハローワーク)	73.1%	2.7%	24.2%	55.8%	44.2%
ク	ひとり親家庭就業・ 自立支援センター	8.1%	32.9%	58.9%	29.1%	70.9%
ケ	夜間養護事業 (トワイライトステイ)	0.2%	68.7%	31.0%	12.6%	87.4%
コ	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	0.2%	68.3%	31.5%	13.5%	86.5%
サ	日常生活支援事業 (家庭生活支援員の派遣)	0.7%	69.0%	30.3%	17.0%	83.0%
シ	ファミリーサポートセンター 事業 (相互援助活動)	7.8%	48.0%	44.2%	20.3%	79.7%
ス	自立支援給付金支給事業 (教育訓練、職業訓練)	11.3%	34.4%	54.3%	36.2%	63.8%
セ	すこやか子育て支援事業 (保育料等の助成)	48.6%	19.1%	32.3%	43.0%	57.0%
ソ	福祉医療費の補助 (児童の医療費の補助)	70.5%	10.5%	19.0%	76.8%	23.2%
タ	母子福祉資金貸付 (修学資金、生活資金等)	12.6%	31.0%	56.4%	55.5%	44.5%
チ	住宅整備資金貸付	1.9%	49.2%	48.9%	40.5%	59.5%

※割合は回答者数で算出

27. 制度を知った方法

制度を知った方法としては、「市町村の広報誌」が32.5%と最も多く、次いで「市町村・県機関の窓口」、「各種パンフレット・チラシ等」の順になっています。



(複数回答)

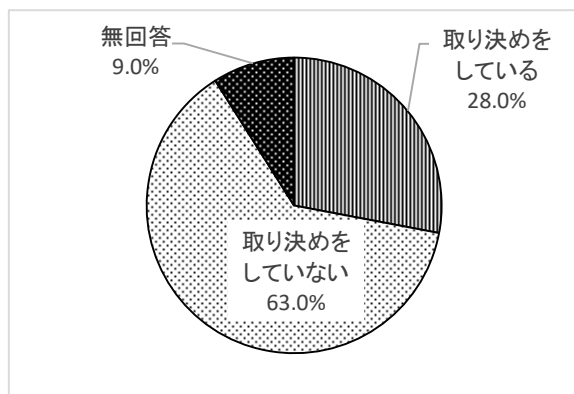
	県の 広報誌	市町村の 広報誌	市町村・ 県機関の 窓口	民生・ 児童委員	友人・ 知人	各種 パン フレ ット ・ チ ラ シ 等	新聞・ テレビ 等	その他	無 回 答	総 数
回答数	64	358	317	10	124	195	37	73	283	1,461
割合	5.8%	32.5%	28.8%	0.9%	11.3%	17.7%	3.4%	6.6%	25.7%	

回答者数 1,101

28. 面会交流の取り決め状況

ア. 取り決めの有無

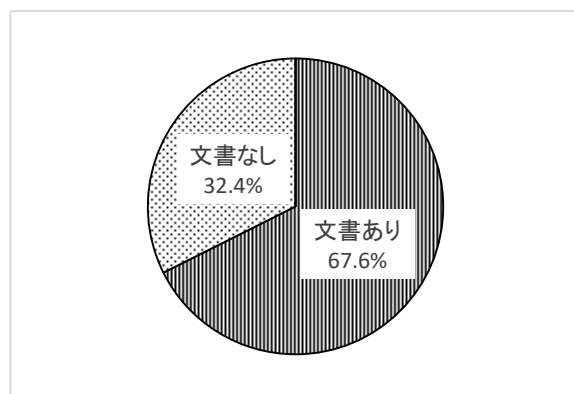
面会交流の取り決め状況については、「取り決めているいない」が63.0%となっています。



	取り決めている	取り決めているいない	無回答	総数
回答数	278	626	89	993
割合	28.0%	63.0%	9.0%	100.0%

イ. 取り決めの方法

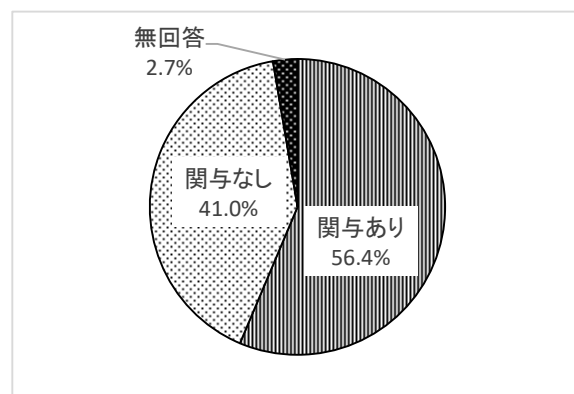
取り決めの方法については、取り決めた方のうち、67.6%が「文書あり」と回答しています。



	文書あり	文書なし	無回答	総数
回答数	188	90	0	278
割合	67.6%	32.4%	0.0%	100.0%

ウ. 家庭裁判所の関与

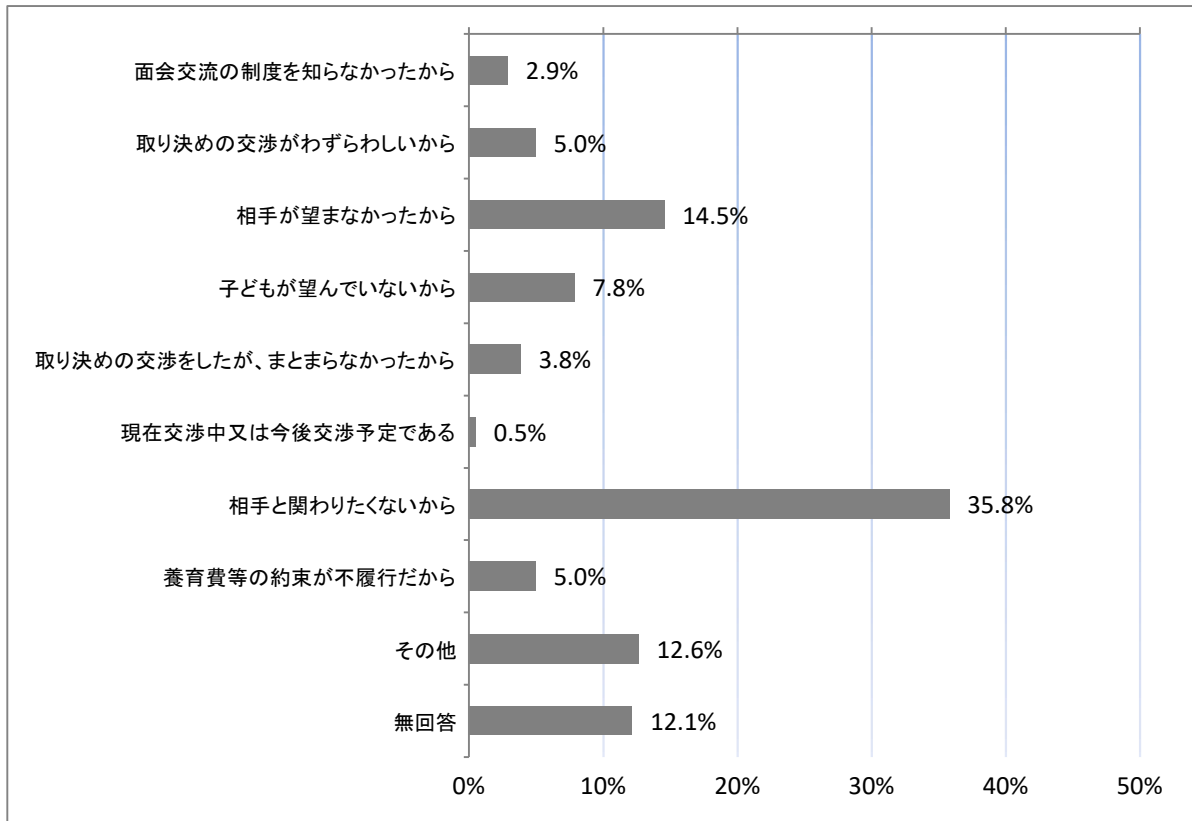
家庭裁判所の関与については、「文書あり」と答えた方の56.4%が「関与あり」と回答しています。



	関与あり	関与なし	無回答	総数
回答数	106	77	5	188
割合	56.4%	41.0%	2.7%	100.0%

エ. 取り決めをしていない理由

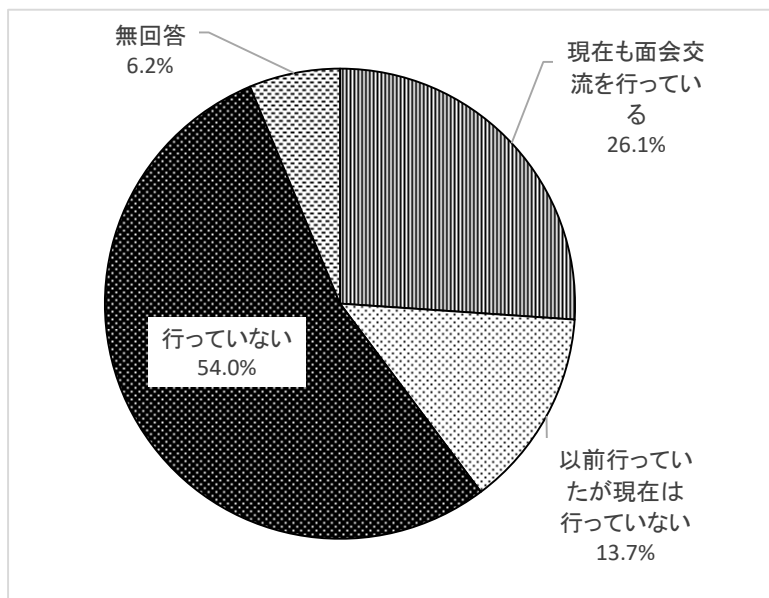
取り決めをしていない理由については、「相手と関わりたくないから」が35.8%と最も多く、次いで「相手が望まなかったから」となっています。



	面会交流の制度を知	取り決めの交渉がわ	相手が望まなかった	子どもが望んでいな	たが、決めの交渉をし	現在交渉中又は今後	相手と関わりたくない	養育費等の約束が不	その他	無回答	総数
回答数	18	31	91	49	24	3	224	31	79	76	626
割合	2.9%	5.0%	14.5%	7.8%	3.8%	0.5%	35.8%	5.0%	12.6%	12.1%	100.0%

29. 面会交流の状況

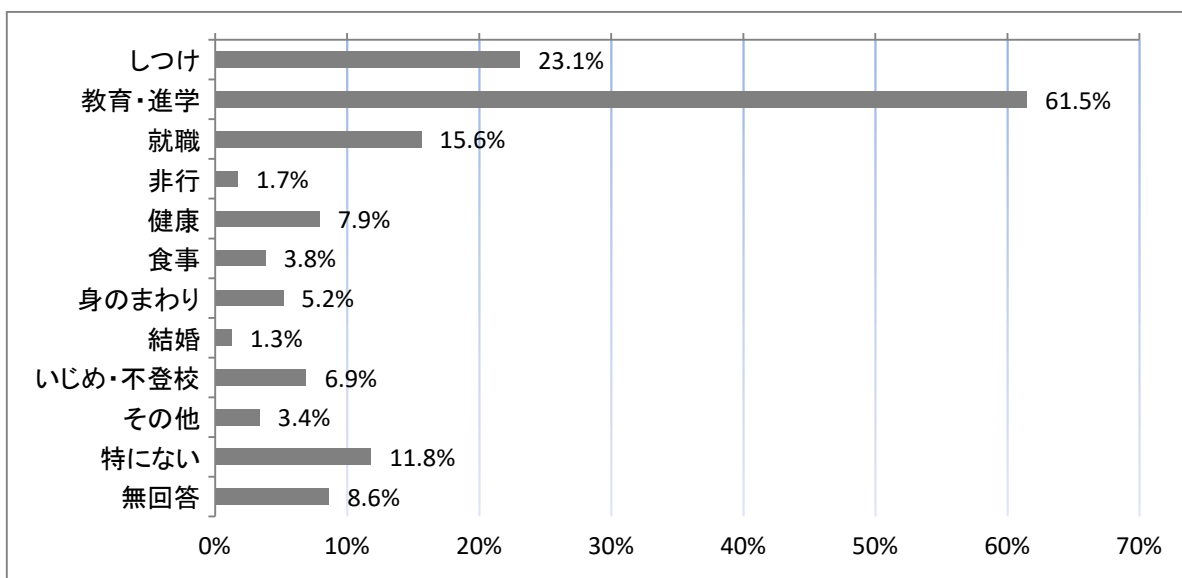
面会交流については、「行っていない」が54.0%と最も多く、「以前は行っていたが現在は行っていない」を加えると、67.7%が現在面会交流を行っていないことになります。



	現在も面会交流を行っている	以前は行っていたが現在は行っていない	行っていない	無回答	総数
回答数	259	136	536	62	993
割合	26.1%	13.7%	54.0%	6.2%	100.0%

30. 子どもに関する悩み

子どもに関する悩みとしては、「進学・教育」が61.5%と最も多く、次いで「しつけ」、「就職」の順となっています。



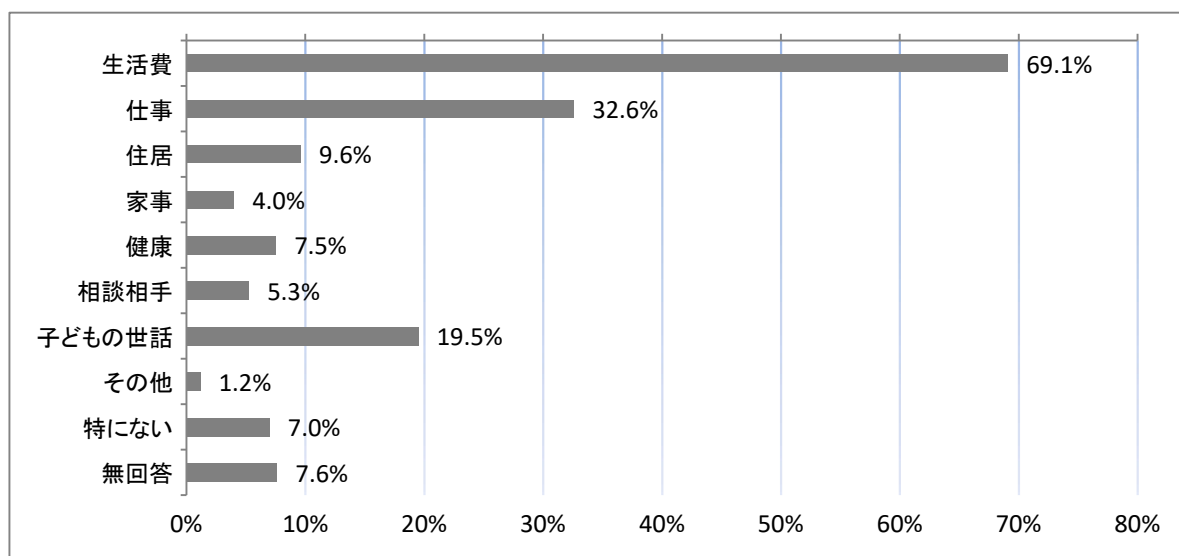
(複数回答)

	しつけ	教育・進学	就職	非行	健康	食事	身のまわり	結婚	いじめ・不登校	その他	特にない	無回答	総数
件数	254	677	172	19	87	42	57	14	76	37	130	95	1,660
割合	23.1%	61.5%	15.6%	1.7%	7.9%	3.8%	5.2%	1.3%	6.9%	3.4%	11.8%	8.6%	

回答者数 1,101

３１．母子世帯になった当時困ったこと

母子世帯になった当時困ったこととしては、「生活費」が69.1%最も多く、次いで「仕事」、「子どもの世話」の順になっています。



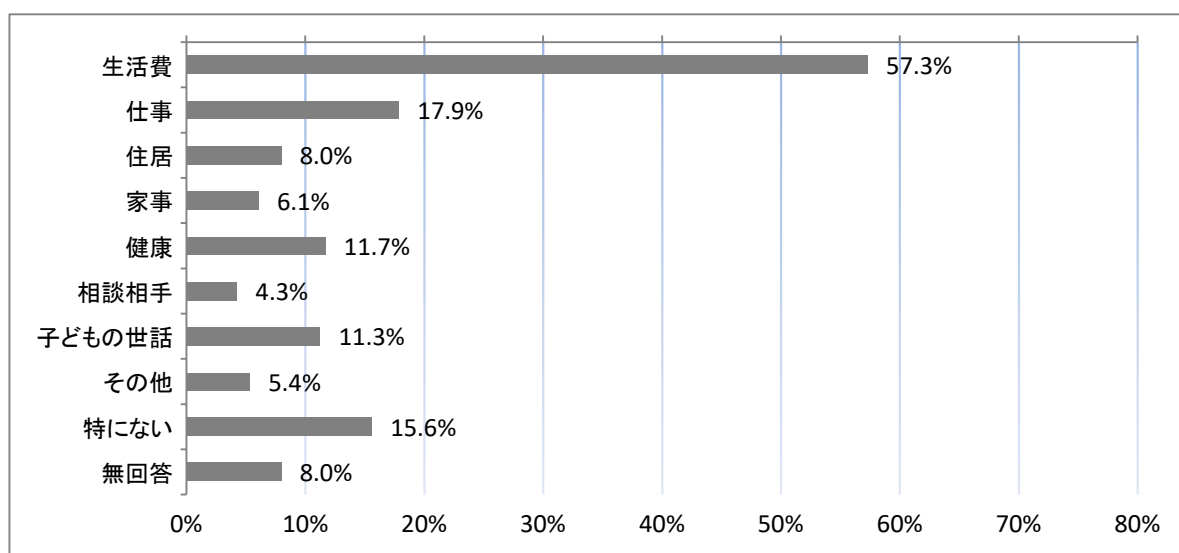
(複数回答)

	生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの世話	その他	特にない	無回答	総数
回答数	761	359	106	44	83	58	215	13	77	84	1,800
割合	69.1%	32.6%	9.6%	4.0%	7.5%	5.3%	19.5%	1.2%	7.0%	7.6%	

回答者数 1,101

３２．現在困っていること

現在困っていることとしては、母子世帯になった当時と同じく「生活費」、「仕事」の順になっています。



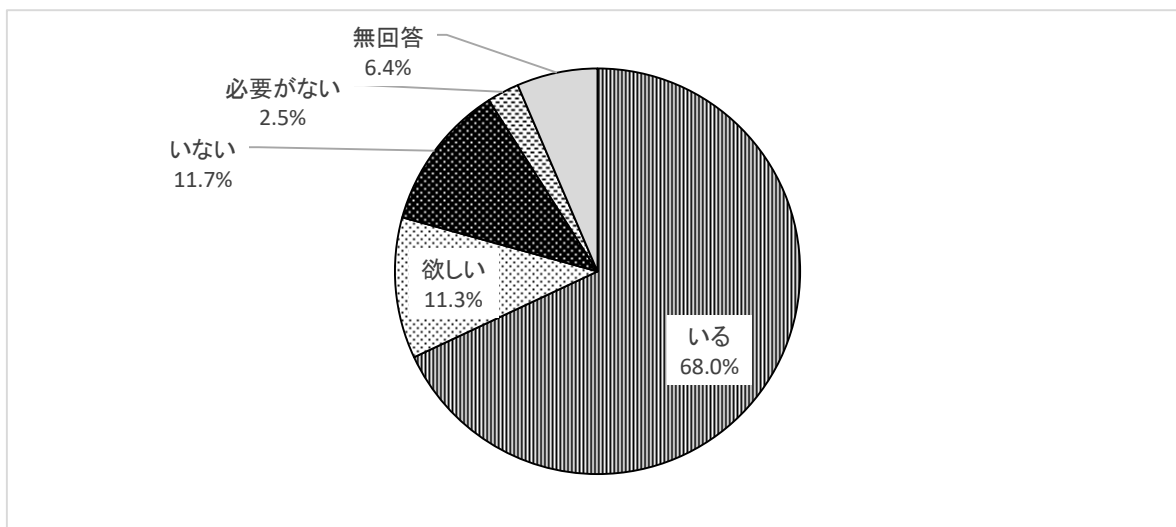
(複数回答)

	生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの世話	その他	特にない	無回答	総数
回答数	631	197	88	67	129	47	124	59	172	88	1,602
割合	57.3%	17.9%	8.0%	6.1%	11.7%	4.3%	11.3%	5.4%	15.6%	8.0%	

回答者数 1,101

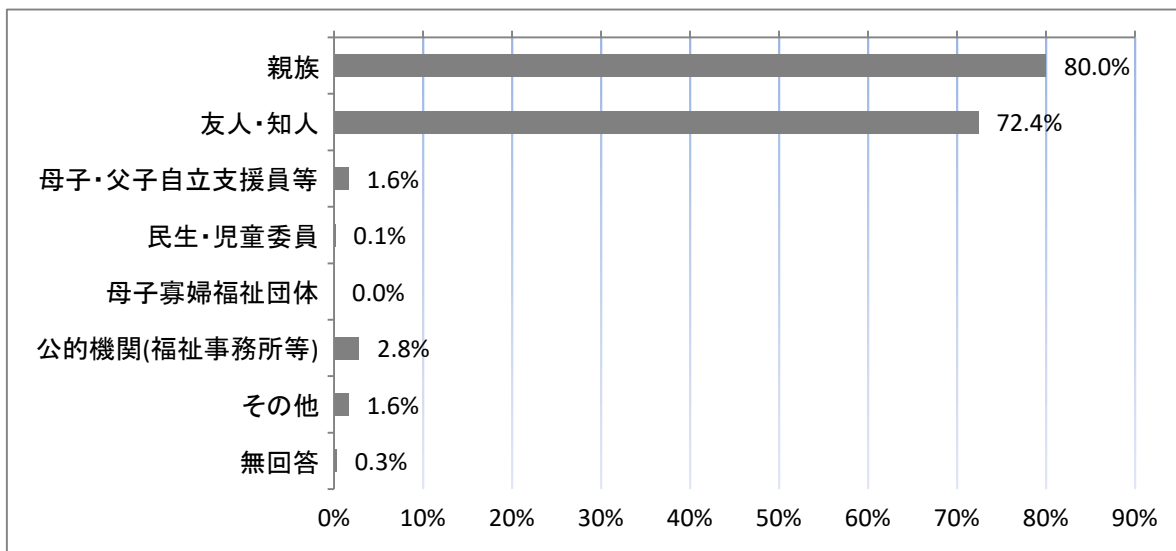
3 3. 相談相手

困ったときの相談相手については、「いる」が68.0%となっています。
相談相手については、「親族」、「友人・知人」が多くなっています。



	いる	欲しい	いない	必要がない	無回答	総数
回答数	749	124	129	28	71	1,101
割合	68.0%	11.3%	11.7%	2.5%	6.4%	100.0%

相談相手の内訳



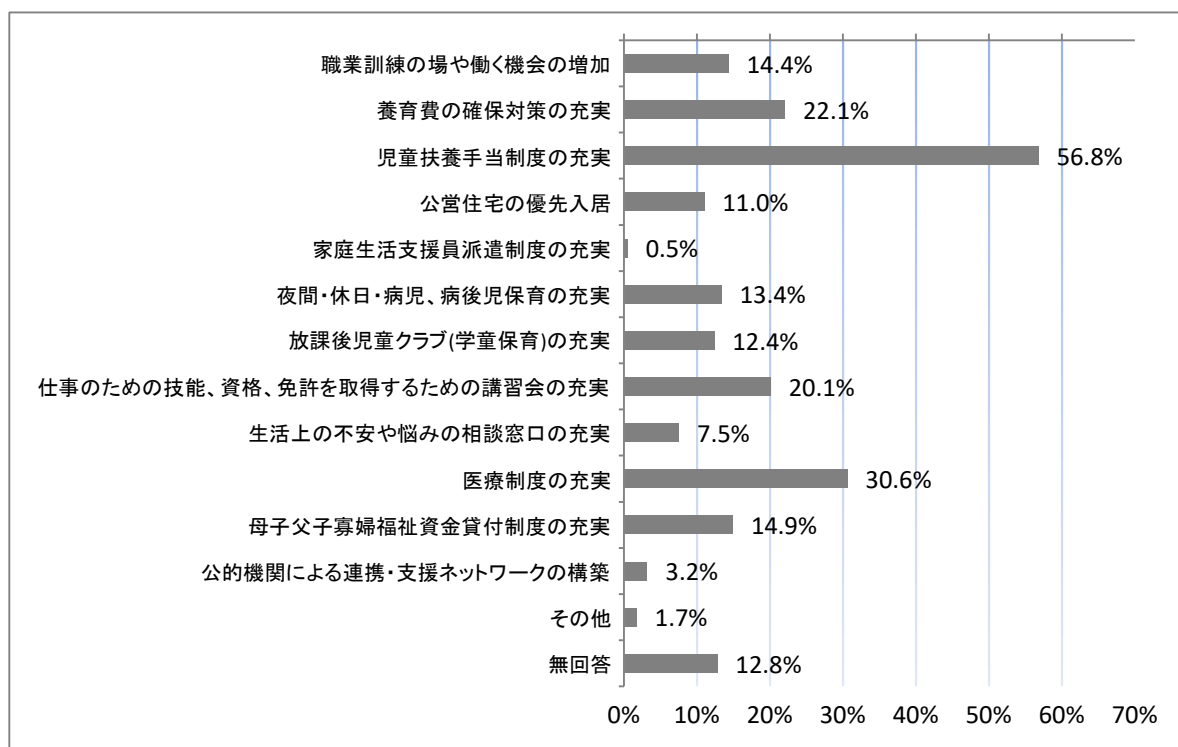
(複数回答)

	親族	友人・知人	立母子支援員等	員民生・児童委	団母子寡婦福祉	社公的機関(福祉事務所等)	その他	無回答	総数
回答数	599	542	12	1	0	21	12	2	1,189
割合	80.0%	72.4%	1.6%	0.1%	0.0%	2.8%	1.6%	0.3%	

回答者数 749

3 4 . 希 望 す る 施 策

希望する施策としては、「児童扶養手当制度の充実」が56.8%と最も多く、次いで「医療費制度の充実」、「養育費の確保対策の充実」の順となっています。



(複数回答)

	の職 業 増 加 訓 練 の 場 や 働 く 機 会	養 育 費 の 確 保 対 策 の 充 実	児 童 扶 養 手 当 制 度 の 充 実	公 営 住 宅 の 優 先 入 居	の 家 庭 生 活 支 援 員 派 遣 制 度	児 夜 保 間 の 休 日 充 実 ・ 病 児 、 病 後	保 放 育 課 後 の 児 童 ク ラ ブ (学 童 保 育)	の 格 、 事 の た め の 充 実 取 得 す る た め	談 生 活 上 の 充 実 や 悩 み の 相	医 療 制 度 の 充 実	付 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 制 度 の 充 実	援 公 的 機 関 に よ る 連 携 ・ 支	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	158	243	625	121	5	147	136	221	83	337	164	35	19	141	2,435
割合	14.4%	22.1%	56.8%	11.0%	0.5%	13.4%	12.4%	20.1%	7.5%	30.6%	14.9%	3.2%	1.7%	12.8%	

回答者数 1,101

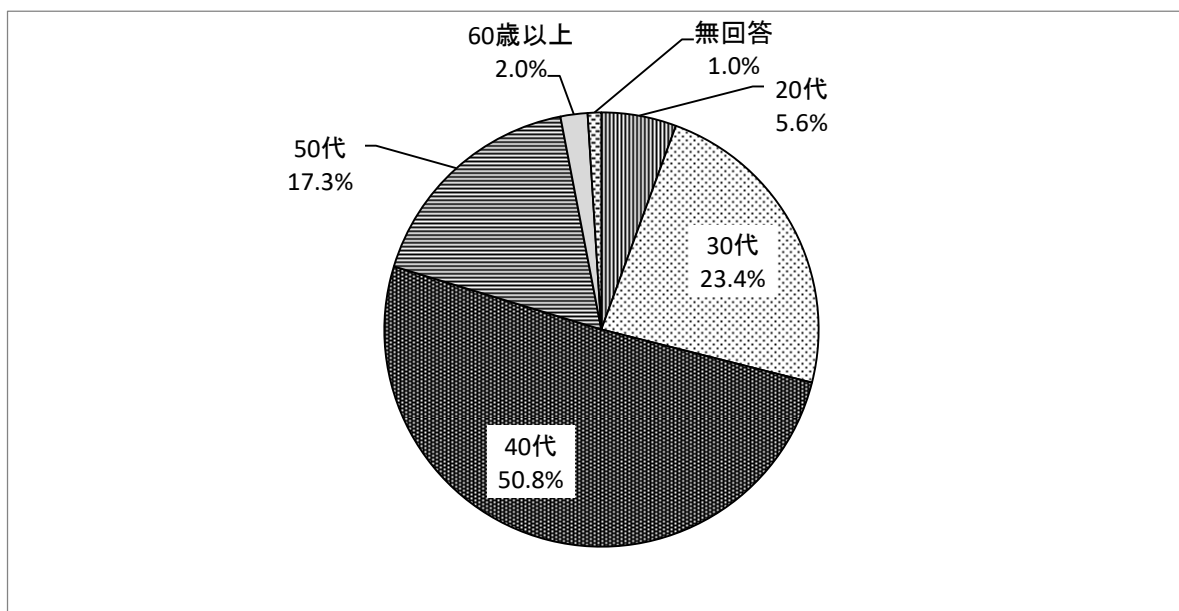
2. 父子世帯集計結果

父子世帯集計結果

世帯の状況

1. 父の年齢

父子世帯の父の年齢は、「40代」が50.8%と最も多く、平均年齢は、43.0歳となっています。

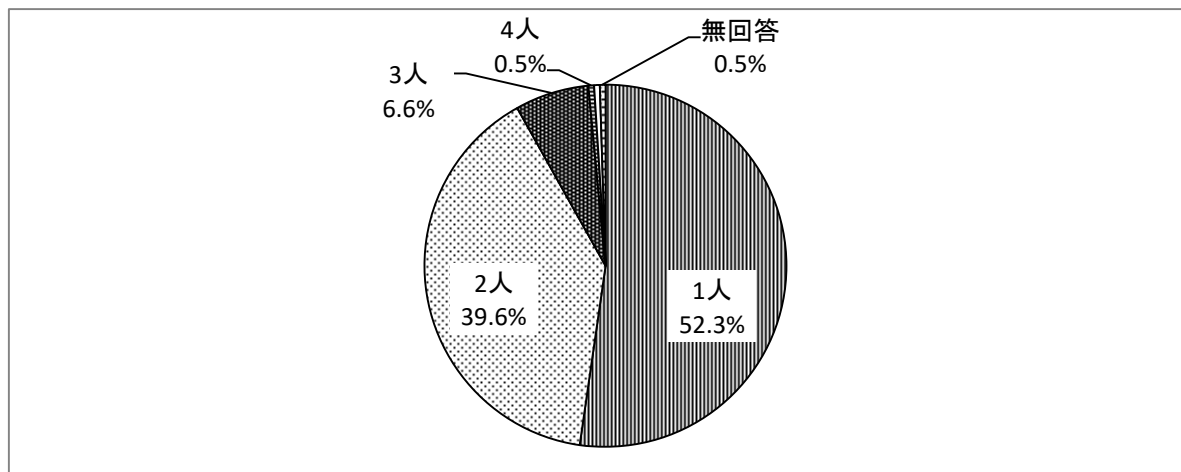


	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数	平均年齢
回答数	0	11	46	100	34	4	2	197	43.0
割合	0.0%	5.6%	23.4%	50.8%	17.3%	2.0%	1.0%	100.0%	

2. 子どもの状況

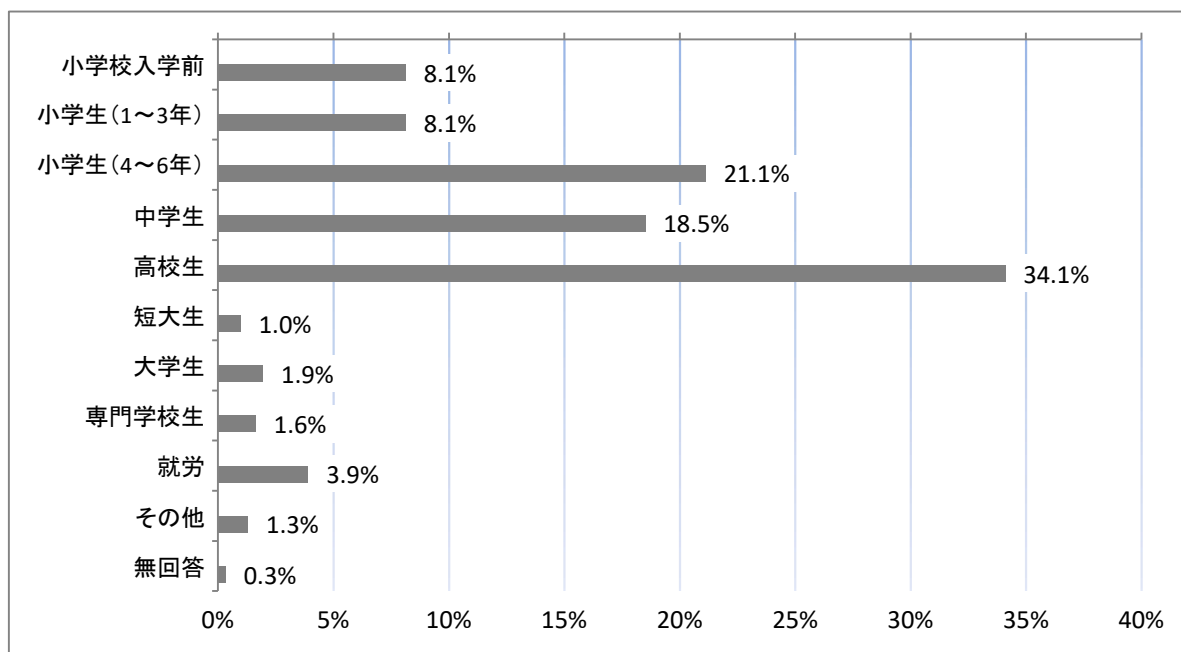
養育している子どもの数は、「1人」が52.3%と最も多く、「2人」以下の割合が全体の約9割を占めています。就学・就労別では、「小学生」が29.2%、「中学生」、「高校生」が合わせて52.6%となっています。

ア. 子どもの人数



	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
回答数	103	78	13	1	1	1	197
割合	52.3%	39.6%	6.6%	0.5%	0.5%	0.5%	100.0%

イ. 就学・就労別

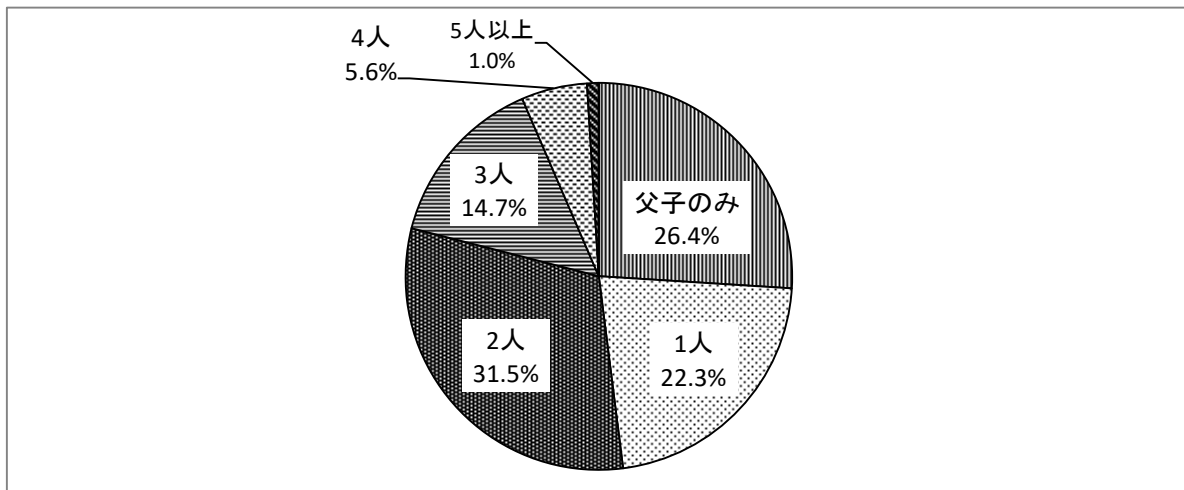


	小学校入学前	小学生(1~3年)	小学生(4~6年)	中学生	高校生	短大生	大学生	専門学校生	就労	その他	無回答	総数
回答数	25	25	65	57	105	3	6	5	12	4	1	308
割合	8.1%	8.1%	21.1%	18.5%	34.1%	1.0%	1.9%	1.6%	3.9%	1.3%	0.3%	100.0%

3. 同居家族の状況

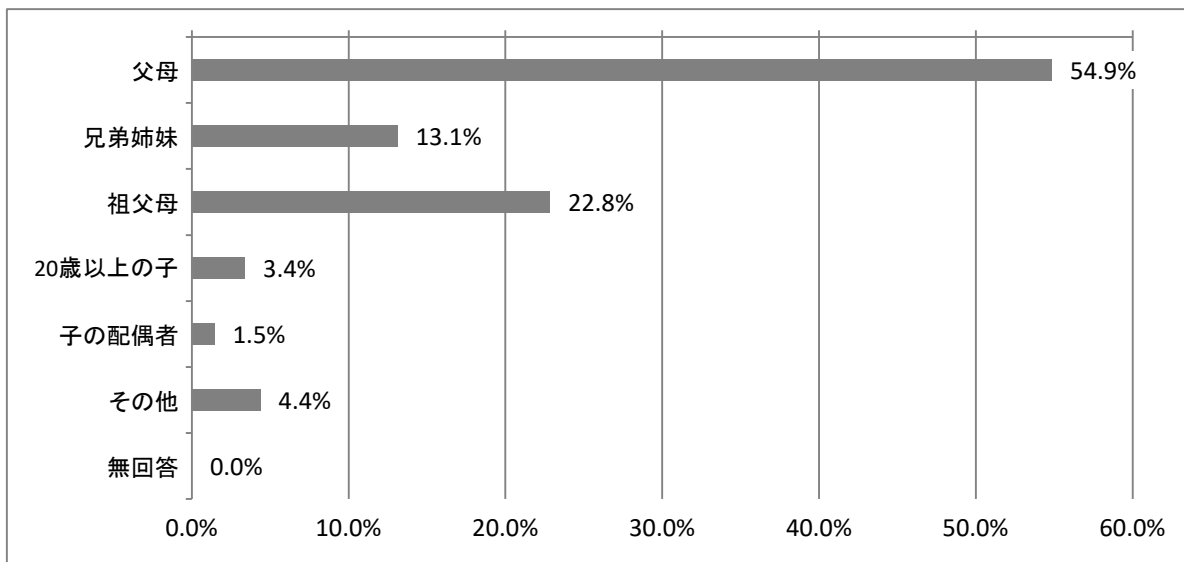
同居している家族の状況については、父子の他に同居家族がない世帯が26.4%を占めています。同居家族の内訳では、54.9%が「父母」と同居しています。

ア. 同居家族の人数



	父子のみ	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
回答数	52	44	62	29	11	2	0	197
割合	26.4%	22.3%	31.5%	14.7%	5.6%	1.0%	0.0%	100.0%

イ. 同居家族の内訳（父子世帯全体に対する割合）



(複数回答)

	父母	兄弟姉妹	祖父母	20歳以上の子	子の配偶者	その他	無回答	総数
回答数	113	27	47	7	3	9	0	206
割合	54.9%	13.1%	22.8%	3.4%	1.5%	4.4%	0.0%	

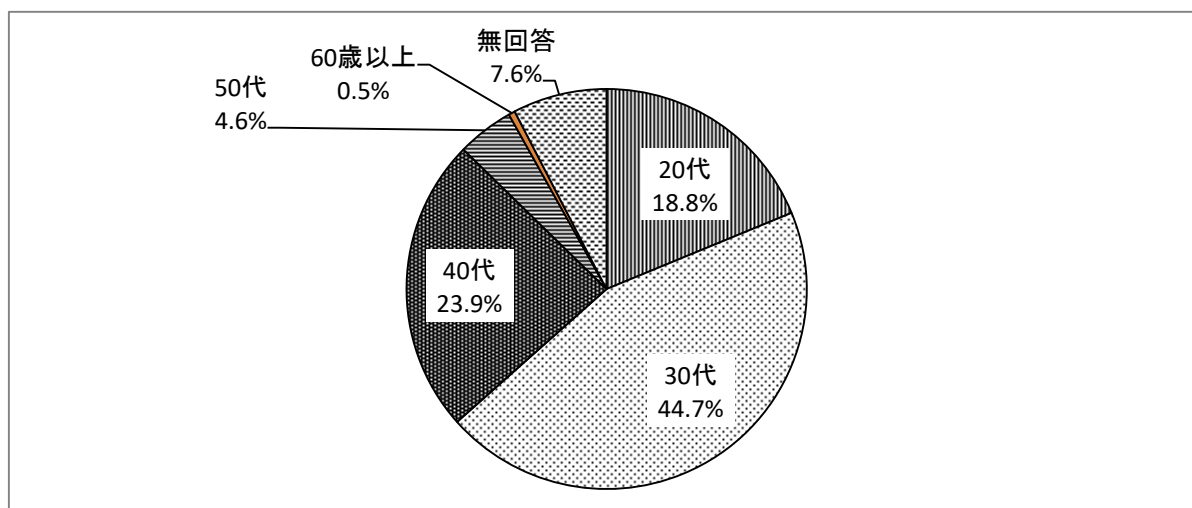
回答者数 197

4. 父子世帯になった年齢

父子世帯になった時の父の年齢は、「30代」が44.7%と最も多く、次いで「40代」が23.9%となっています。

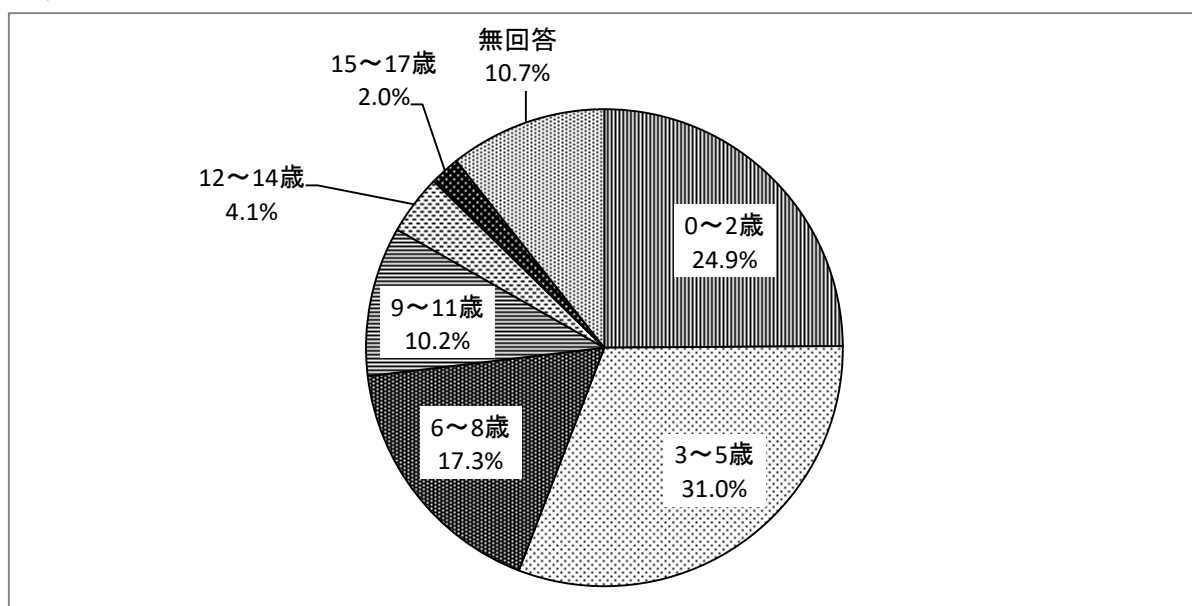
父子世帯になった時の末子の年齢は、「3～5歳」が31.0%と最も多く、次いで「0～2歳」が24.9%となっており、全体の半数以上の世帯が、末子が5歳以下の時に父子世帯になっています。

ア. 父の年齢



	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数
回答数	0	37	88	47	9	1	15	197
割合	0.0%	18.8%	44.7%	23.9%	4.6%	0.5%	7.6%	100.0%

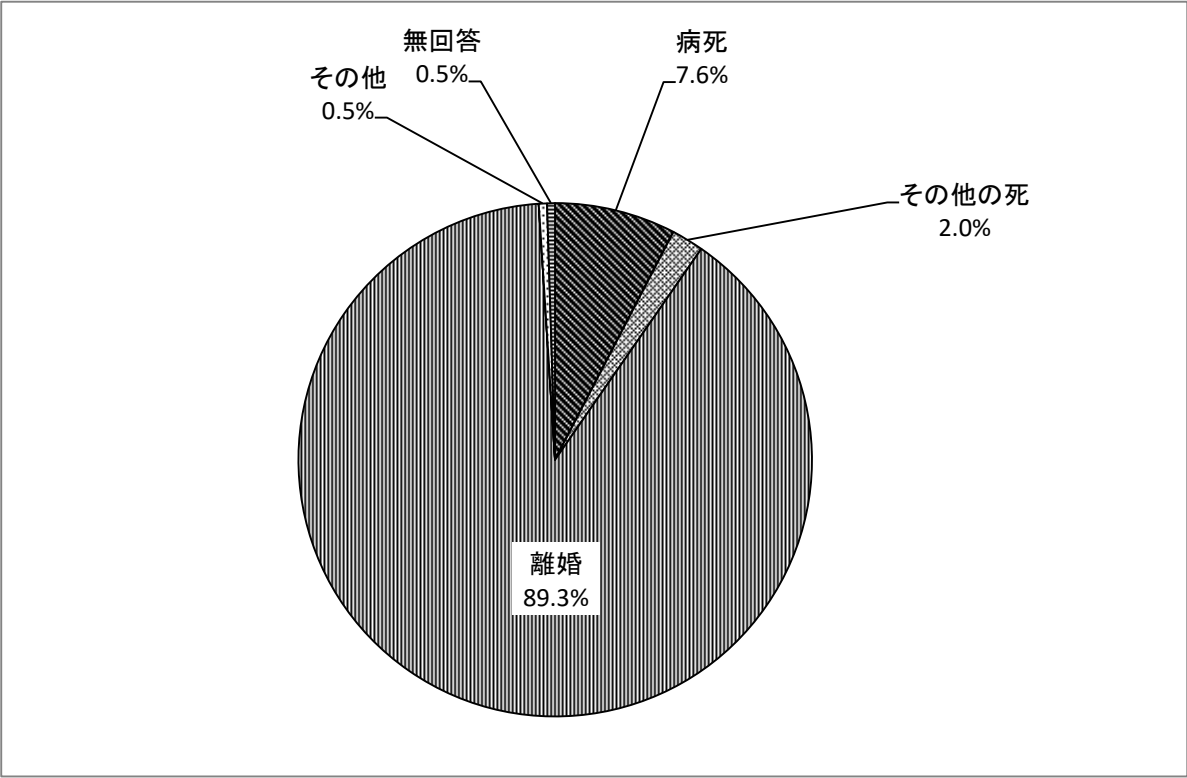
イ. 末子の年齢



	妊娠中	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	無回答	総数
回答数	0	49	61	34	20	8	4	0	21	197
割合	0.0%	24.9%	31.0%	17.3%	10.2%	4.1%	2.0%	0.0%	10.7%	100.0%

5. 父子世帯になった理由

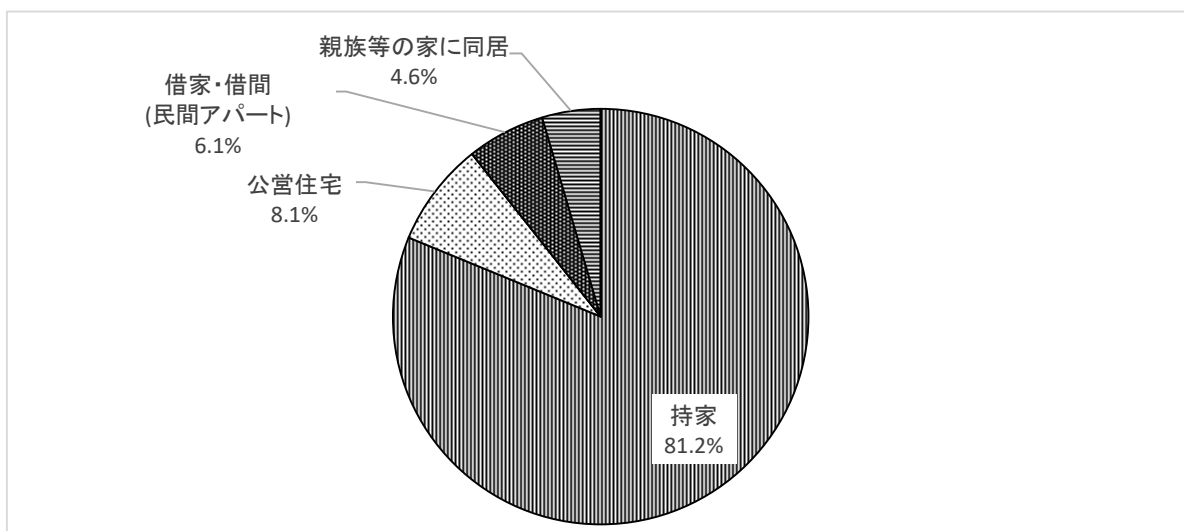
父子世帯になった理由では、「離婚」が89.3%と最も多く、次いで「病死」が7.6%となっています。



	病死	交通事故死	その他の死	離婚	遺棄	行方不明	その他	無回答	総数
回答数	15	0	4	176	0	0	1	1	197
割合	7.6%	0.0%	2.0%	89.3%	0.0%	0.0%	0.5%	0.5%	100.0%

6. 現在の住居

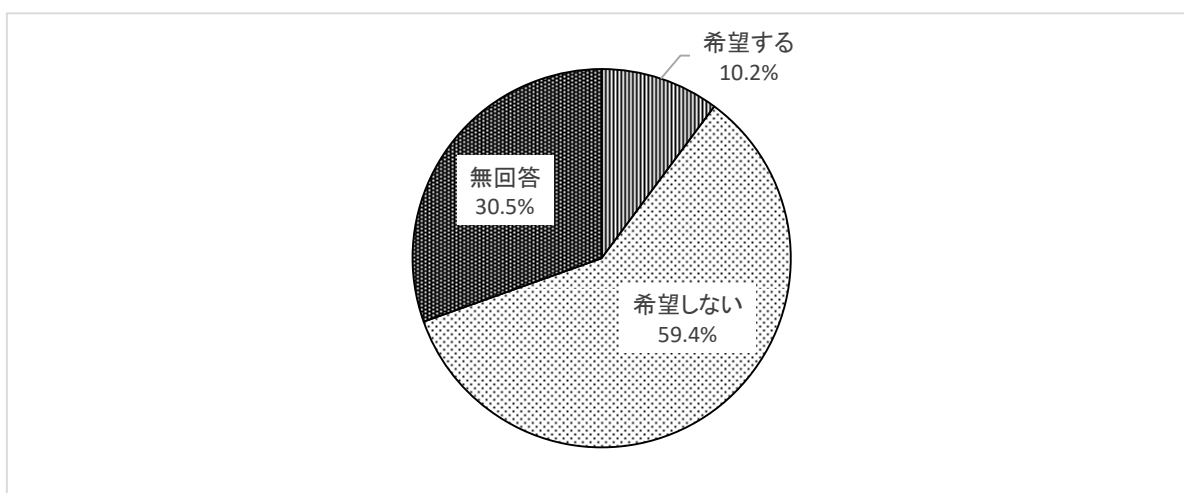
現在の住居については、「持家」が81.2%と最も多く、次いで「公営住宅」、「借家・借間」の順になっています。



	持家	公営住宅	社宅など	借家・借間 (民間アパート)	親族等の家 に同居	その他	無回答	総数
回答数	160	16	0	12	9	0	0	197
割合	81.2%	8.1%	0.0%	6.1%	4.6%	0.0%	0.0%	100.0%

7. 公営住宅の入居希望

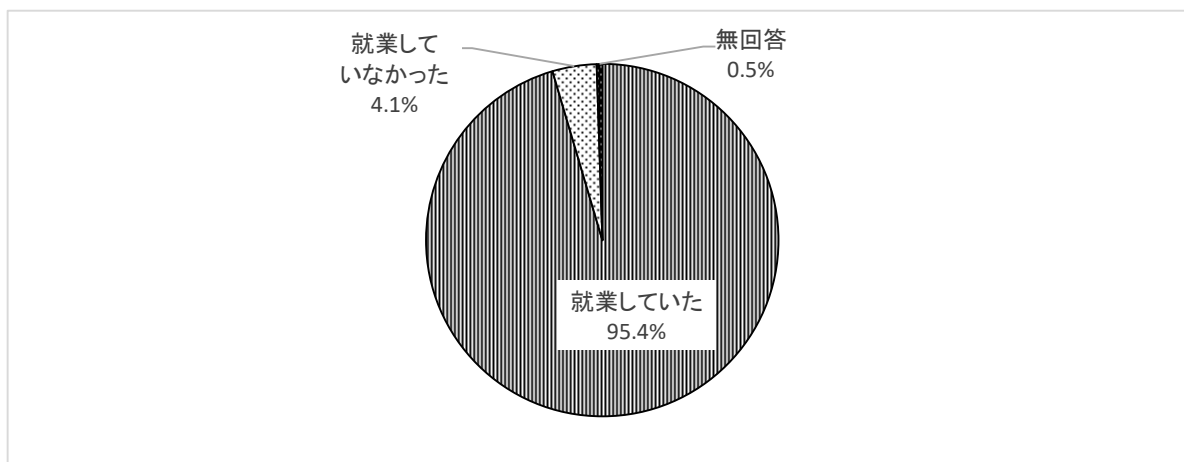
公営住宅の入居希望者については、持家の世帯が多いこともあり、「希望しない」が59.4%を占めています。



	希望する	希望しない	無回答	総数
回答数	20	117	60	197
割合	10.2%	59.4%	30.5%	100.0%

8. 父子世帯になる前の就業状況

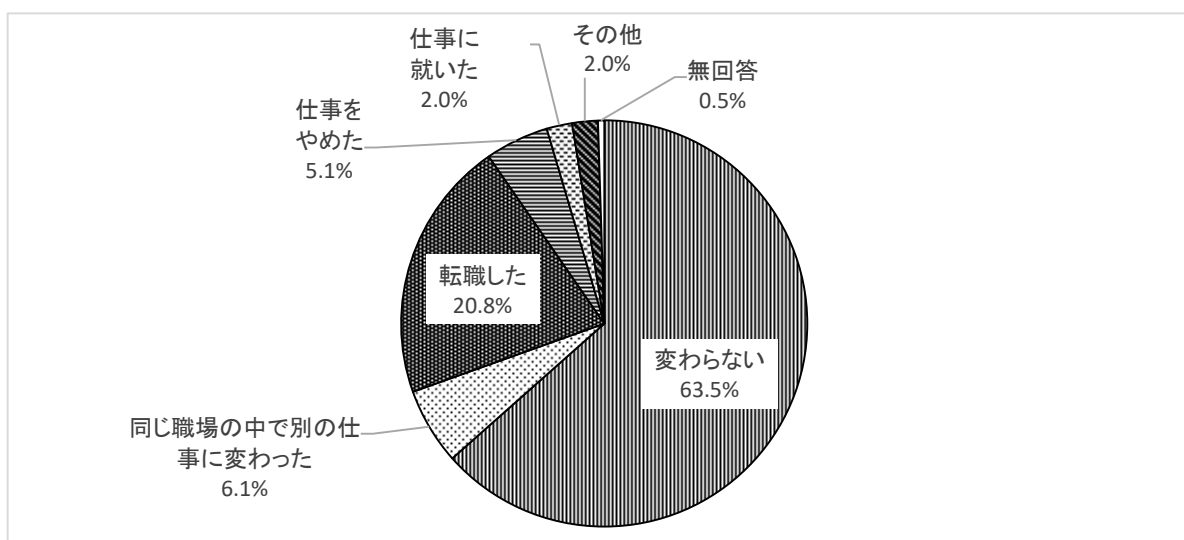
父子世帯になる前の就業状況については、95.4%が就業していたと回答しています。



	就業していた	就業していなかった	無回答	総数
回答数	188	8	1	197
割合	95.4%	4.1%	0.5%	100.0%

9. 就業状況の変化

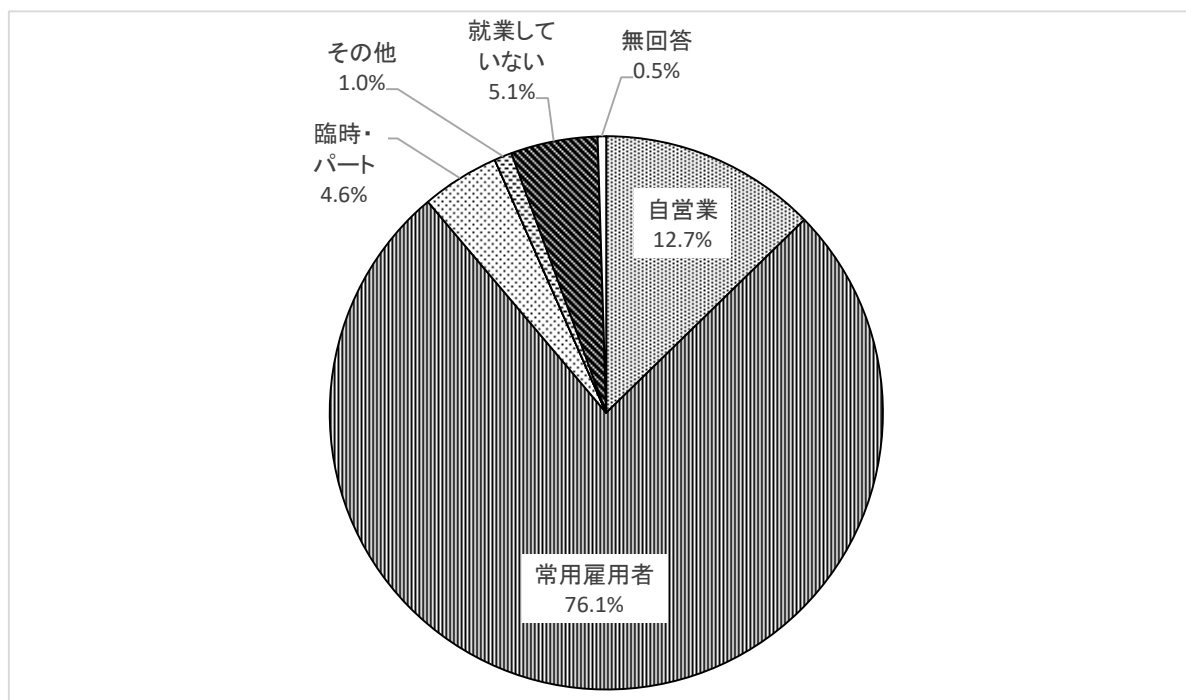
父子世帯になったことによる就業状況の変化は、「変わらない」が63.5%と最も多く、「転職した」、「同じ職場の中で別の仕事に変わった」など変化のあった方が34.0%となっています。



	変わらない	同じ職場の中で別の仕事に変わった	転職した	仕事をやめた	仕事に就いた	その他	無回答	総数
回答数	125	12	41	10	4	4	1	197
割合	63.5%	6.1%	20.8%	5.1%	2.0%	2.0%	0.5%	100.0%

10. 就業形態

現在の就業形態については、「常用雇用者」が76.1%と最も多く、次いで「自営業」が12.7%となっています。

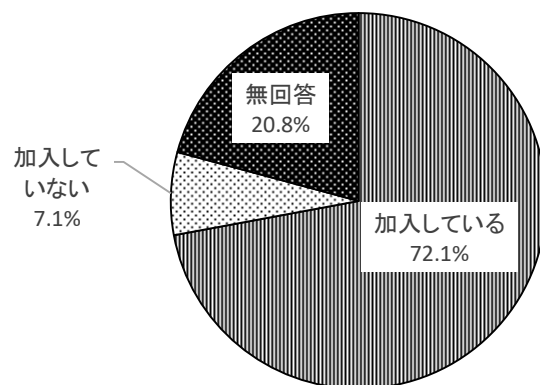


	自営業	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家内労働(内職)	その他	就業していない	無回答	総数
回答数	25	150	9	0	0	2	10	1	197
割合	12.7%	76.1%	4.6%	0.0%	0.0%	1.0%	5.1%	0.5%	100.0%

1 1. 社会保険の加入状況

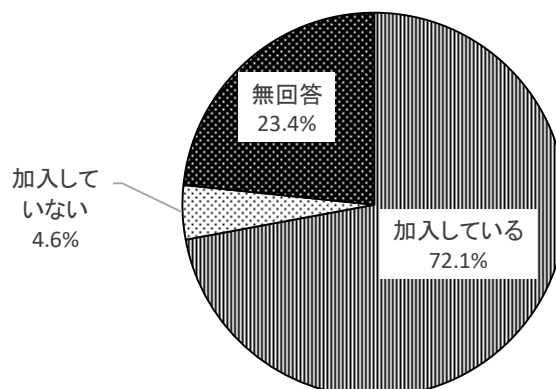
厚生年金又は共済年金及び雇用保険の加入状況については、ともに7割以上の方が加入しています。

ア. 厚生年金又は共済年金



	加入している	加入していない	無回答	総数
回答数	142	14	41	197
割合	72.1%	7.1%	20.8%	100.0%

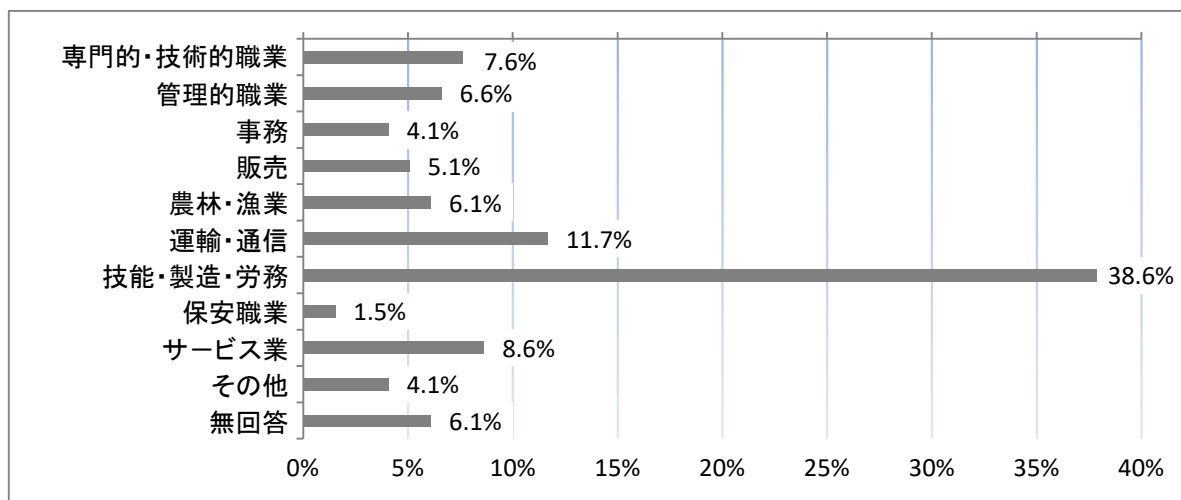
イ 雇用保険



	加入している	加入していない	無回答	総数
回答数	142	9	46	197
割合	72.1%	4.6%	23.4%	100.0%

1 2. 職種

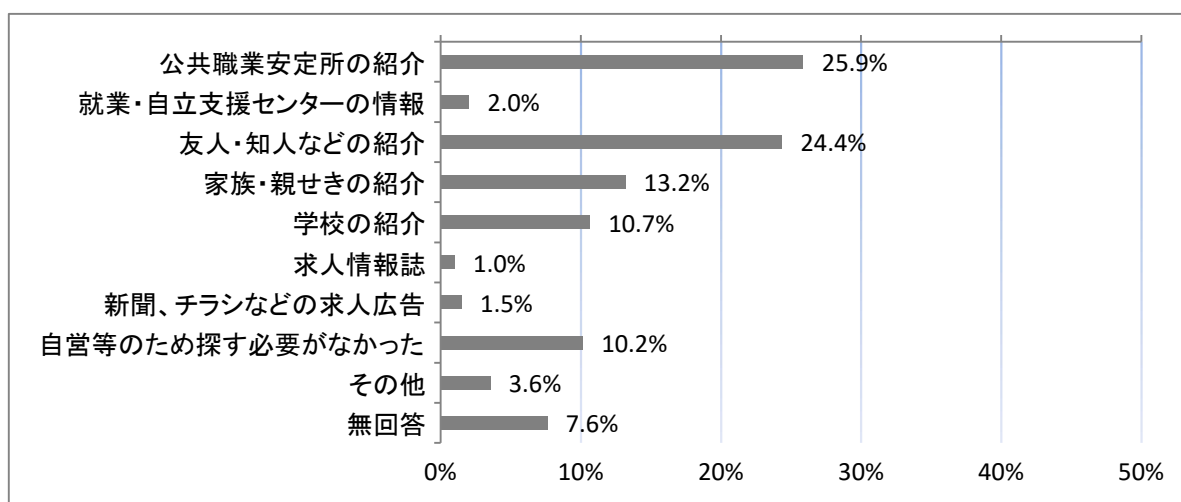
就業している方の職種については、「技能・製造・労務」が38.6%と最も多く、次いで「運輸・通信」「サービス業」の順となっています。



	専門的・ 技術的職業	管理的職業	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	技能・製 造・労務	保安職業	サービス業	その他	無回答	総数
回答数	15	13	8	10	12	23	76	3	17	8	12	197
割合	7.6%	6.6%	4.1%	5.1%	6.1%	11.7%	38.6%	1.5%	8.6%	4.1%	6.1%	100.0%

1 3. 仕事を探した方法

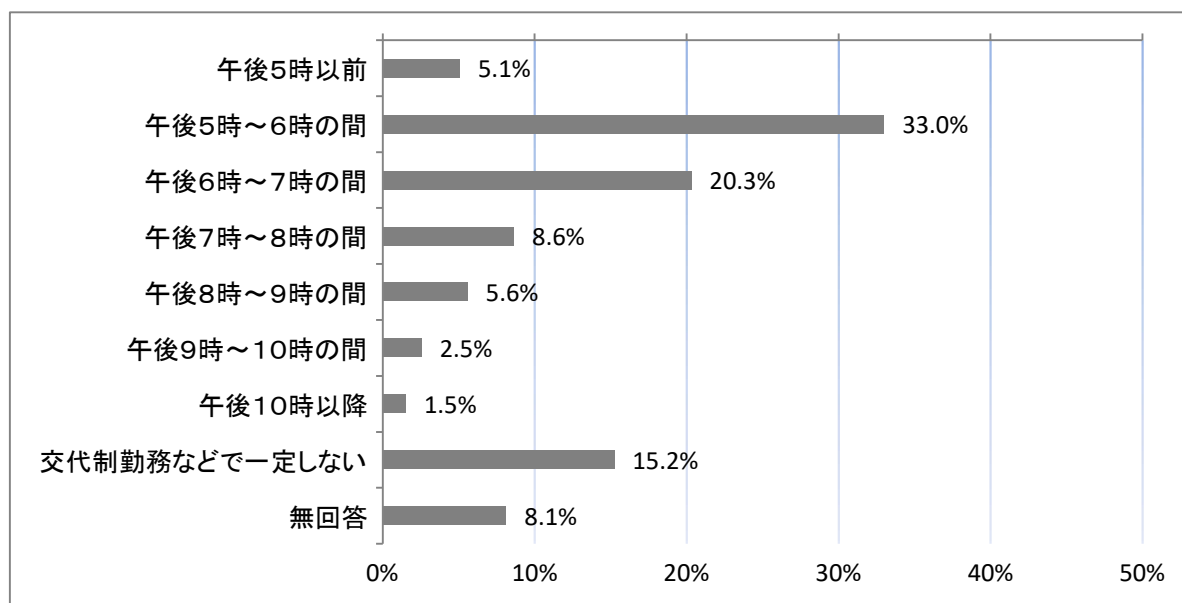
今の仕事を探した方法については、「公共職業安定所の紹介」が25.9%と最も多く、次いで「友人・知人などの紹介」が24.4%となっています。



	公共職業安 定所の紹介	就業・自立 支援セン ターの情報	友人・知人 などの紹介	家族・親せ きの紹介	学校の紹介	求人情報誌	新聞、チラ シなどの求 人広告	自営等のため 探す必要が なかった	その他	無回答	総数
回答数	51	4	48	26	21	2	3	20	7	15	197
割合	25.9%	2.0%	24.4%	13.2%	10.7%	1.0%	1.5%	10.2%	3.6%	7.6%	100.0%

1 4 . 帰宅時間

普段の帰宅時間は、「午後 5 時～ 6 時の間」と「午後 6 時～ 7 時の間」が多く、
5 8 . 4 % の人が午後 7 時までに帰宅しています。

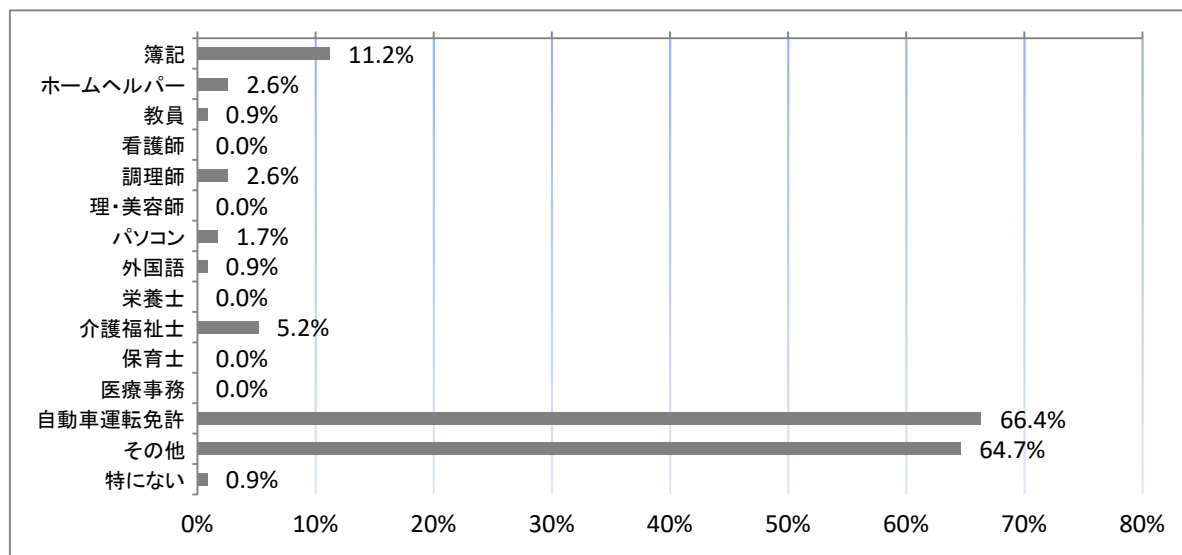


	午後 5 時 以前	午後 5 時～ 6 時の間	午後 6 時～ 7 時の間	午後 7 時～ 8 時の間	午後 8 時～ 9 時の間	午後 9 時～ 10 時の間	午後10時 以降	交代制勤務 などで一定 しない	無回答	総数
回答数	10	65	40	17	11	5	3	30	16	197
割合	5.1%	33.0%	20.3%	8.6%	5.6%	2.5%	1.5%	15.2%	8.1%	100.0%

15. 資格

現在持っている資格は、「自動車運転免許」が66.4%と最も多く、次いで「簿記」、「介護福祉士」の順となっています。今後取りたい資格は、「特にない」、「パソコン」、「調理師」の順に多くなっています。

ア. 現在持っている資格



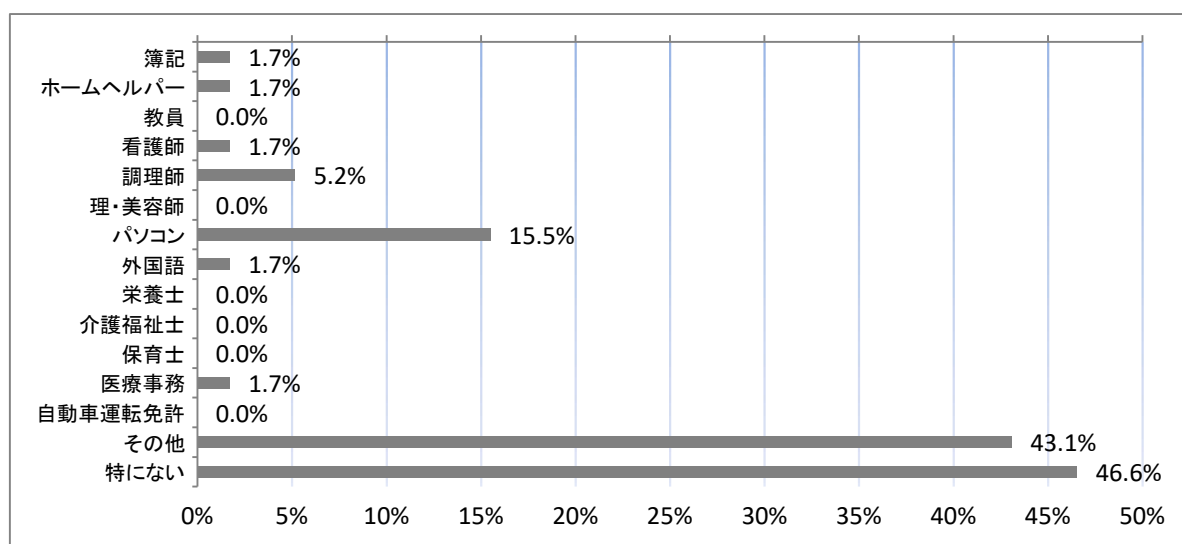
(複数回答)

	簿記	ホームヘルパー	教員	看護師	調理師	理・美容師	パソコン	外国語	栄養士	介護福祉士	保育士	医療事務	自動車運転免許	その他	特にない	総数
回答数	13	3	1	0	3	0	2	1	0	6	0	0	77	75	1	182
割合	11.2%	2.6%	0.9%	0.0%	2.6%	0.0%	1.7%	0.9%	0.0%	5.2%	0.0%	0.0%	66.4%	64.7%	0.9%	116

回答者数

116

イ. 今後取りたい資格



(複数回答)

	簿記	ホームヘルパー	教員	看護師	調理師	理・美容師	パソコン	外国語	栄養士	介護福祉士	保育士	医療事務	自動車運転免許	その他	特にない	総数
回答数	1	1	0	1	3	0	9	1	0	0	0	1	0	25	27	69
割合	1.7%	1.7%	0.0%	1.7%	5.2%	0.0%	15.5%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	43.1%	46.6%	58

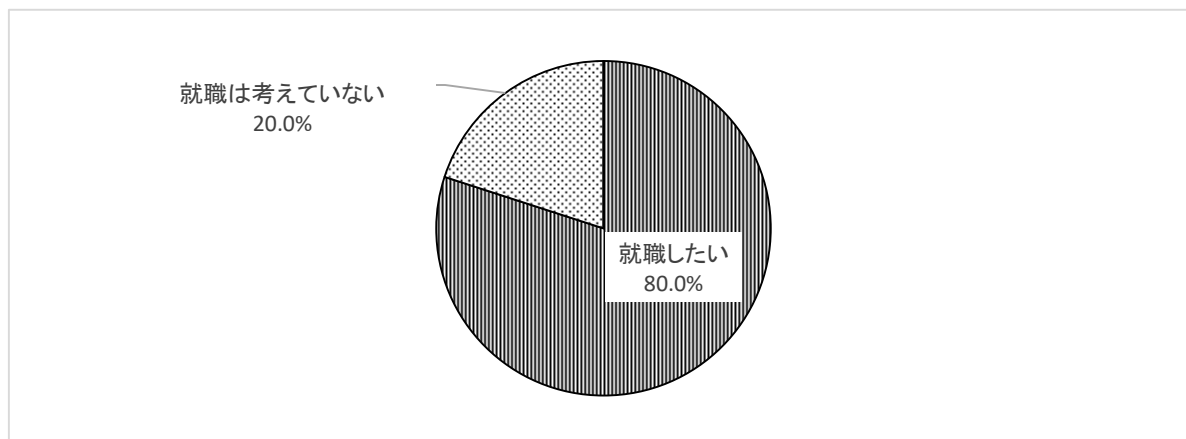
回答者数

58

16. 就職の希望

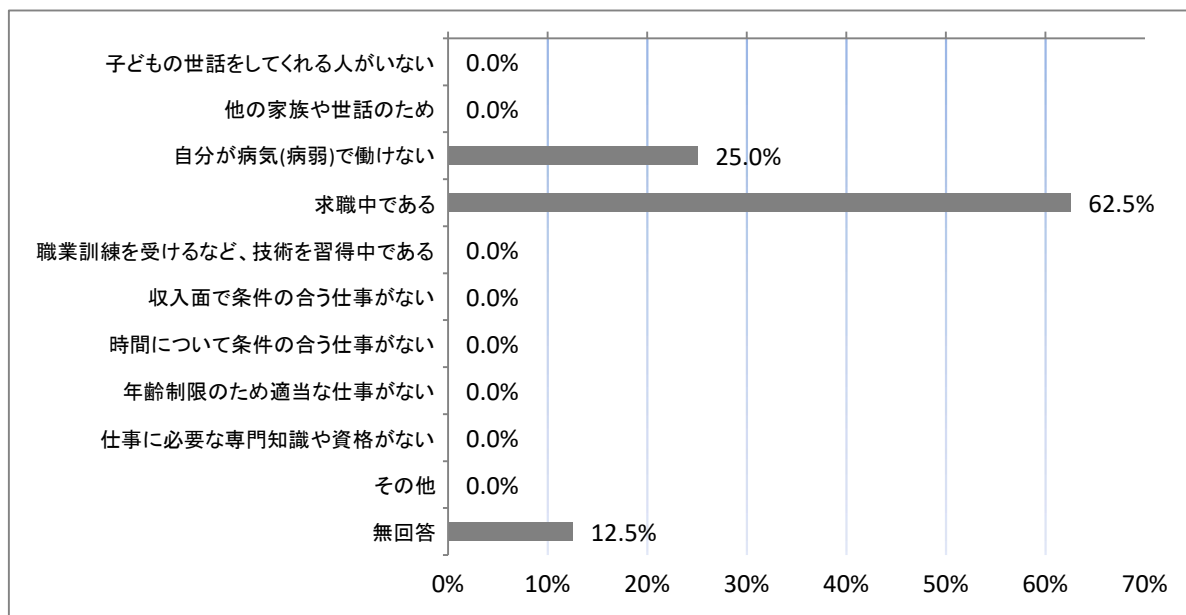
現在就業していない方のうち、80.0%の方が「就職したい」と考えています。

就職していない理由としては、「求職中」が62.5%と最も多く、次いで「自分が病気（病弱）で働けない」が25.0%となっています。



	就職したい	就職は考えていない	無回答	総数
回答数	8	2	0	10
割合	80.0%	20.0%	0.0%	100.0%

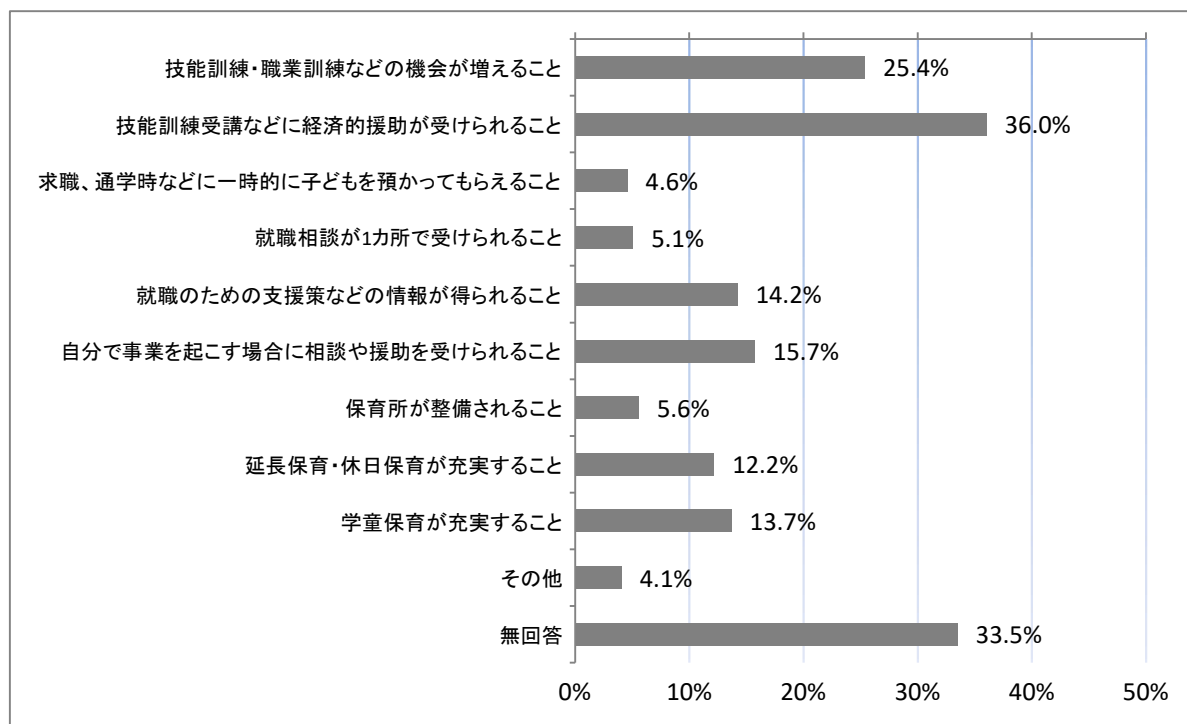
就職していない理由



	人を子どもがいてもなくない話	話の家族や世	け(自分)が病気で働	求職中である	あ(る)るを業に習得中、を	職(業)訓練を受ける	な(い)う面仕事で条件が件	事(件)時間について合う仕	時(間)に条件が合う仕	が(め)年(齢)に制限のない仕	格(格)専門知識や資	仕(事)に必要	そ(他)	無回答	総数
回答数	0	0	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8
割合	0.0%	0.0%	25.0%	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	100.0%

17. 要望する就業支援策

要望する就業支援策は、「技能訓練受講などに経済的援助が受けられること」が36.0%と最も多く、次いで「技能訓練・職業訓練などの機会が増えること」が25.4%となっています。



(複数回答)

	技能訓練・職業訓練などの機会が増えること	技能訓練受講などに経済的援助が受けられること	求職、通学時などに一時的に子どもを預かってもらえること	就職相談が1カ所で受けられること	就職のための支援策などの情報が得られること	自分で事業を起こす場合に相談や援助を受けられること	保育所が整備されること	延長保育・休日保育が充実すること	学童保育が充実すること	その他	無回答	総数
回答数	50	71	9	10	28	31	11	24	27	8	66	335
割合	25.4%	36.0%	4.6%	5.1%	14.2%	15.7%	5.6%	12.2%	13.7%	4.1%	33.5%	

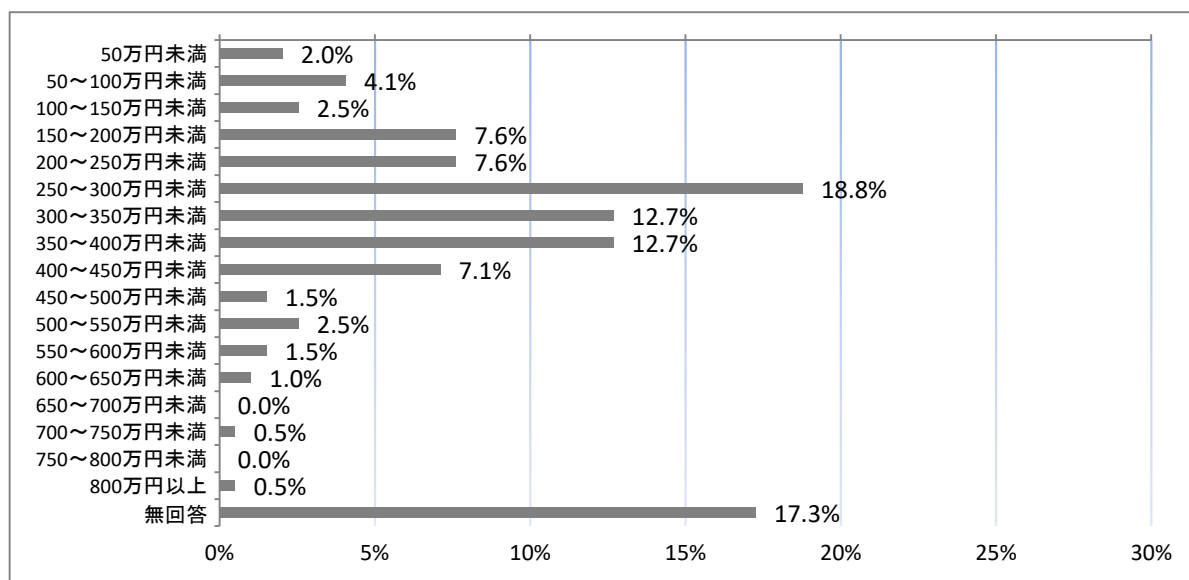
回答者数 197

18. 年間収入

平成30年の年間総収入は、「250～300万円未満」が最も多く、次いで「300～350万円未満」、「350～400万円未満」となっており、250万円未満の世帯は全体の23.8%となっています。

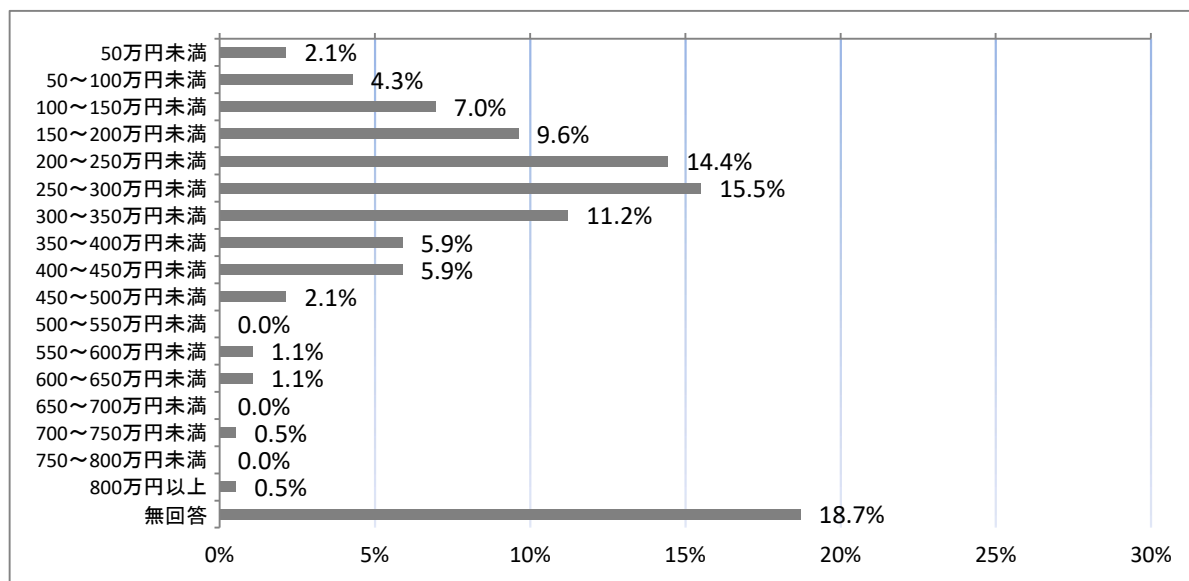
年間就労収入については、「250～300万円未満」が最も多く、次いで「200～250万円未満」となっています。

ア. 年間総収入



	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	4	8	5	15	15	37	25	25	14	3	5	3	2	0	1	0	1	34	197
割合	2.0%	4.1%	2.5%	7.6%	7.6%	18.8%	12.7%	12.7%	7.1%	1.5%	2.5%	1.5%	1.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.5%	17.3%	100.0%

イ. 年間就労収入

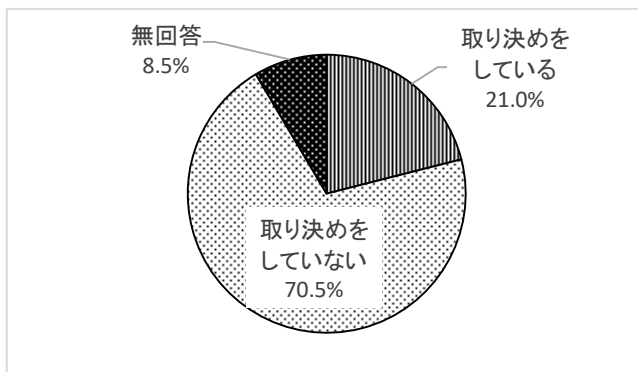


	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	4	8	13	18	27	29	21	11	11	4	0	2	2	0	1	0	1	35	187
割合	2.1%	4.3%	7.0%	9.6%	14.4%	15.5%	11.2%	5.9%	5.9%	2.1%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.5%	18.7%	100.0%

19. 養育費の取り決め状況

ア. 取り決めの有無

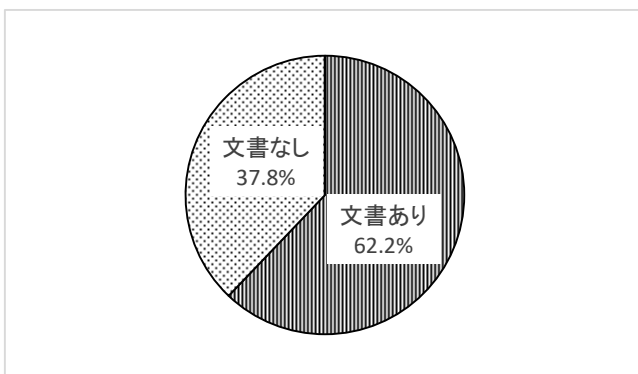
養育費の取り決め状況については、「取り決めている」が21.0%となっています。



	取り決めている	取り決めていない	無回答	総数
回答数	37	124	15	176
割合	21.0%	70.5%	8.5%	100.0%

イ. 取り決めの方法

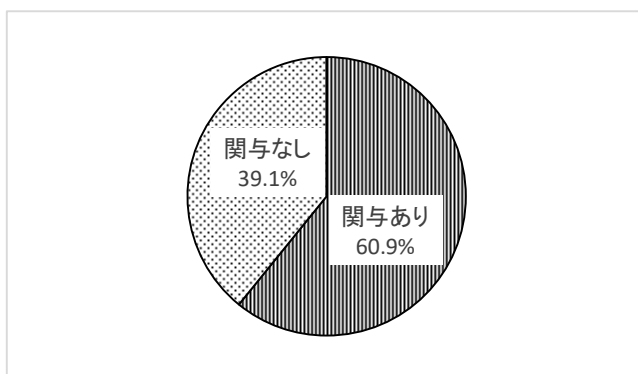
取り決めの方法については、取り決めている方の62.2%が「文書あり」と回答しています。



	文書あり	文書なし	無回答	総数
回答数	23	14	0	37
割合	62.2%	37.8%	0.0%	100.0%

ウ. 家庭裁判所の関与

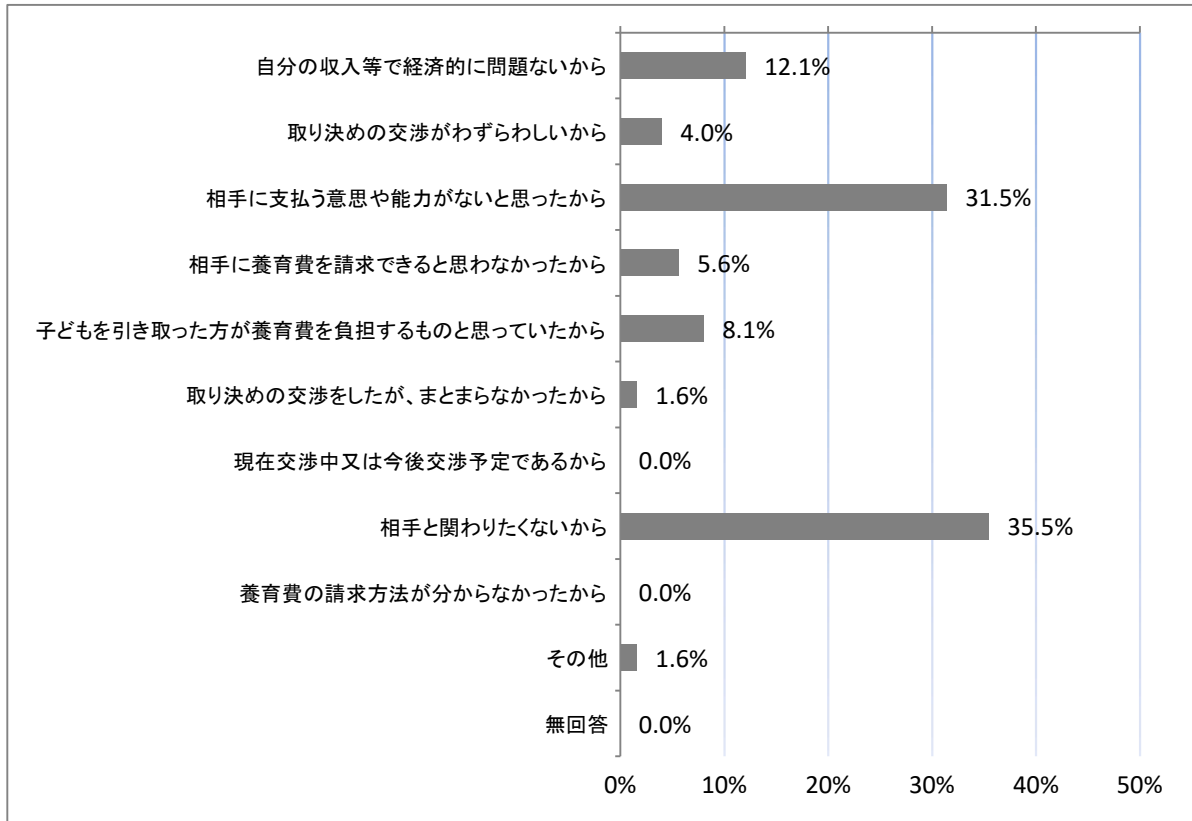
家庭裁判所の関与については、「文書あり」と回答した方の60.9%が「関与あり」としています。



	関与あり	関与なし	無回答	総数
回答数	14	9	0	23
割合	60.9%	39.1%	0.0%	100.0%

エ. 取り決めをしていない理由

取り決めをしていない理由については、「相手と関わりたくないから」が35.5%と最も多く、次いで「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が31.5%となっています。

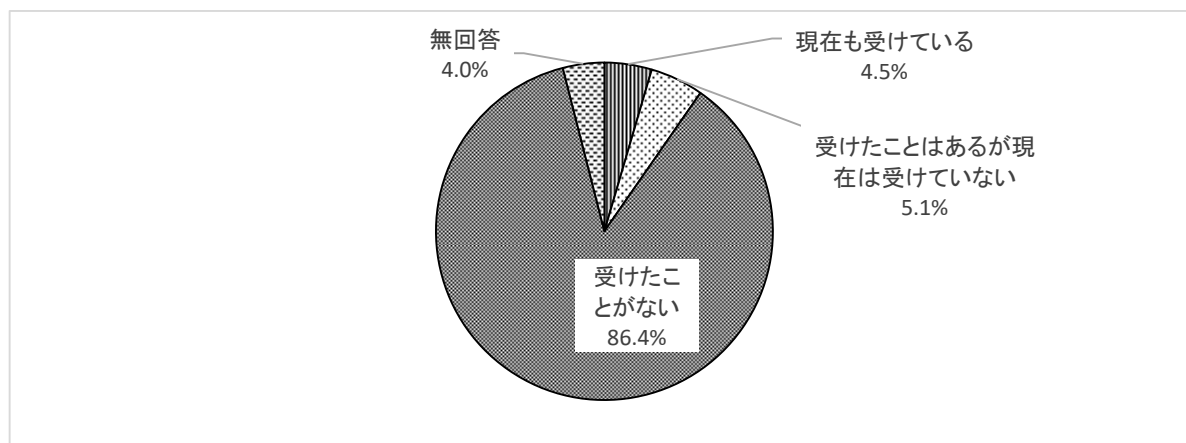


	的自 に分 の問 題 収 入 等 か で ら 経 済	ず ら り わ 決 し め い の か 交 渉 が わ	か 能 手 に 支 払 い の 思 意 思 た や	た で か き ら る に と 養 育 費 を か 請 っ 求	か る も の と 思 費 を き 取 っ た す た	か た っ が 決 め の 交 渉 を し	交 現 在 予 交 渉 中 あ る は か 今 後	い 相 手 と 関 わ り た く な	分 養 育 費 の 請 求 方 法 が	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	15	5	39	7	10	2	0	44	0	2	0	124
割合	12.1%	4.0%	31.5%	5.6%	8.1%	1.6%	0.0%	35.5%	0.0%	1.6%	0.0%	100.0%

20. 養育費の受給状況

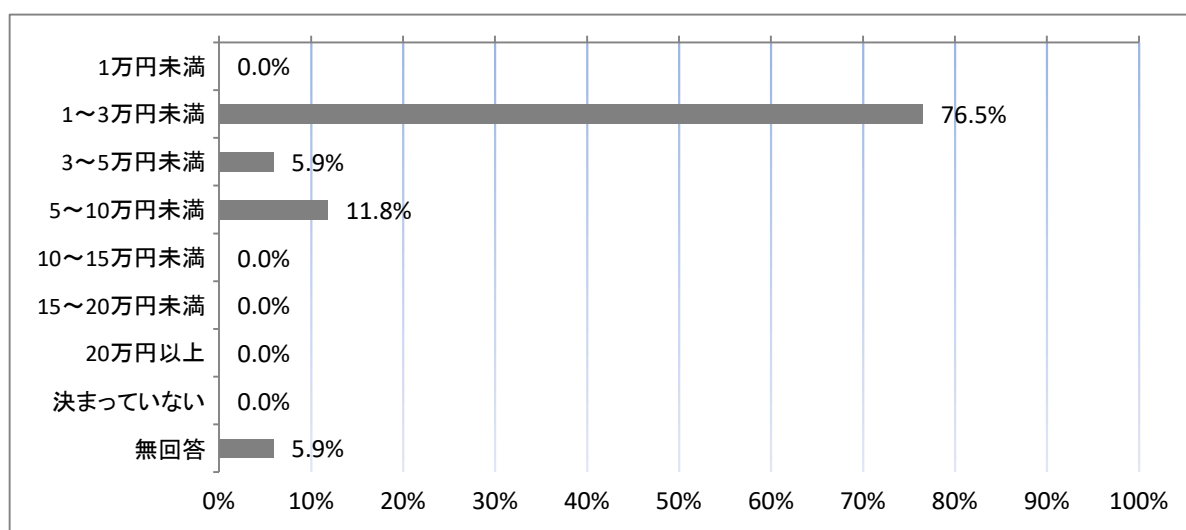
養育費の受給状況については、「受けたことがない」が86.4%となっており、「受けたことはあるが現在は受けていない」と合わせると、約9割が現在養育費を受けていません。養育費の金額は、「1～3万円未満」が最も多く、平均額は21,500円となっています。

ア. 受給状況



	現在も受けている	受けたことはあるが現在は受けていない	受けたことがない	無回答	総数
回答数	8	9	152	7	176
割合	4.5%	5.1%	86.4%	4.0%	100.0%

イ. 養育費の金額

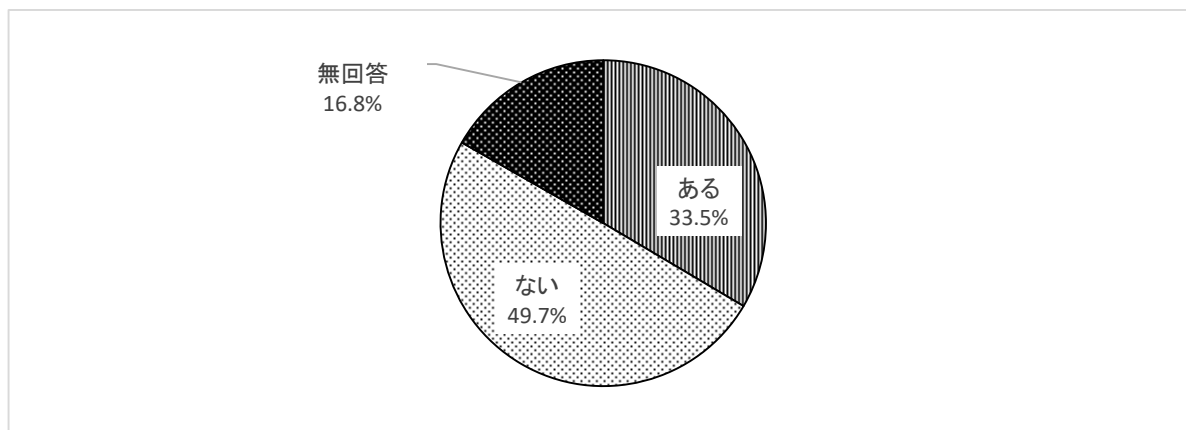


	1万円未満	1～3万円未満	3～5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20万円以上	決まっていない	無回答	総数	平均金額
件数	0	13	1	2	0	0	0	0	1	17	21,500
割合	0.0%	76.5%	5.9%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	100.0%	

2 1. 債務の状況

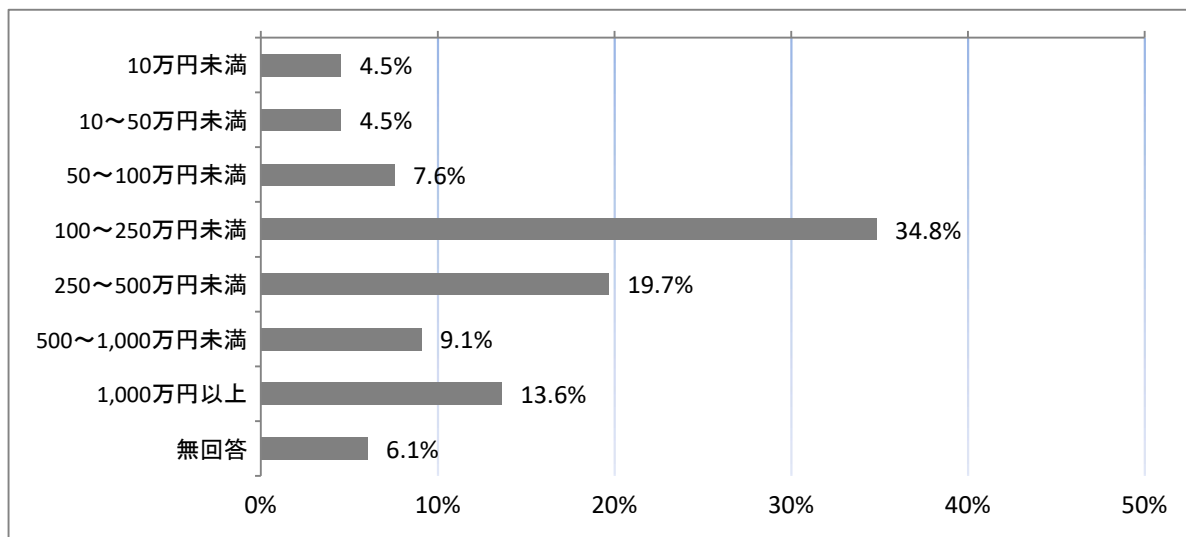
債務の有無については、「ある」が33.5%となっています。債務の総額は、「100万円～250万円」が最も多く、平均金額は4,523,133円となっている。

ア. 債務の有無



	ある	ない	無回答	総数
回答数	66	98	33	197
割合	33.5%	49.7%	16.8%	100.0%

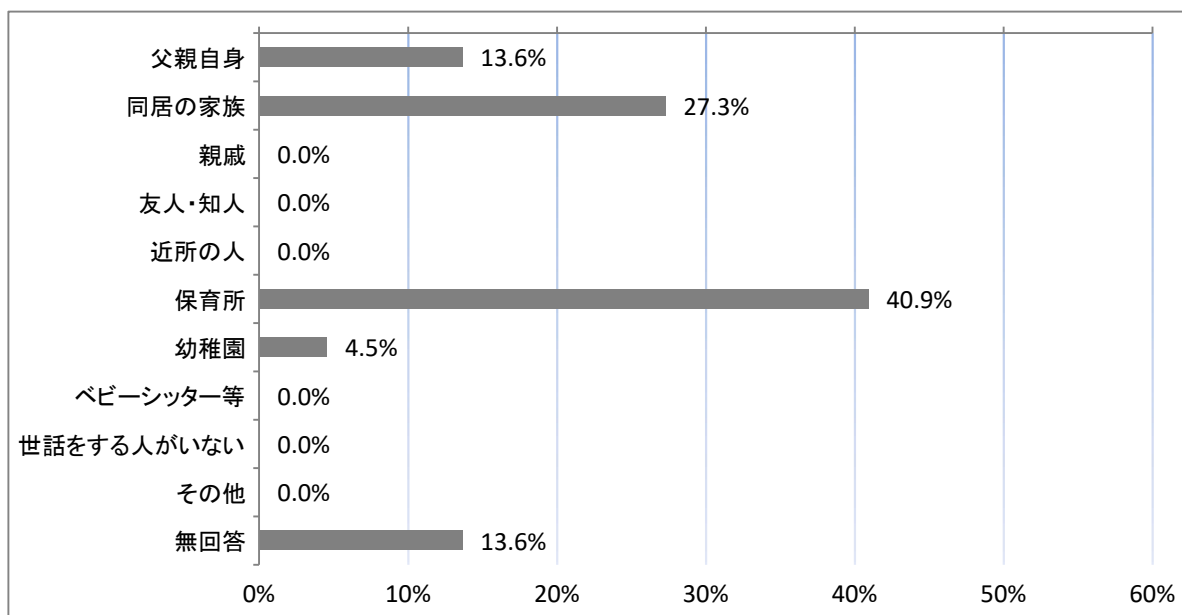
イ. 債務の総額



	10万円未満	10～50万円未満	50～100万円未満	100～250万円未満	250～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答	総数	平均金額
件数	3	3	5	23	13	6	9	4	66	4,523,133
割合	4.5%	4.5%	7.6%	34.8%	19.7%	9.1%	13.6%	6.1%	100.0%	

2.2. 未就学児の保育

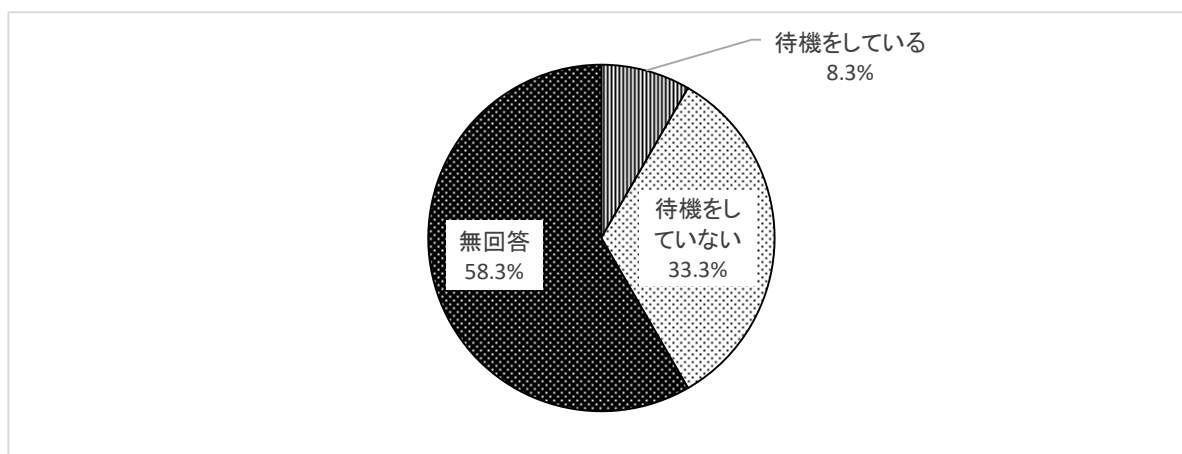
小学校入学前の子どもの保育については、「保育所」、「幼稚園」が合わせて45.4%となっており、「同居の家族」が27.3%となっています。



	父親自身	同居の家族	親戚	友人・知人	近所の人	保育所	幼稚園	ベビーシッター等	世話をする人がいない	その他	無回答	総数
回答数	3	6	0	0	0	9	1	0	0	0	3	22
割合	13.6%	27.3%	0.0%	0.0%	0.0%	40.9%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	13.6%	100.0%

保育所等の待機

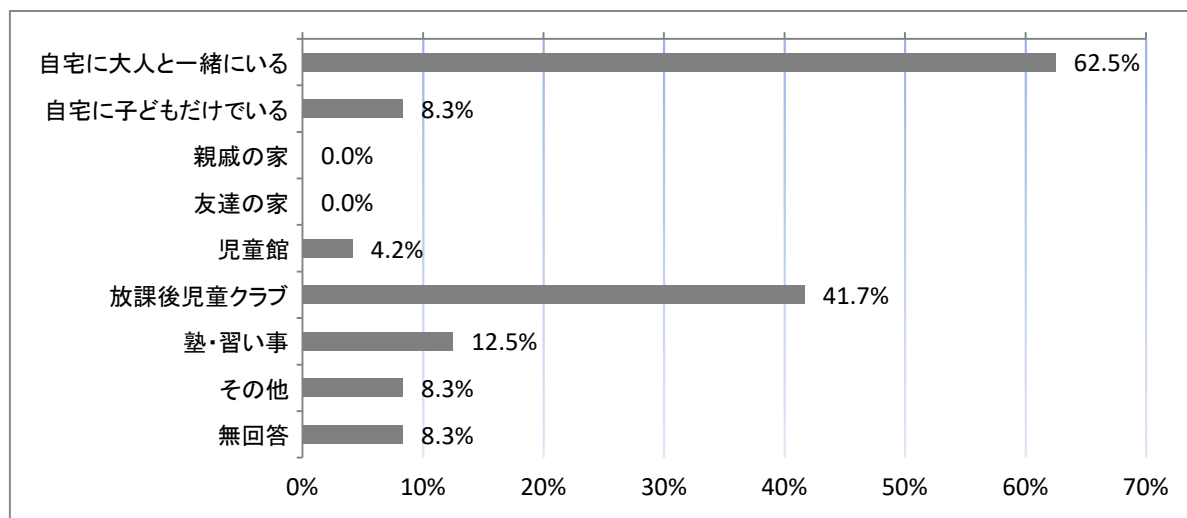
「保育所」、「幼稚園」以外とした方のうち、8.3%が「待機している」と回答しています。



	待機をしている	待機をしていない	無回答	総数
回答数	1	4	7	12
割合	8.3%	33.3%	58.3%	100.0%

2 3. 小学校低学年の放課後の過ごし方

小学校低学年（１～３年生）の子どもの放課後の過ごし方については、「自宅に大人と一緒にいる」が６２．５％と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が４１．７％となっています。



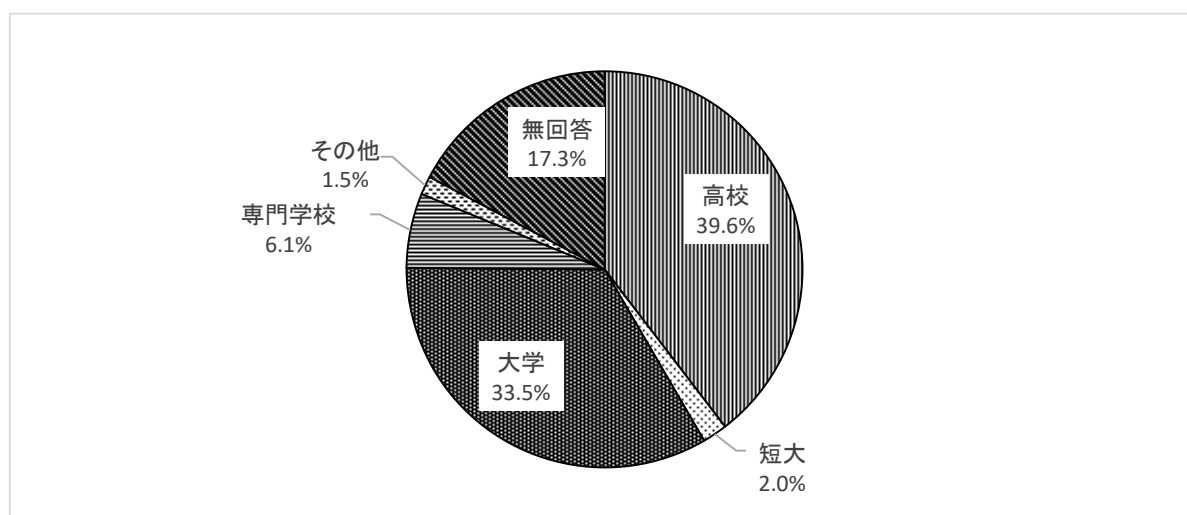
(複数回答)

	自宅に大人と一緒にいる	自宅に子どもだけにいる	親戚の家	友達の家	児童館	放課後児童クラブ	塾・習い事	その他	無回答	総数
回答数	15	2	0	0	1	10	3	2	2	35
割合	62.5%	8.3%	0.0%	0.0%	4.2%	41.7%	12.5%	8.3%	8.3%	

回答者数 24

2 4. 子どもの進学に対する希望

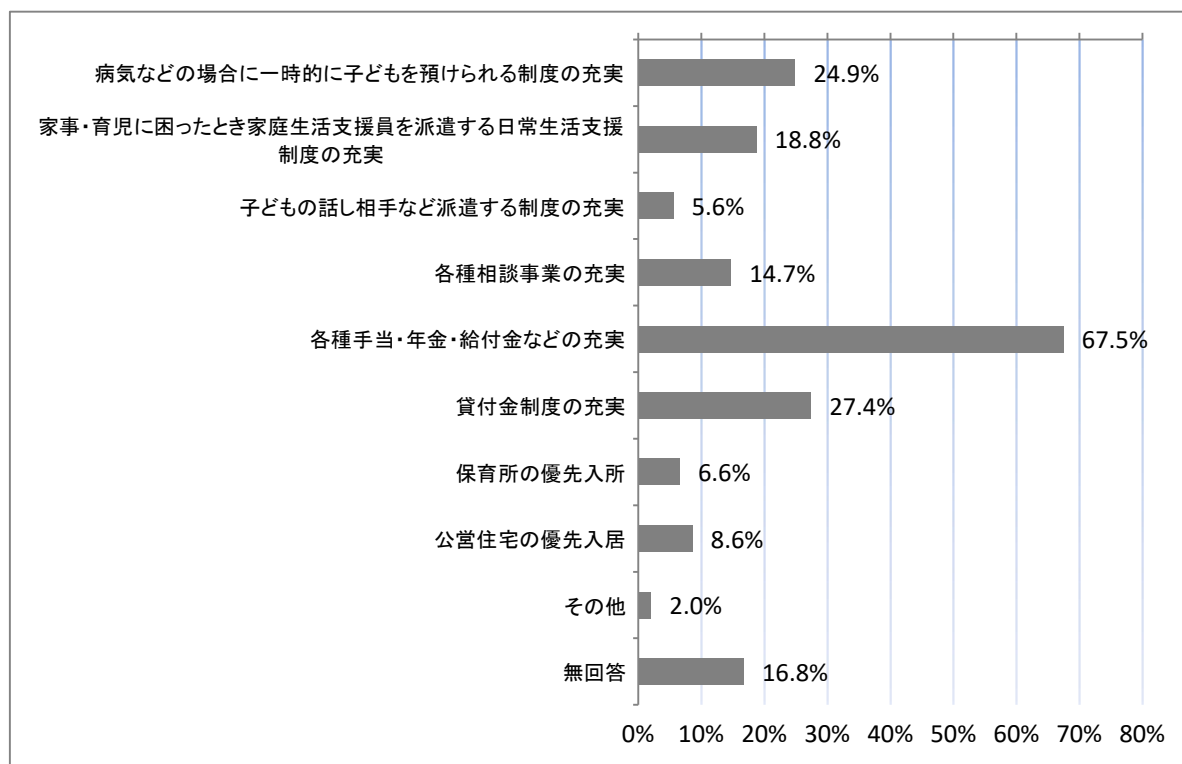
子どもの進学に対する希望としては、「高校」が３９．６％と最も多く、「大学」、「短大」、「専門学校」を合わせると、全体の約４割となります。



	中学校	高校	短大	大学	専門学校	その他	無回答	総数
回答数	0	78	4	66	12	3	34	197
割合	0.0%	39.6%	2.0%	33.5%	6.1%	1.5%	17.3%	100.0%

2 5. 要望する福祉制度

要望する福祉制度（就業支援策以外）としては、「各種手当・年金・給付金などの充実」が67.5%と最も多く、次いで「貸付金制度の充実」が27.4%となっています。



(複数回答)

	充 実	子 病 気 な ど を 預 け ら れ る 一 時 的 の に	常 生 活 支 援 制 度 の 充 実	庭 生 活 支 援 制 度 の 充 実	家 事 ・ 育 児 に 困 っ た と き	す る 制 度 の 充 実	子 ど も の 話 し 相 手 な ど 派 遣	各 種 相 談 事 業 の 充 実	ど 各 種 の 充 実	各 種 手 当 ・ 年 金 ・ 給 付 金 な	貸 付 金 制 度 の 充 実	保 育 所 の 優 先 入 所	公 営 住 宅 の 優 先 入 居	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数		49		37		11		29		133	54	13	17	4	33	380
割合		24.9%		18.8%		5.6%		14.7%		67.5%	27.4%	6.6%	8.6%	2.0%	16.8%	

回答者数

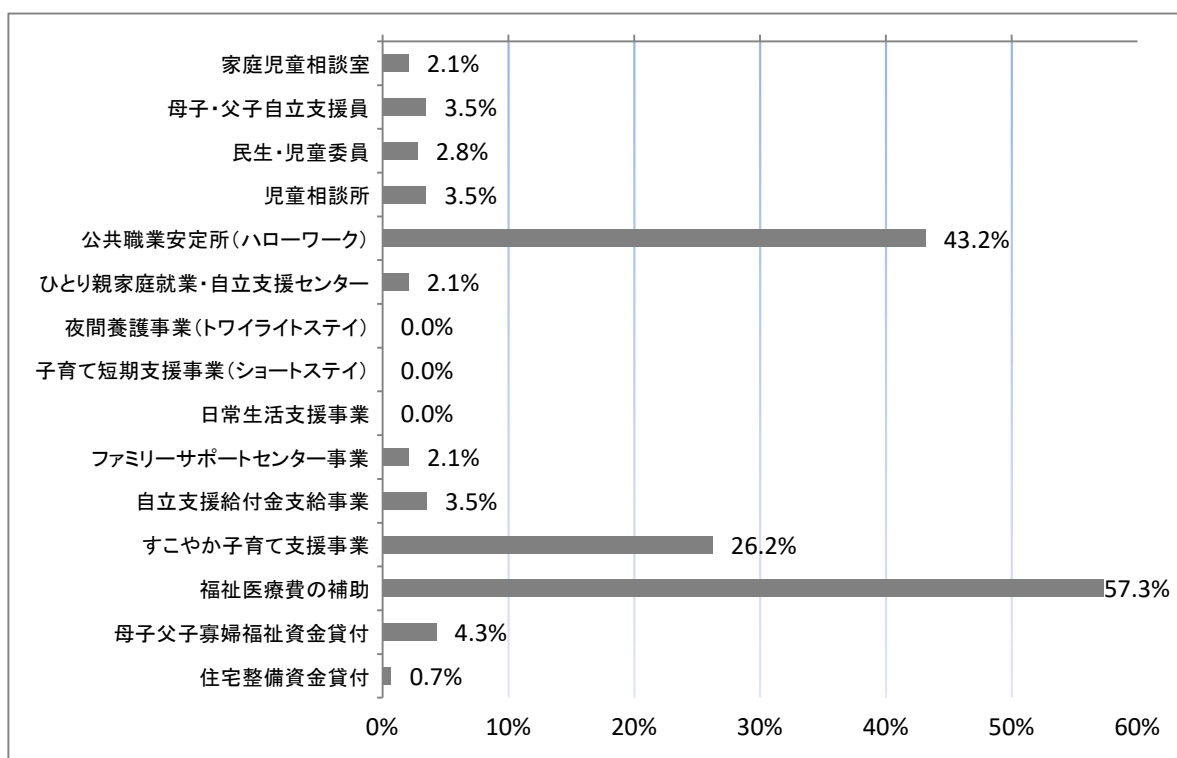
197

26. 福祉制度の利用状況

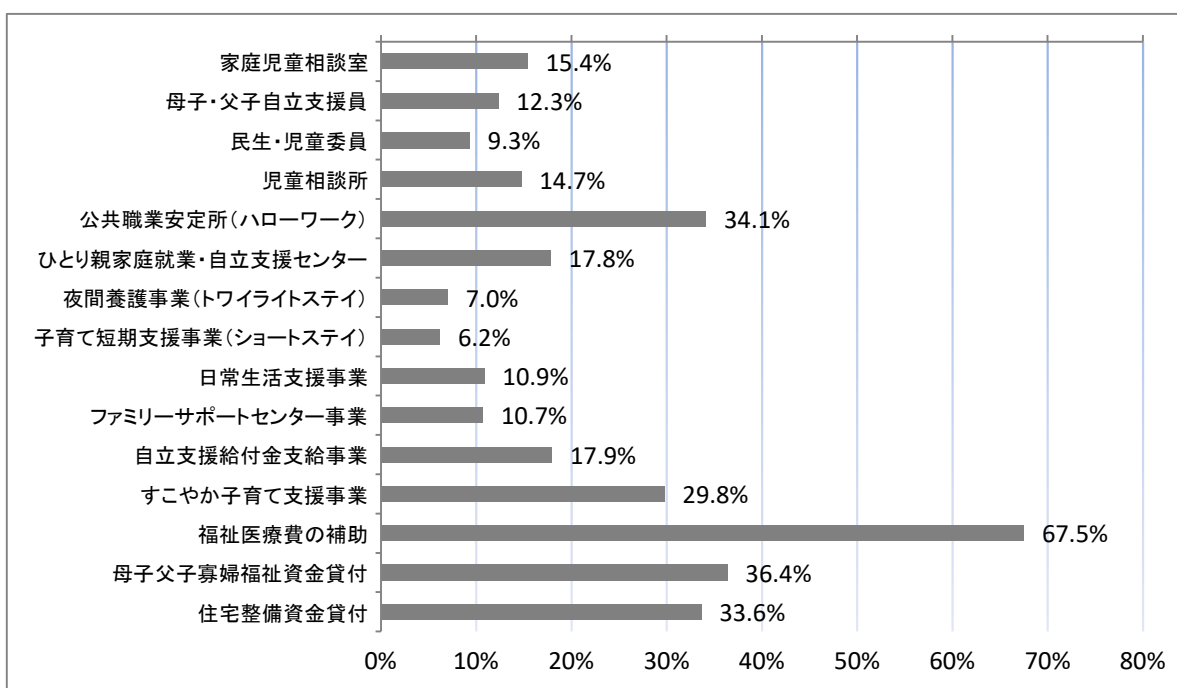
福祉制度の利用状況については、「福祉医療費の補助」、「公共職業安定所」の利用率が高い一方、「制度を知らなかった」と回答した割合が高い事業もありました。

今後利用したい制度については、「福祉医療費の補助」、「母子父子寡婦福祉資金貸付」のほか、「公共職業安定所」、「住宅整備資金貸付」が多くなっています。

ア. 利用している又は利用したことがある制度



イ. 今後利用したい制度

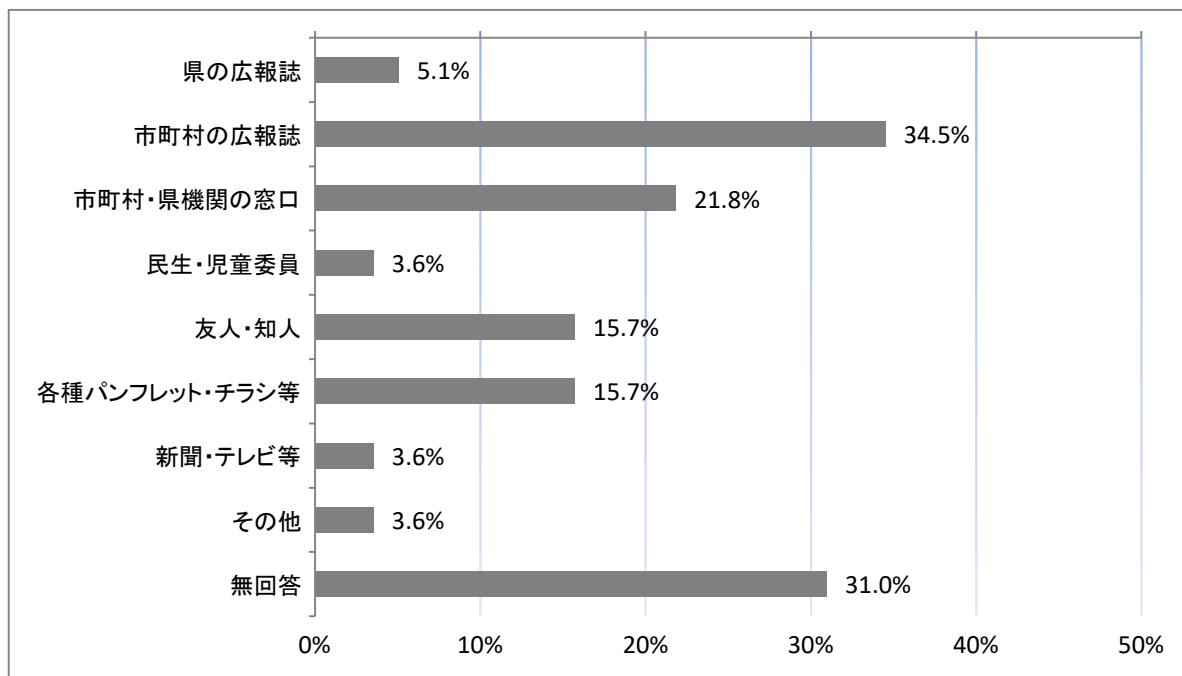


		現 状			今 後	
		利用している又は 利用したことがある	利用したことがない		利用したい	利用するつもり はない
			知らなかった	知っているが 利用したことが ない		
ア	家庭児童相談室 (福祉事務所)	2.1%	31.0%	66.9%	15.4%	84.6%
イ	母子・父子自立支援員	3.5%	47.9%	48.6%	12.3%	87.7%
ウ	民生・児童委員	2.8%	28.5%	68.8%	9.3%	90.7%
エ	児童相談所	3.5%	14.6%	81.9%	14.7%	85.3%
オ	公共職業安定所 (ハローワーク)	43.2%	8.2%	48.6%	34.1%	65.9%
カ	ひとり親家庭就業・ 自立支援センター	2.1%	42.1%	55.9%	17.8%	82.2%
キ	夜間養護事業 (トワイライトステイ)	0.0%	73.1%	26.9%	7.0%	93.0%
ク	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	0.0%	69.7%	30.3%	6.2%	93.8%
ケ	日常生活支援事業 (家庭生活支援員の派遣)	0.0%	68.3%	31.7%	10.9%	89.1%
コ	ファミリーサポートセンター 事業 (相互援助活動)	2.1%	71.5%	26.4%	10.7%	89.3%
サ	自立支援給付金支給事業 (教育訓練、職業訓練)	3.5%	45.1%	51.4%	17.9%	82.1%
シ	すこやか子育て支援事業 (保育料等の助成)	26.2%	33.3%	40.4%	29.8%	70.2%
ス	福祉医療費の補助 (児童の医療費の補助)	57.3%	18.2%	24.5%	67.5%	32.5%
セ	母子父子寡婦福祉資金貸付 (修学資金、生活資金等)	4.3%	48.6%	47.1%	36.4%	63.6%
ソ	住宅整備資金貸付	0.7%	59.2%	40.1%	33.6%	66.4%

※割合は回答者数で算出

27. 制度を知った方法

制度を知った方法としては、「市町村の広報誌」が34.5%と最も多く、次いで「市町村・県機関の窓口」、「友人・知人」、「各種パンフレット・チラシ等」の順になっています。



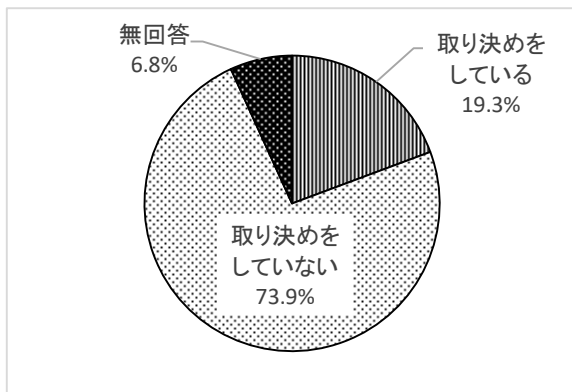
(複数回答)

	県 の 広 報 誌	市 町 村 の 広 報 誌	市 町 村 ・ 県 機 関 の 窓 口	民 生 ・ 児 童 委 員	友 人 ・ 知 人	各 種 パ ン フ レ ッ ト ・ チ ラ シ 等	新 聞 ・ テ レ ビ 等	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	10	68	43	7	31	31	7	7	61	265
割合	5.1%	34.5%	21.8%	3.6%	15.7%	15.7%	3.6%	3.6%	31.0%	
回答者数										197

28. 面会交流の取り決め状況

ア. 取り決めの有無

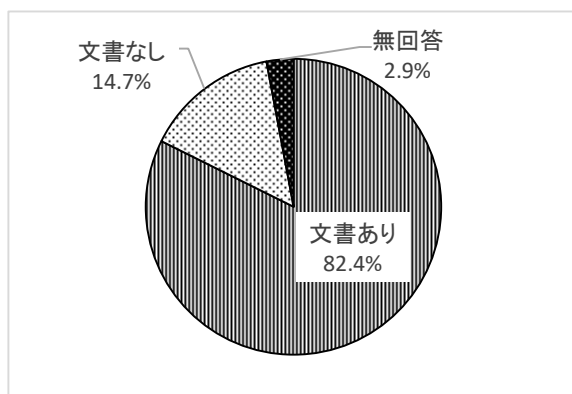
面会交流の取り決め状況については、「取り決めている」が73.9%となっています。



	取り決めている	取り決めていない	無回答	総数
回答数	34	130	12	176
割合	19.3%	73.9%	6.8%	100.0%

イ. 取り決めの方法

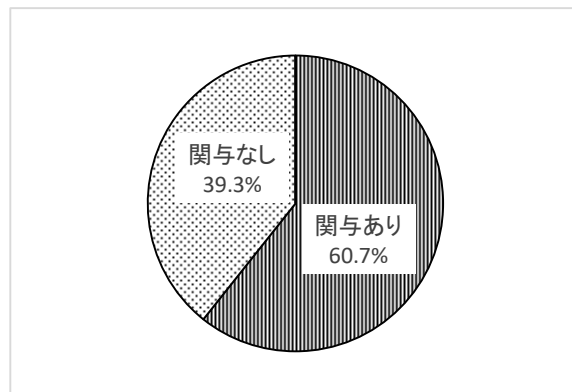
取り決めの方法については、取り決めた方のうち、82.4%が「文書あり」と回答しています。



	文書あり	文書なし	無回答	総数
回答数	28	5	1	34
割合	82.4%	14.7%	2.9%	100.0%

ウ. 家庭裁判所の関与

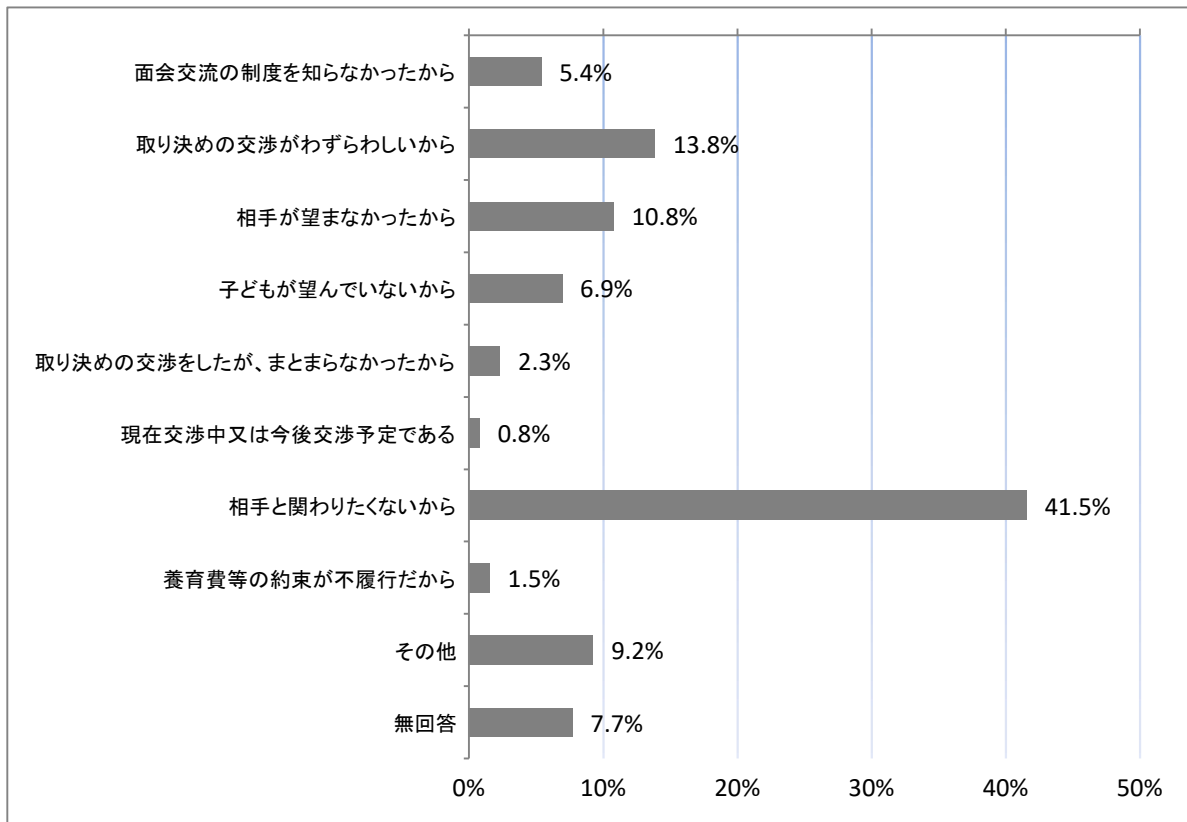
家庭裁判所の関与については、「文書あり」と答えた方の60.7%が「関与あり」と回答しています。



	関与あり	関与なし	無回答	総数
回答数	17	11	0	28
割合	60.7%	39.3%	0.0%	100.0%

エ. 取り決めをしていない理由

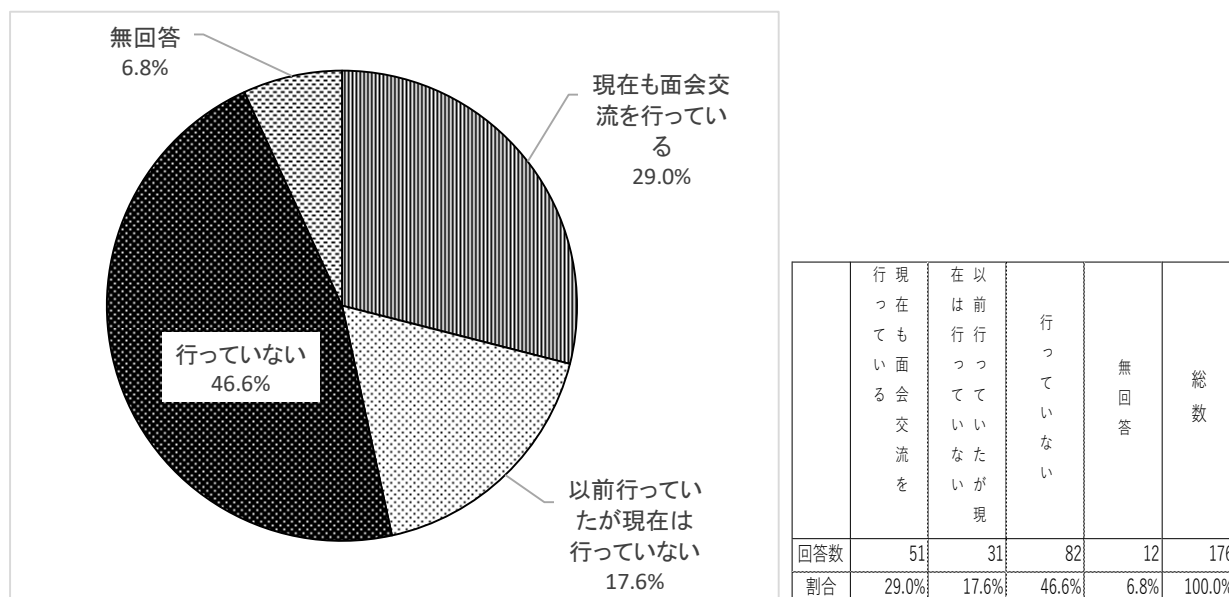
取り決めをしていない理由については、「相手と関わりたくないから」が41.5%と最も多く、次いで「取り決めの交渉がわずらわしいから」となっています。



	面会交流の制度を知	取り決めの交渉がわ	相手が望まなかった	子どもが望んでいな	たが、決めたまま交渉をし	現在交渉中又は今後	相手と関わりたくない	養育費等の約束が不履行	その他	無回答	総数
回答数	7	18	14	9	3	1	54	2	12	10	130
割合	5.4%	13.8%	10.8%	6.9%	2.3%	0.8%	41.5%	1.5%	9.2%	7.7%	100.0%

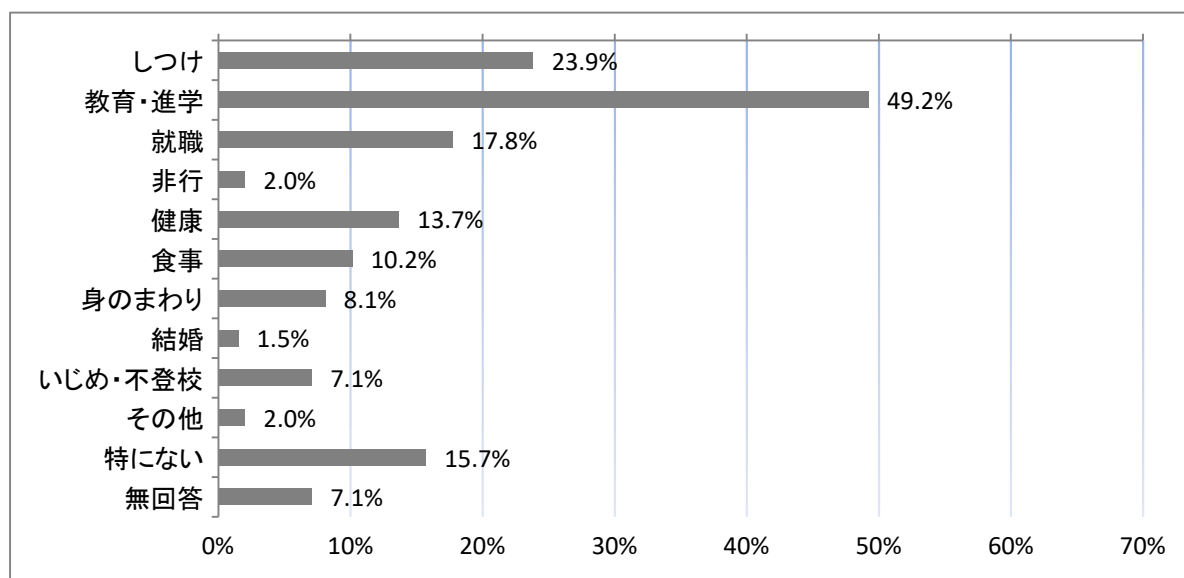
29. 面会交流の状況

面会交流については、「行っていない」が46.6%と最も多く、「以前は行っていたが現在は行っていない」を加えると、64.2%が現在面会交流を行っていないことになります。



30. 子どもに関する悩み

子どもに関する悩みとしては、「進学・教育」が49.2%と最も多く、次いで「しつけ」、「就職」の順となっています。



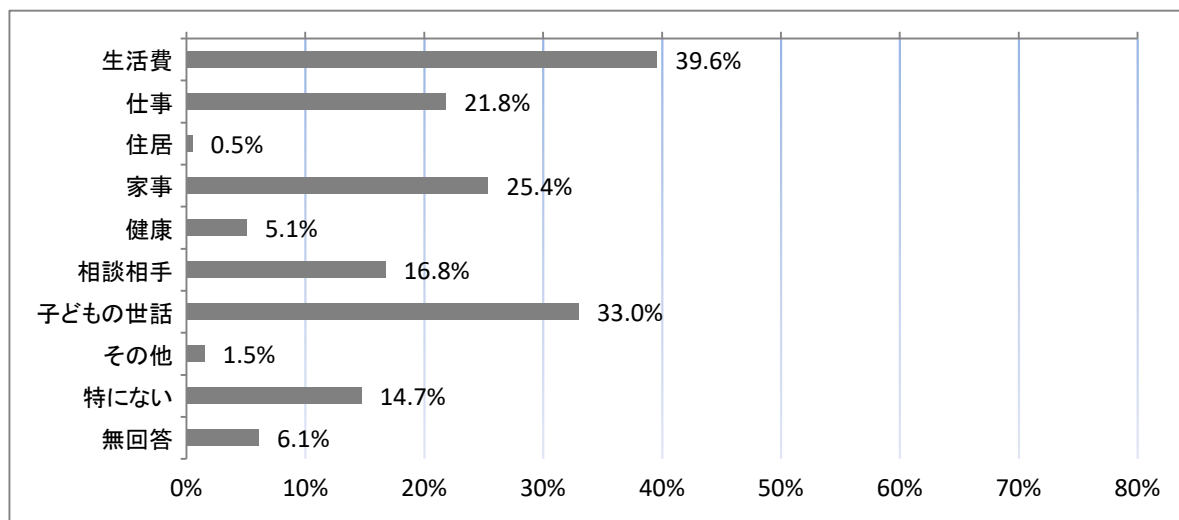
(複数回答)

	しつけ	教育・進学	就職	非行	健康	食事	身まわり	結婚	いじめ・不登校	その他	特にない	無回答	総数
件数	47	97	35	4	27	20	16	3	14	4	31	14	312
割合	23.9%	49.2%	17.8%	2.0%	13.7%	10.2%	8.1%	1.5%	7.1%	2.0%	15.7%	7.1%	

回答者数 197

3 1. 父子世帯になった当時困ったこと

父子世帯になった当時困ったこととしては、「生活費」が39.6%と最も多く、次いで「子どもの世話」、「家事」の順になっています。



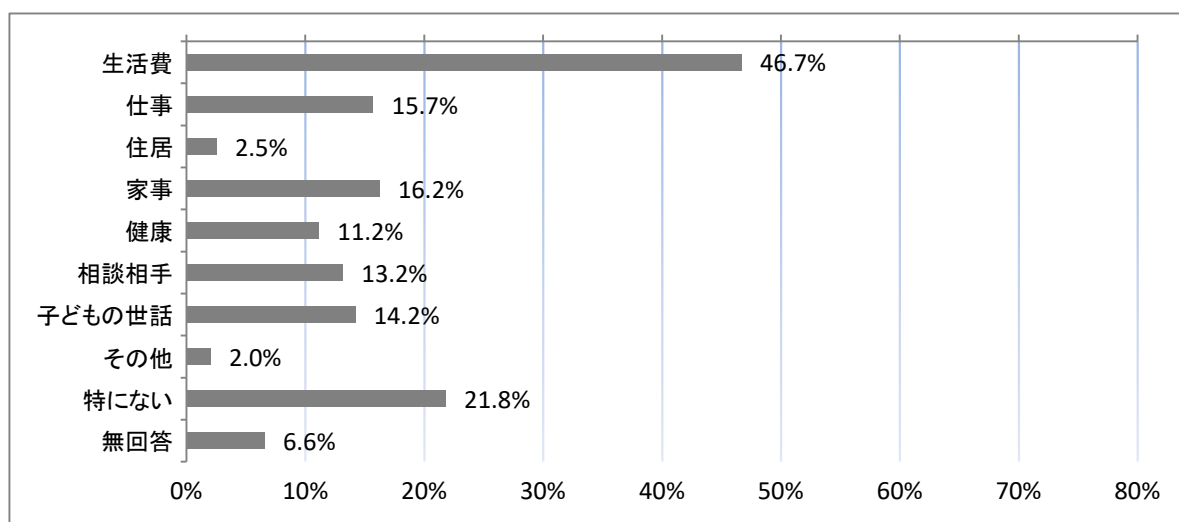
(複数回答)

	生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの世話	その他	特にない	無回答	総数
回答数	78	43	1	50	10	33	65	3	29	12	324
割合	39.6%	21.8%	0.5%	25.4%	5.1%	16.8%	33.0%	1.5%	14.7%	6.1%	

回答者数 197

3 2. 現在困っていること

現在困っていることとしては、「生活費」、「特にない」の順になっています。



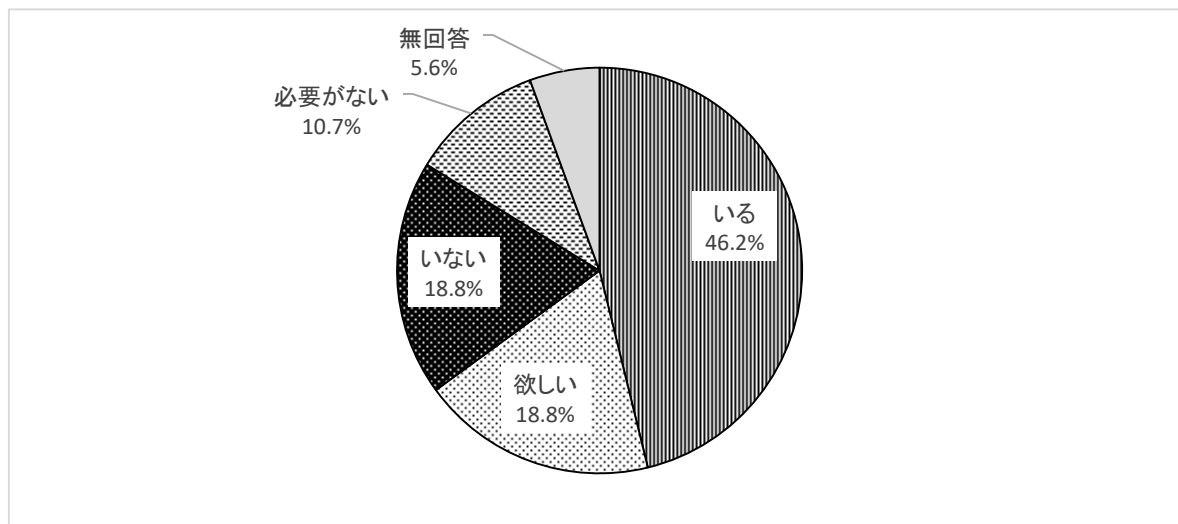
(複数回答)

	生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの世話	その他	特にない	無回答	総数
回答数	92	31	5	32	22	26	28	4	43	13	296
割合	46.7%	15.7%	2.5%	16.2%	11.2%	13.2%	14.2%	2.0%	21.8%	6.6%	

回答者数 197

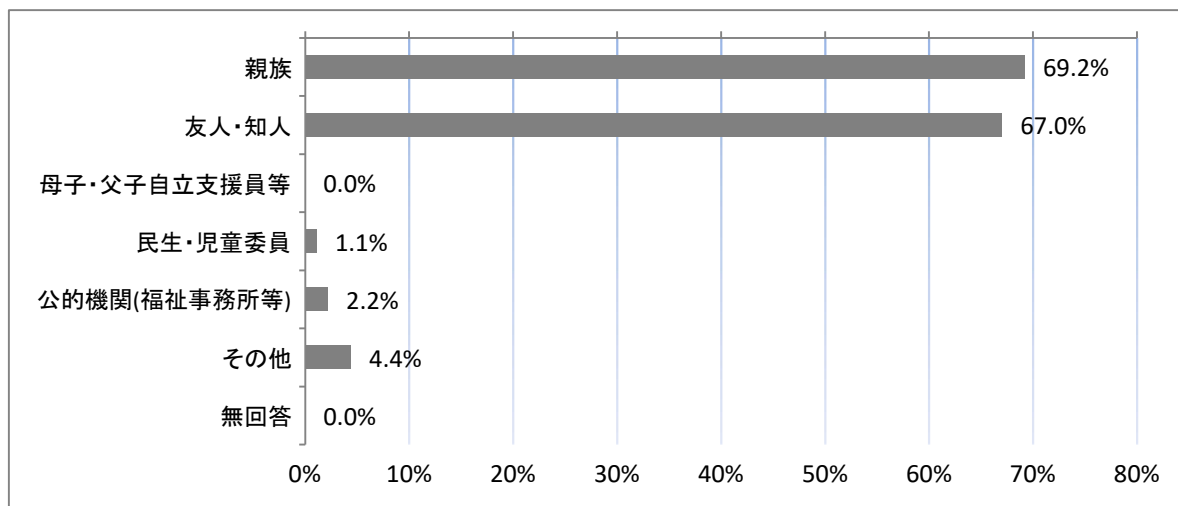
3 3. 相談相手

困ったときの相談相手については、「いる」が46.2%となっています。
相談相手については、「親族」、「友人・知人」が多くなっています。



	いる	欲しい	いない	必要がない	無回答	総数
回答数	91	37	37	21	11	197
割合	46.2%	18.8%	18.8%	10.7%	5.6%	100.0%

相談相手の内訳



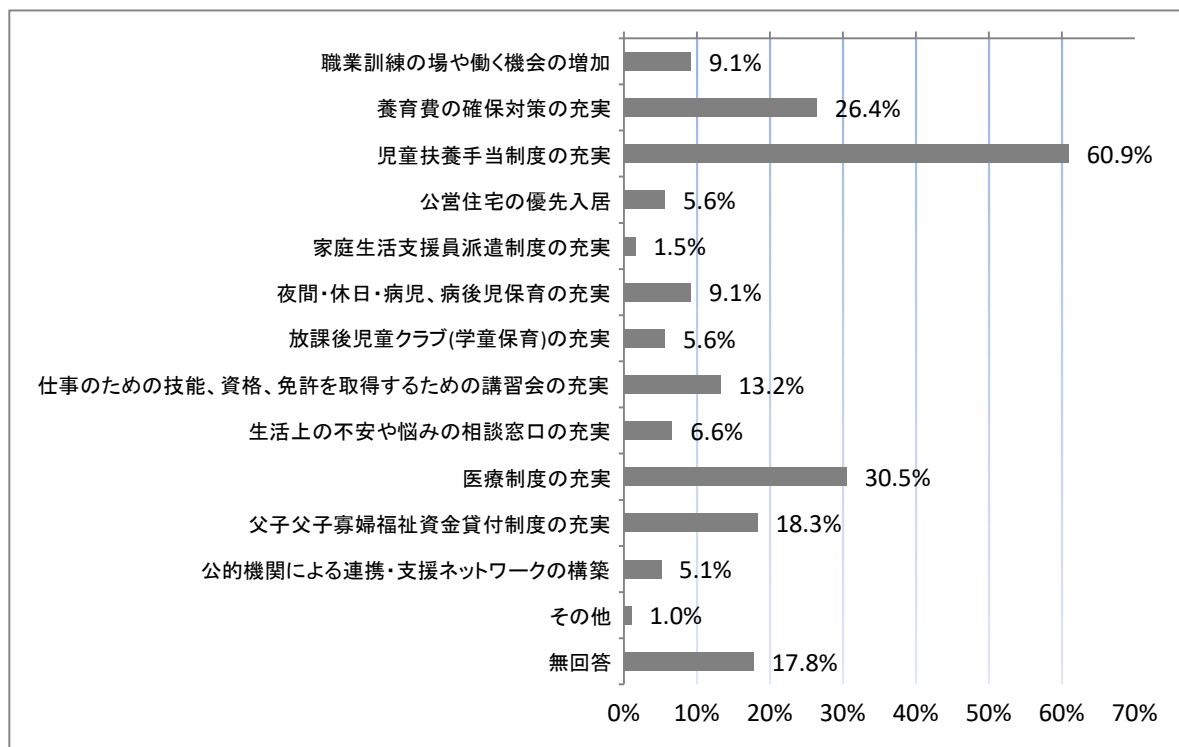
(複数回答)

	親族	友人・知人	立母子・父子自立支援員等	民生・児童委員	福祉事務所等(公的機関)	その他	無回答	総数
回答数	63	61	0	1	2	4	0	131
割合	69.2%	67.0%	0.0%	1.1%	2.2%	4.4%	0.0%	

回答者数 91

3 4 . 希 望 す る 施 策

希望する施策としては、「児童扶養手当制度の充実」が60.9%と最も多く、次いで「医療費制度の充実」、「養育費の確保対策の充実」の順となっています。



(複数回答)

	の職 業 増 加 訓 練 の 場 や 働 く 機 会	養 育 費 の 確 保 対 策 の 充 実	児 童 扶 養 手 当 制 度 の 充 実	公 営 住 宅 の 優 先 入 居	の家 庭 生 活 支 援 員 派 遣 制 度	児 夜 保 間 の 休 日 充 実 ・ 病 児 、 病 後	保 放 育 課 後 の 児 童 ク ラ ブ (学 童 保 育)	の格 、 事 の 充 実 取 得 す る た め の 充 実	談 生 活 上 の 充 実 や 悩 み の 相 談	医 療 制 度 の 充 実	付 父 子 制 度 の 充 実 ・ 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付	援 公 的 機 関 に よ る 連 携 ・ 支 援	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	18	52	120	11	3	18	11	26	13	60	36	10	2	35	415
割合	9.1%	26.4%	60.9%	5.6%	1.5%	9.1%	5.6%	13.2%	6.6%	30.5%	18.3%	5.1%	1.0%	17.8%	

回答者数 197

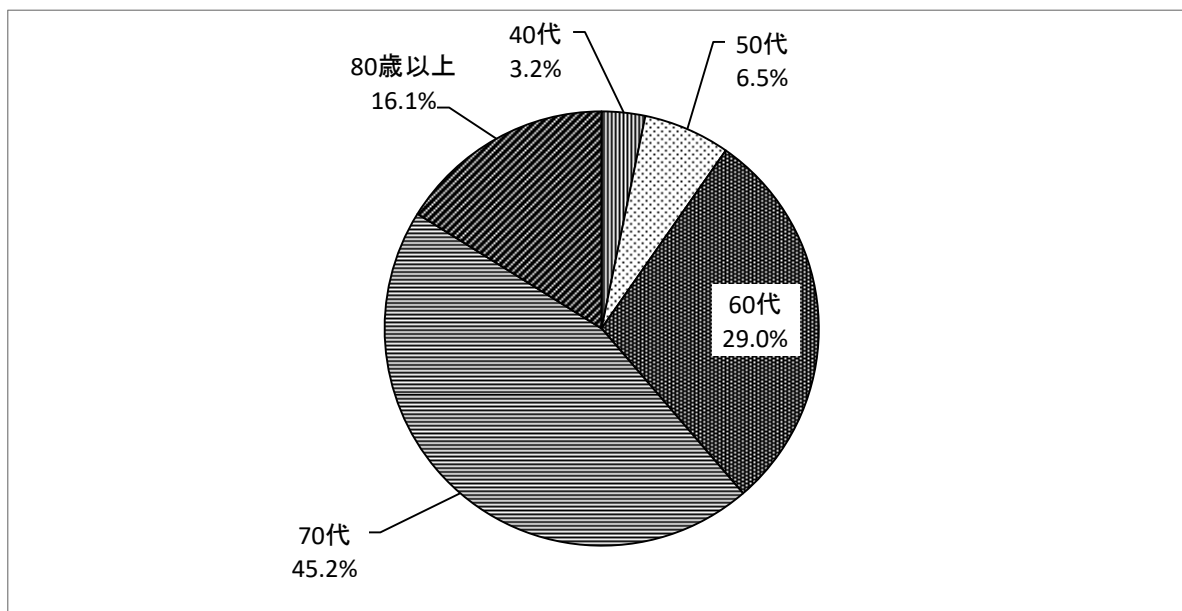
3. 寡婦世帯集計結果

寡婦世帯集計結果

世帯の状況

1. 寡婦の年齢

寡婦の年齢は、「70代」が45.2%と最も多く、平均年齢は、70.7歳となっています。

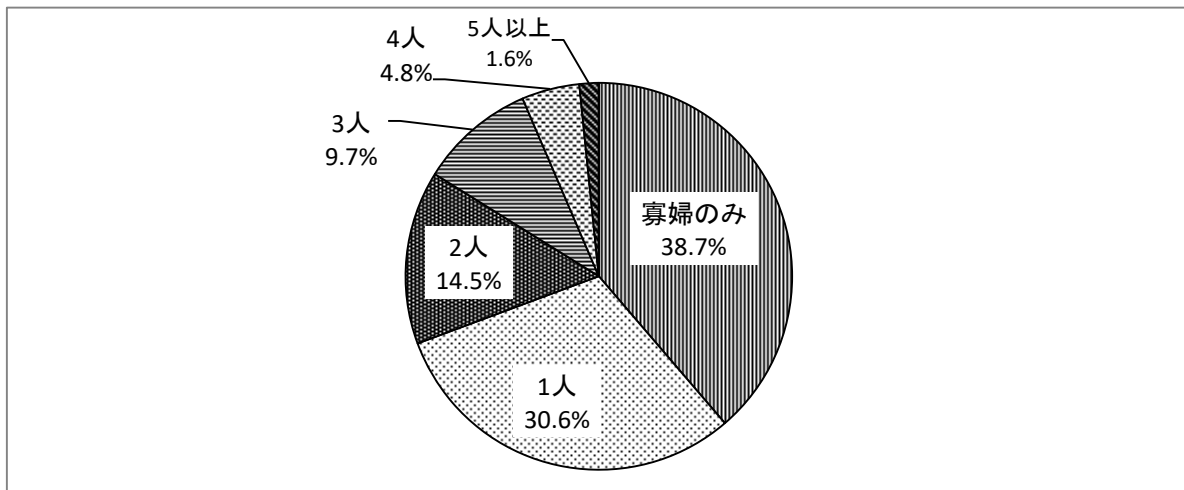


	30歳未満	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答	総数	平均年齢
回答数	0	2	4	18	28	10	0	62	70.7
割合	0.0%	3.2%	6.5%	29.0%	45.2%	16.1%	0.0%	100.0%	

2. 同居家族の状況

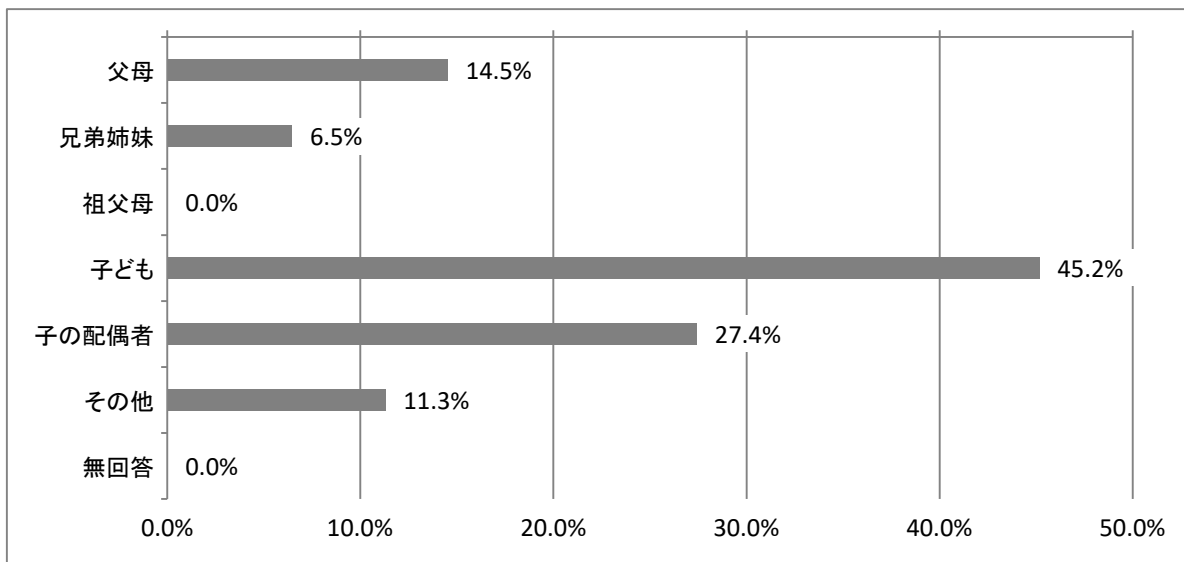
同居している家族の状況については、同居家族がおらず一人暮らしの世帯が38.7%となっています。同居家族がいる世帯では、45.2%が子どもと同居しています。

ア. 同居家族の人数



	寡婦のみ	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
回答数	24	19	9	6	3	1	0	62
割合	38.7%	30.6%	14.5%	9.7%	4.8%	1.6%	0.0%	100.0%

イ. 同居家族の内訳（寡婦世帯全体に対する割合）

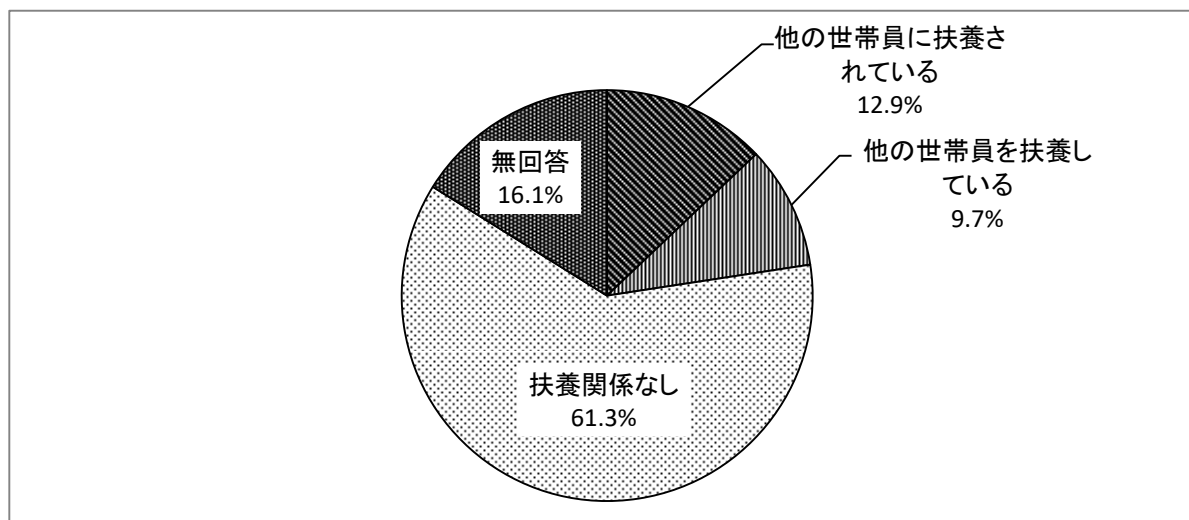


(複数回答)

	父母	兄弟姉妹	祖父母	子ども	子の配偶者	その他	無回答	総数
回答数	9	4	0	28	17	7	0	65
割合	14.5%	6.5%	0.0%	45.2%	27.4%	11.3%	0.0%	
回答者数								62

3. 扶養関係

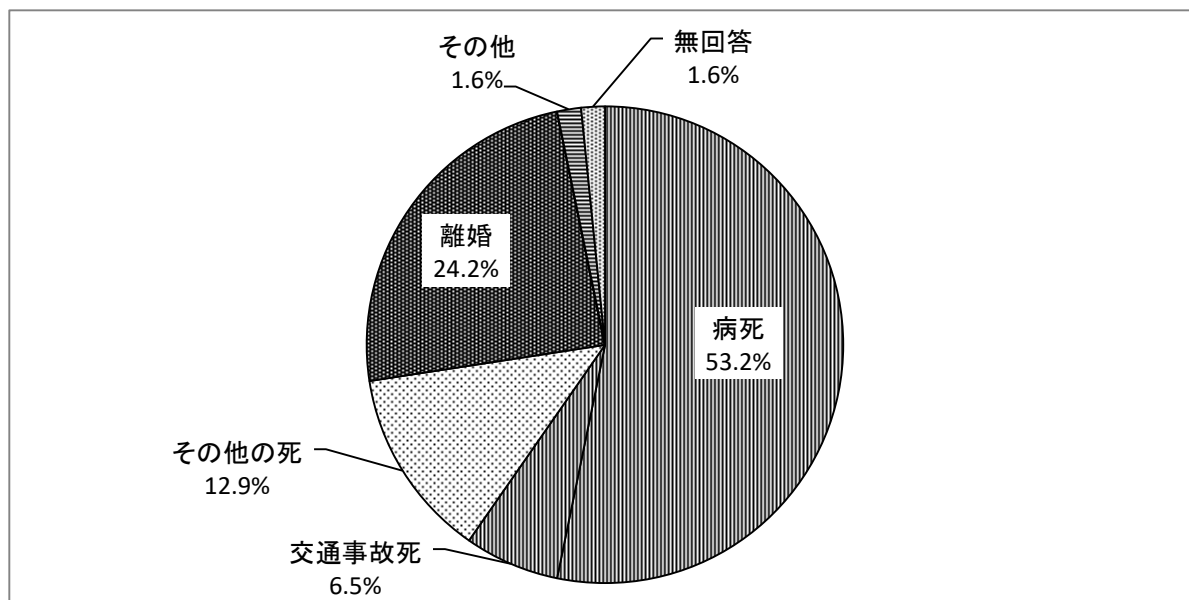
扶養関係については、「扶養関係なし」が61.3%と最も多くなっています。



	他の世帯員に扶養されている	他の世帯員を扶養している	扶養関係なし	無回答	総数
回答数	8	6	38	10	62
割合	12.9%	9.7%	61.3%	16.1%	100.0%

4. 配偶者がいなくなった理由

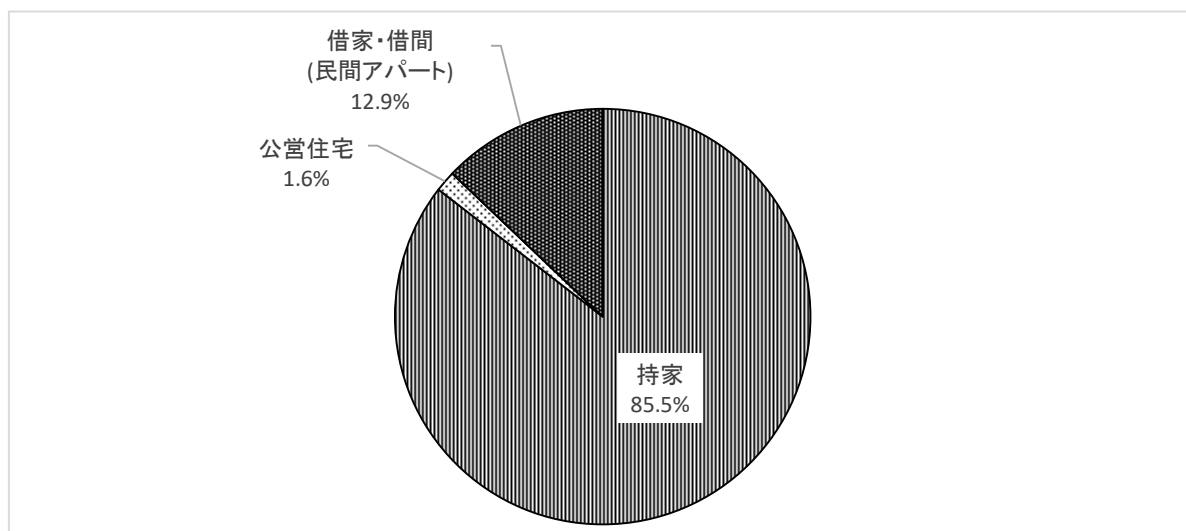
配偶者がいなくなった理由では、「病死」が53.2%と最も多く、次いで「離婚」が24.2%となっています。



	病死	交通事故死	その他の死	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	無回答	総数
回答数	33	4	8	15	0	0	0	1	1	62
割合	53.2%	6.5%	12.9%	24.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	1.6%	100.0%

5. 現在の住居

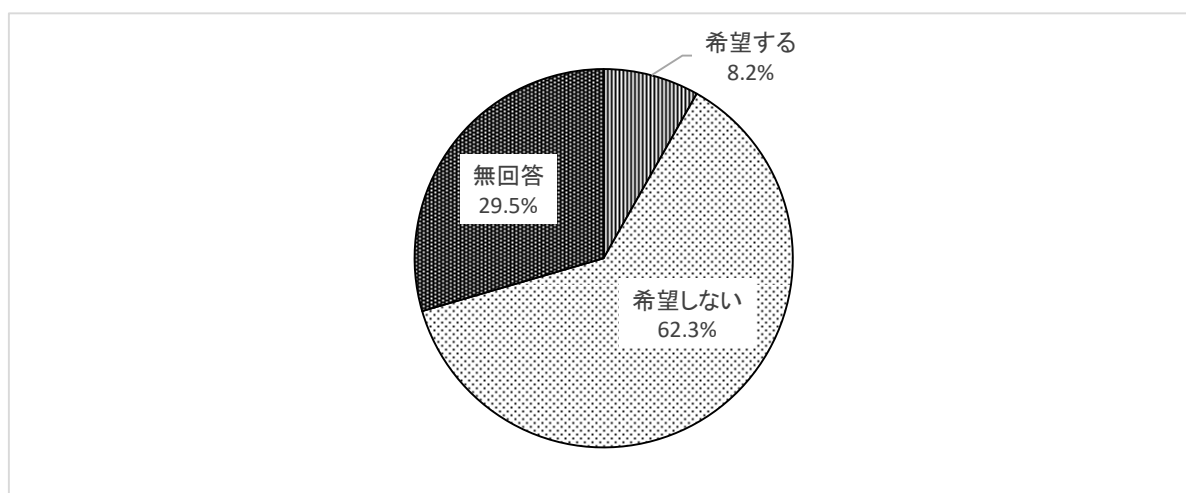
現在の住居については、「持家」が85.5%と最も多く、次いで「借家・借間」、
「公営住宅」の順になっています。



	持家	公営住宅	社宅など	借家・借間 (民間アパート)	親族等の家 に同居	その他	無回答	総数
回答数	53	1	0	8	0	0	0	62
割合	85.5%	1.6%	0.0%	12.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

6. 公営住宅の入居希望

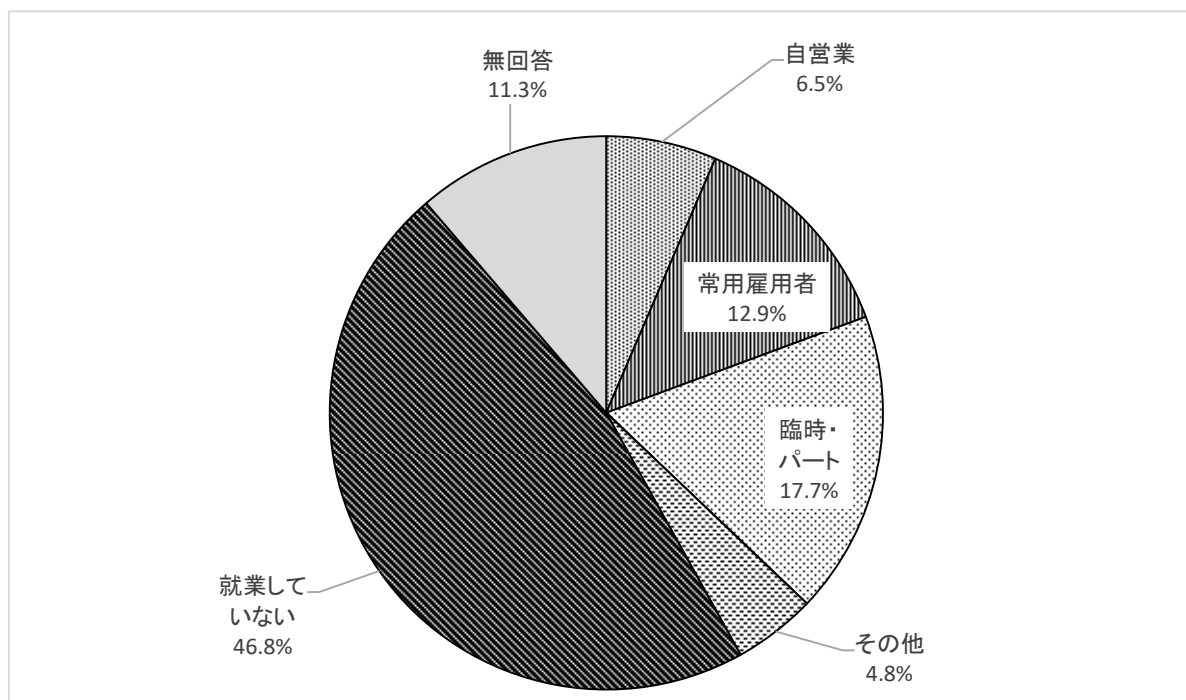
公営住宅の入居希望者については、持家の世帯が多いこともあり、「希望しない」が
62.3%を占めています。



	希望する	希望しない	無回答	総数
回答数	5	38	18	61
割合	8.2%	62.3%	29.5%	100.0%

7. 就業形態

現在の就業形態については、「臨時・パート」が17.7%と最も多くなっています。また、「就業していない」方が46.8%となっています。



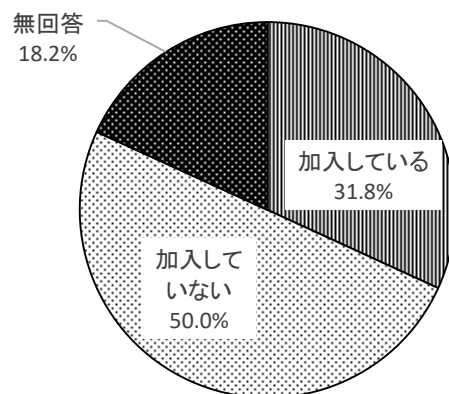
	自営業	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家内労働(内職)	その他	就業していない	無回答	総数
回答数	4	8	11	0	0	3	29	7	62
割合	6.5%	12.9%	17.7%	0.0%	0.0%	4.8%	46.8%	11.3%	100.0%

8. 社会保険の加入状況

厚生年金又は共済年金については、31.8%の方が加入しています。

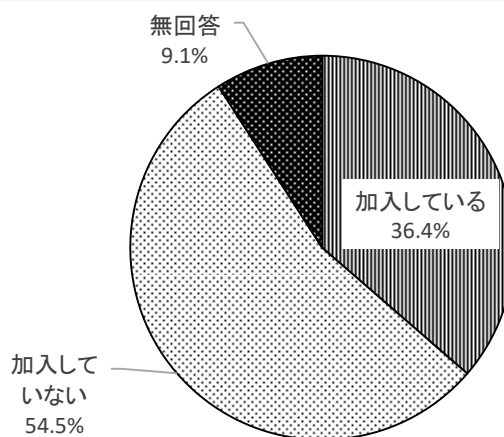
雇用保険については、36.4%の方が加入しています。

ア. 厚生年金又は共済年金



	加入している	加入していない	無回答	総数
回答数	7	11	4	22
割合	31.8%	50.0%	18.2%	100.0%

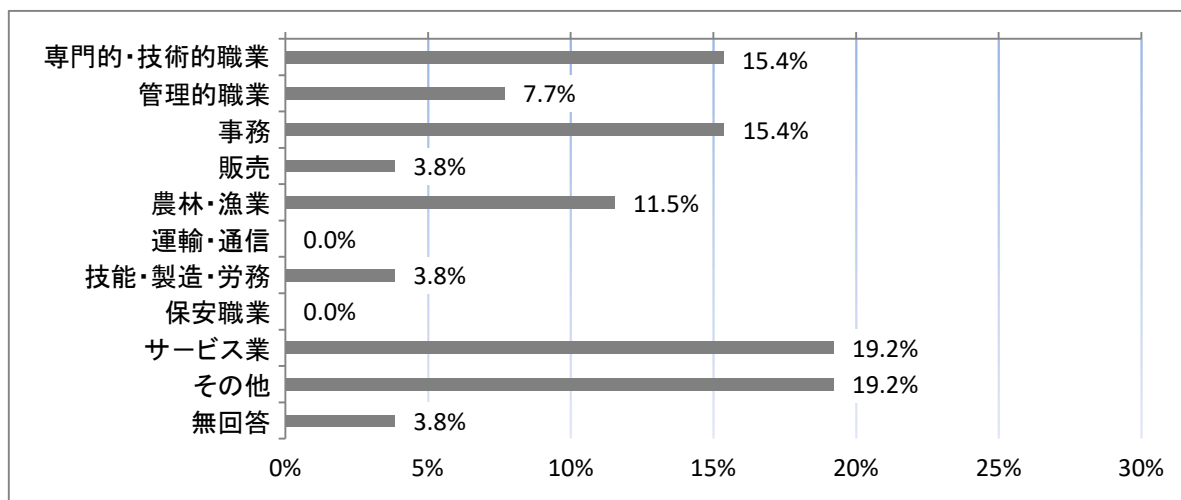
イ. 雇用保険



	加入している	加入していない	無回答	総数
回答数	8	12	2	22
割合	36.4%	54.5%	9.1%	100.0%

9. 職種

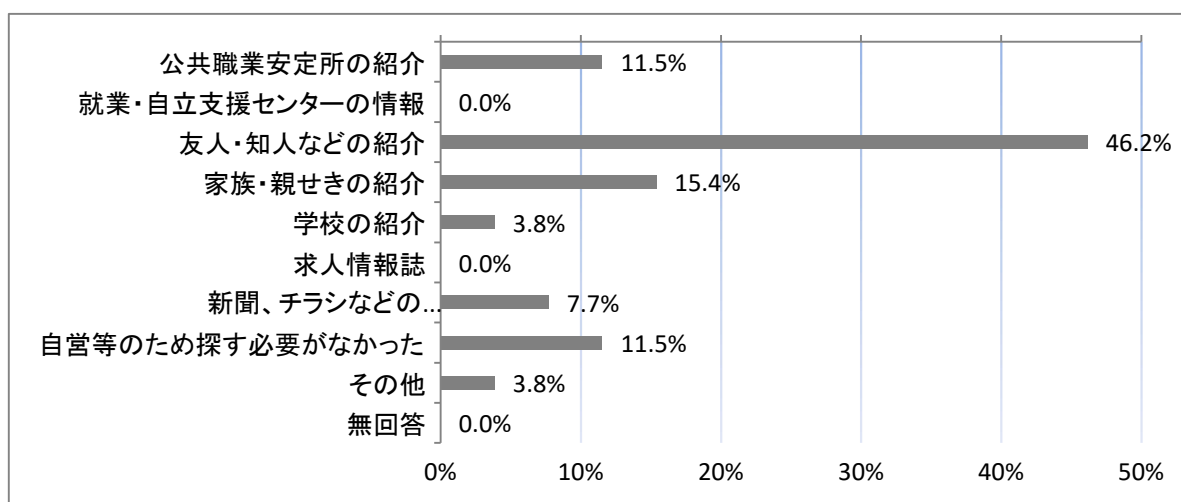
就業している方の職種については、「サービス業」が19.2%と最も多く、次いで「専門的・技術的職業」、「事務」の順となっています。



	専門的・技術的職業	管理的職業	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	技能・製造・労務	保安職業	サービス業	その他	無回答	総数
回答数	4	2	4	1	3	0	1	0	5	5	1	26
割合	15.4%	7.7%	15.4%	3.8%	11.5%	0.0%	3.8%	0.0%	19.2%	19.2%	3.8%	100.0%

10. 仕事を探した方法

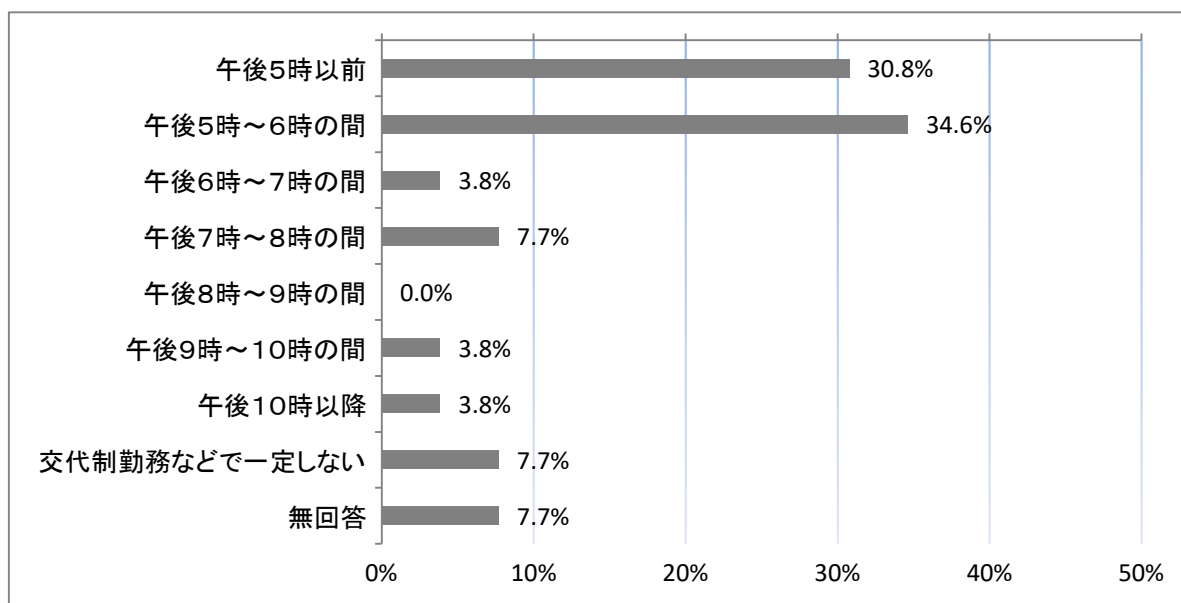
今の仕事を探した方法については、「友人・知人などの紹介」が46.2%と最も多く、次いで「家族・親せきの紹介」が15.4%となっています。



	公共職業安定所の紹介	就業・自立支援センターの情報	友人・知人などの紹介	家族・親せきの紹介	学校の紹介	求人情報誌	新聞、チラシなどの求人広告	自営等のため探す必要がなかった	その他	無回答	総数
回答数	3	0	12	4	1	0	2	3	1	0	26
割合	11.5%	0.0%	46.2%	15.4%	3.8%	0.0%	7.7%	11.5%	3.8%	0.0%	100.0%

1 1. 帰宅時間

普段の帰宅時間は、「午後5時以前」と「午後5時～6時の間」が多く、全体の約3分の2が午後6時までに帰宅しています。

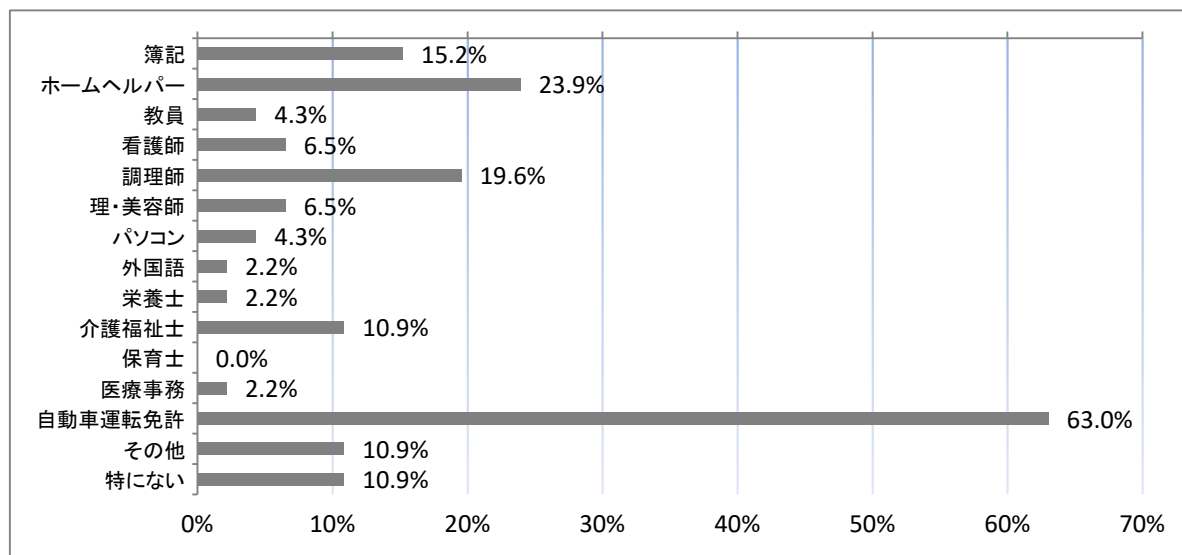


	午後5時 以前	午後5時～ 6時の間	午後6時～ 7時の間	午後7時～ 8時の間	午後8時～ 9時の間	午後9時～ 10時の間	午後10時 以降	交代制勤務 などで一定 しない	無回答	総数
回答数	8	9	1	2	0	1	1	2	2	26
割合	30.8%	34.6%	3.8%	7.7%	0.0%	3.8%	3.8%	7.7%	7.7%	100.0%

1 2. 資格

現在持っている資格は、「自動車運転免許」が63.0%と最も多く、次いで「ホームヘルパー」、「調理師」の順となっています。今後取りたい資格は、「特にない」、「調理師」の順に多くなっています。

ア. 現在持っている資格



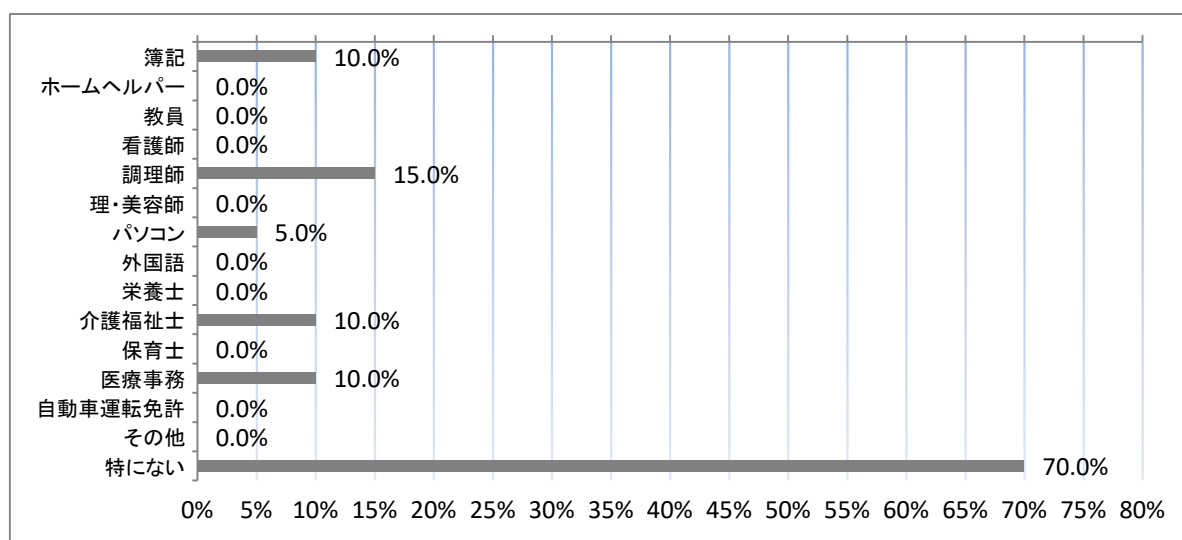
(複数回答)

(複数回答)																	
	簿記	ホームヘルパー	教員	看護師	調理師	理・美容師	パソコン	外国語	栄養士	介護福祉士	保育士	医療事務	免許	自動車運転	その他	特にない	総数
回答数	7	11	2	3	9	3	2	1	1	5	0	1	29	5	5	84	
割合	15.2%	23.9%	4.3%	6.5%	19.6%	6.5%	4.3%	2.2%	2.2%	10.9%	0.0%	2.2%	63.0%	10.9%	10.9%	回答者数 46	

回答者数

46

イ. 今後取りたい資格



(複数回答)

	簿記	ホームヘルパー	教員	看護師	調理師	理・美容師	パソコン	外国語	栄養士	介護福祉士	保育士	医療事務	免許	自動車運転	その他	特にない	総数
回答数	2	0	0	0	3	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	14	24
割合	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	70.0%	20

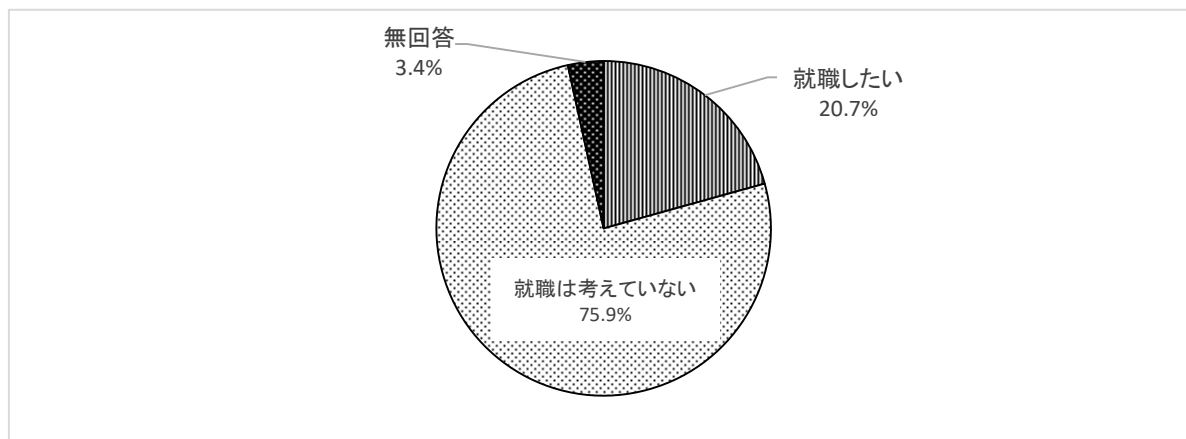
回答者数

20

13. 就職の希望

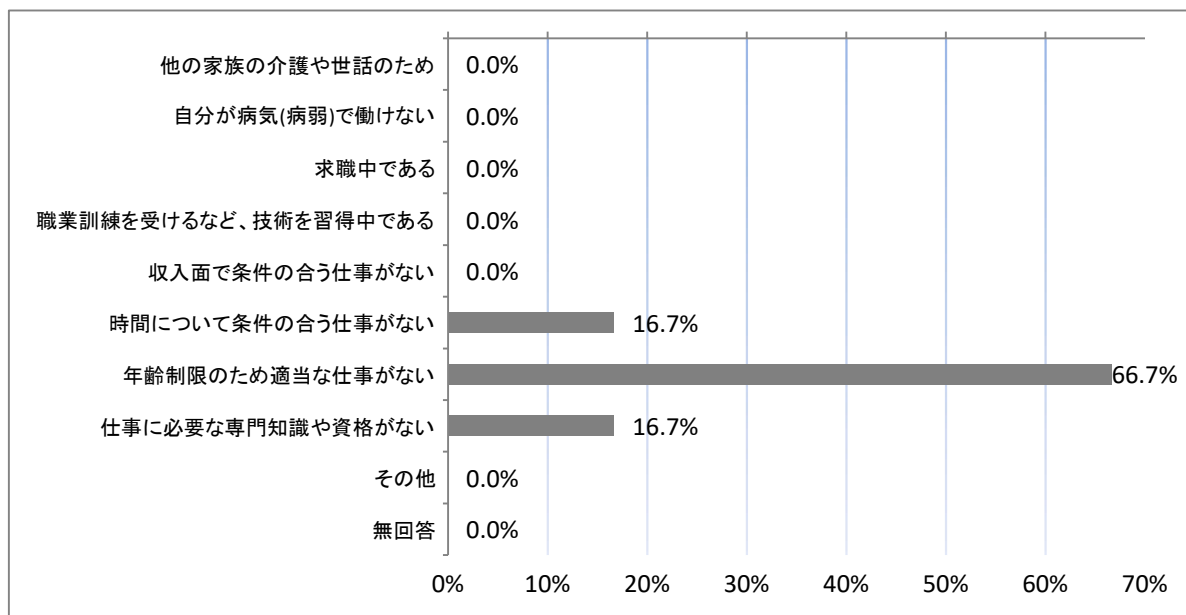
現在就業していない方のうち、20.7%の方が「就職したい」と考えています。

就職していない理由としては、「年齢制限のため適当な仕事がない」が66.7%と最も多くなっています。



	就職したい	就職は考えていない	無回答	総数
回答数	6	22	1	29
割合	20.7%	75.9%	3.4%	100.0%

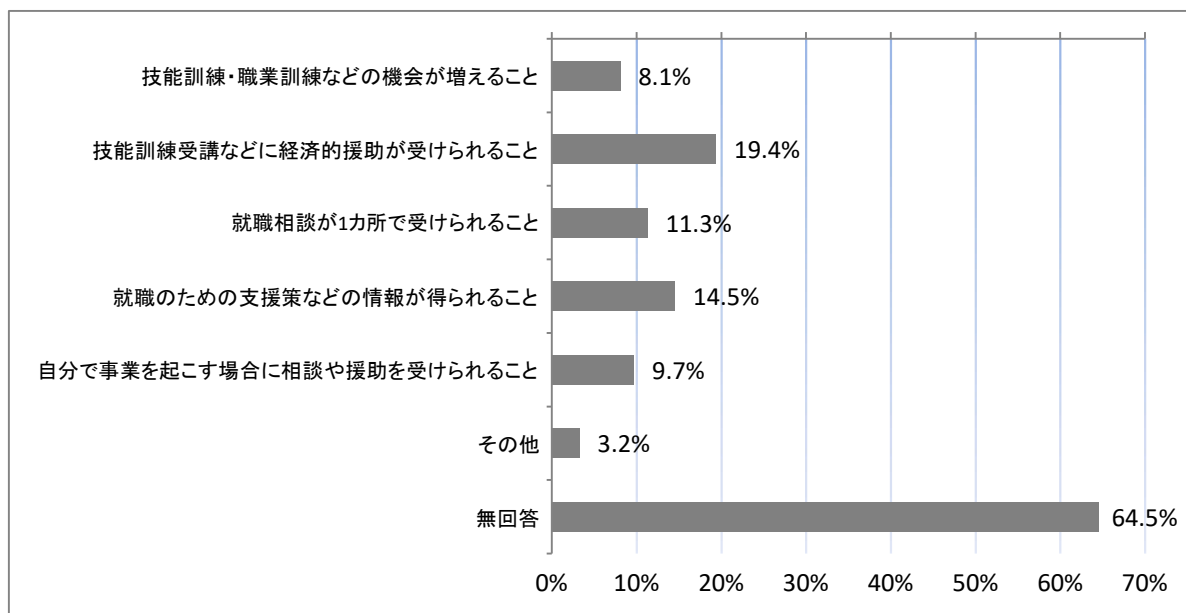
就職していない理由



	他の家族の介護や世話のため	自分が病気(病弱)で働けない	求職中である	職業訓練を受けるなど、技術を習得中である	収入面で条件の合う仕事がない	時間について条件の合う仕事がない	年齢制限のため適当な仕事がない	仕事に必要な専門知識や資格がない	その他	無回答	総数
回答数	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	6
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%

14. 要望する就業支援策

要望する就業支援策は、「技能訓練受講などに経済的援助が受けられること」が19.4%と最も多くなっています。



(複数回答)

	技能訓練・職業訓練の機会が増えること	経済的援助が受けられること	就職相談が1カ所で受けられること	就職のための支援策が得られること	自分で事業を起こす場合に相談や援助を受けられること	その他	無回答	総数
回答数	5	12	7	9	6	2	40	81
割合	8.1%	19.4%	11.3%	14.5%	9.7%	3.2%	64.5%	

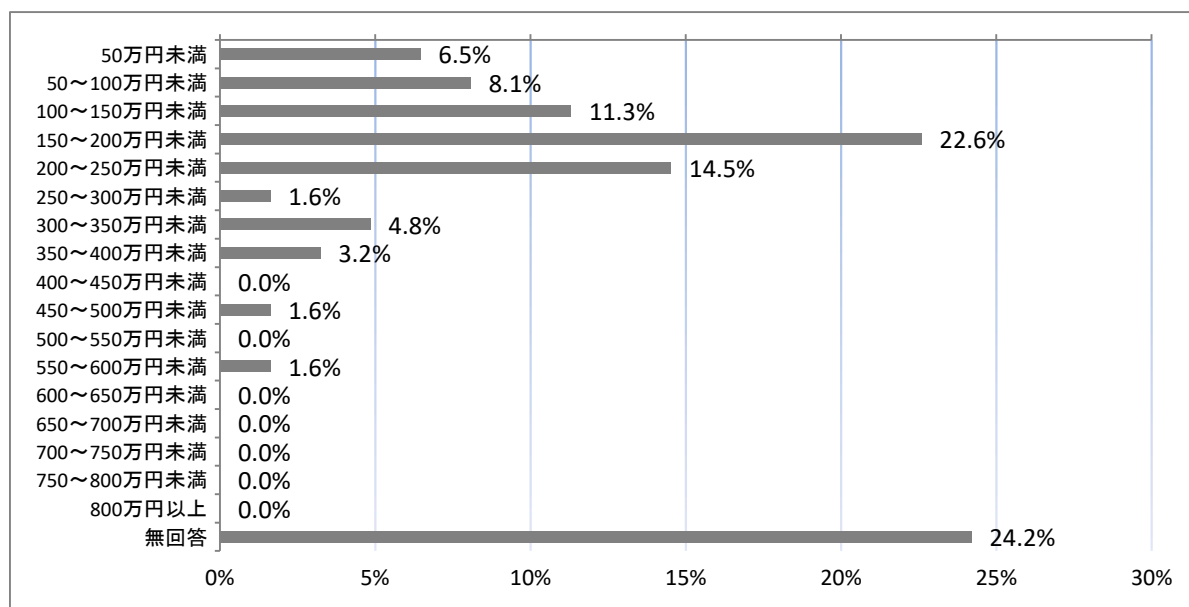
回答者数 62

15. 年間収入

平成30年の年間総収入は、「150～200万円未満」が最も多く、次いで「200～250万円未満」となっており、250万円未満の世帯が約6割を占めています。

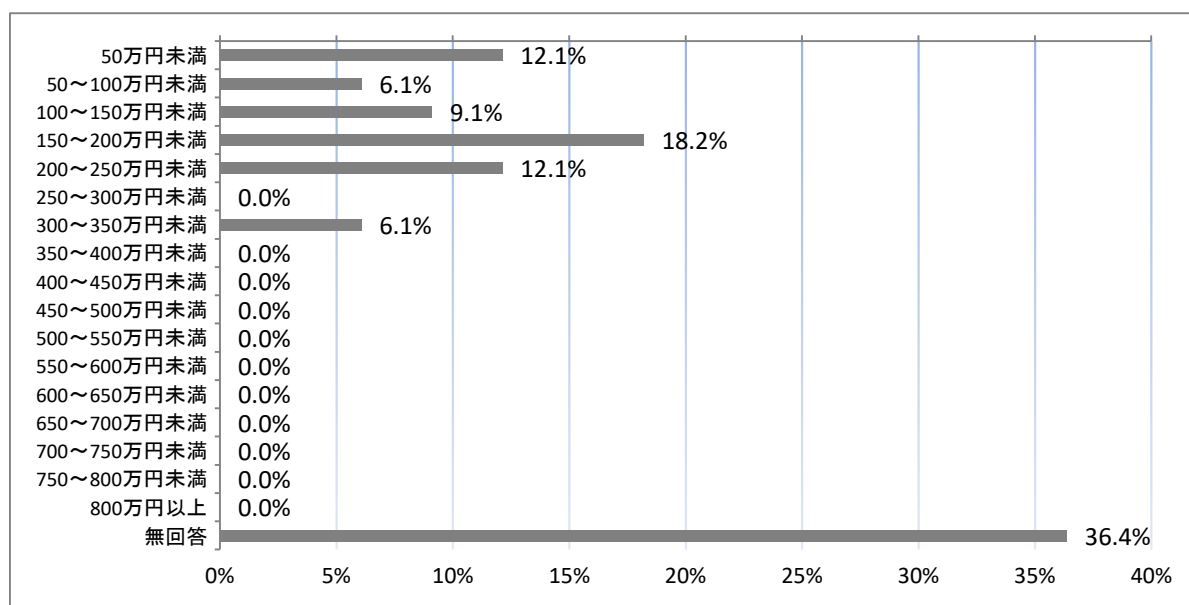
年間就労収入については、「150～200万円未満」が最も多く、次いで「50万円未満」、「200～250万円未満」となっています。

ア. 年間総収入



	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	4	5	7	14	9	1	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	15	62
割合	6.5%	8.1%	11.3%	22.6%	14.5%	1.6%	4.8%	3.2%	0.0%	1.6%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	24.2%	100.0%

イ. 年間就労収入



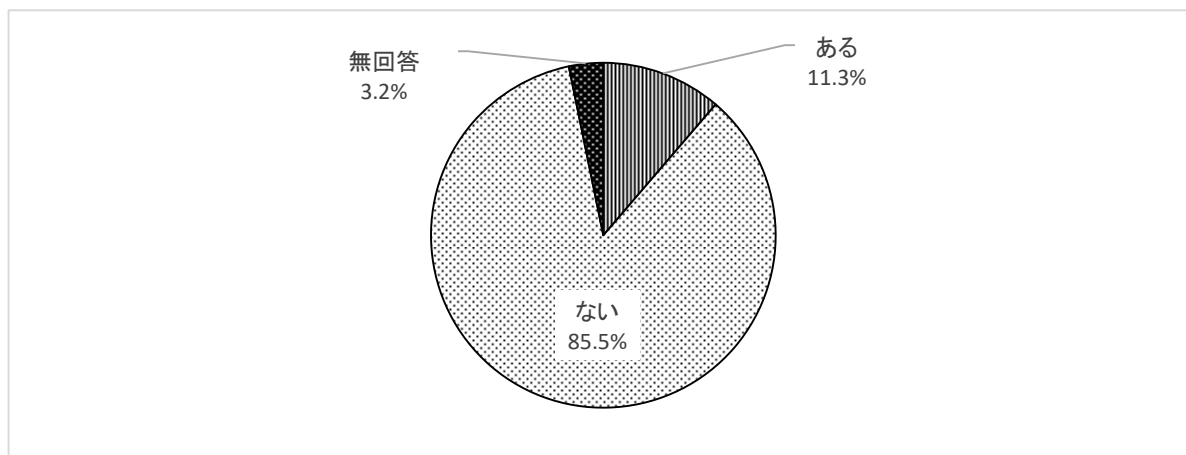
	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	4	2	3	6	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	33
割合	12.1%	6.1%	9.1%	18.2%	12.1%	0.0%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	36.4%	100.0%

16. 債務の状況

債務の有無については、「ある」が11.3%となっています。

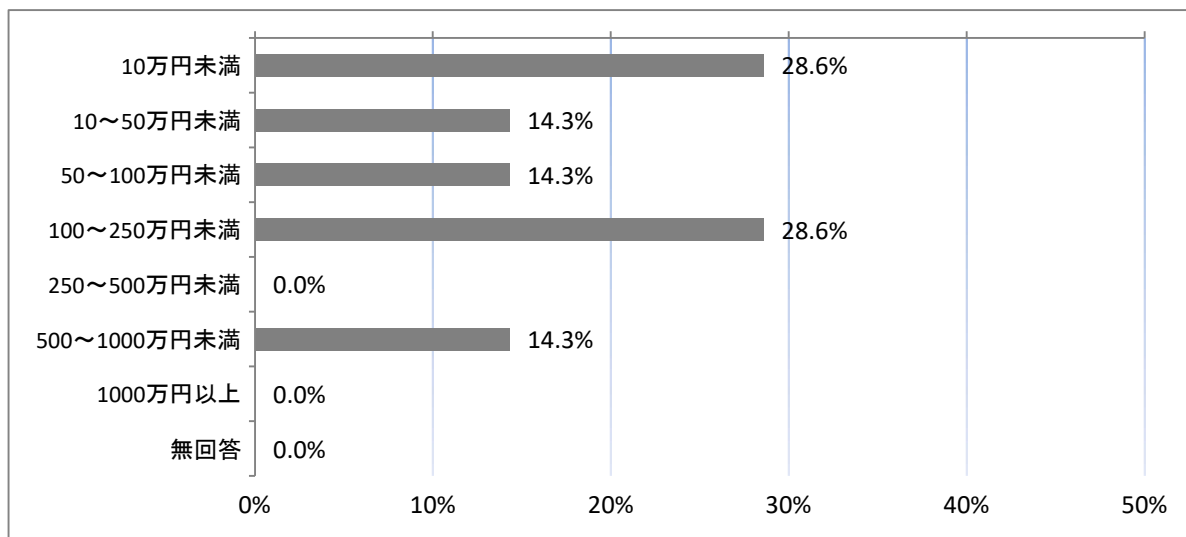
債務の総額は、「10万円未満」、「100万円～250万円」が最も多く、平均金額は、1,728,571円となっています。

ア. 債務の有無



	ある	ない	無回答	総数
回答数	7	53	2	62
割合	11.3%	85.5%	3.2%	100.0%

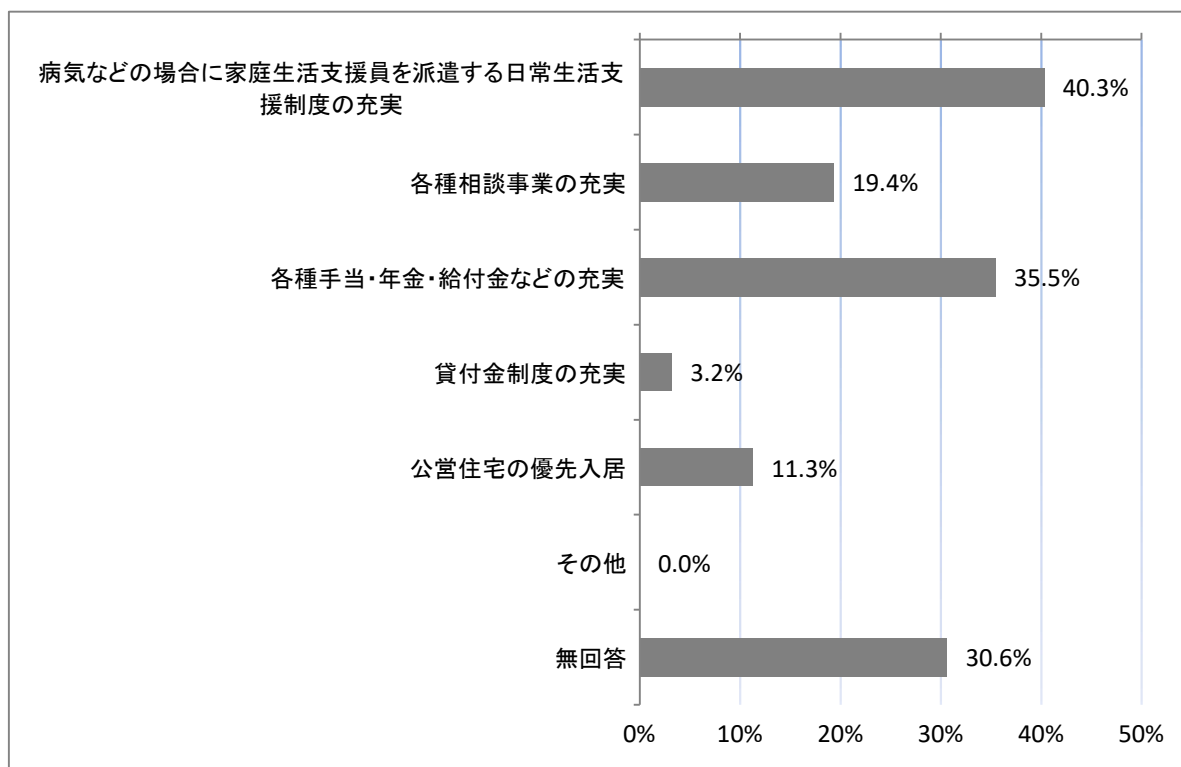
イ. 債務の総額



	10万円未満	10～50万円未満	50～100万円未満	100～250万円未満	250～500万円未満	500～1000万円未満	1000万円以上	無回答	総数	平均金額
件数	2	1	1	2	0	1	0	0	7	1,728,571
割合	28.6%	14.3%	14.3%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%	

17. 要望する福祉制度

要望する福祉制度（就業支援策以外）としては、「病気などの場合に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援制度の充実」が40.3%と最も多く、次いで「各種手当・年金・給付金などの充実」が35.5%となっています。



(複数回答)

	支 援 制 度 の 充 実	支 援 員 な ど の 場 合 に 日 常 生 活 支 援 制 度 の 充 実	病 気 な ど の 場 合 に 家 庭 生 活 支 援 員 を 派 遣 す る 日 常 生 活 支 援 制 度 の 充 実	各 種 相 談 事 業 の 充 実	ど の 充 実	各 種 手 当 ・ 年 金 ・ 給 付 金 な ど の 充 実	貸 付 金 制 度 の 充 実	公 営 住 宅 の 優 先 入 居	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	25	12	22	22	2	7	0	19	87		
割合	40.3%	19.4%	35.5%	35.5%	3.2%	11.3%	0.0%	30.6%			

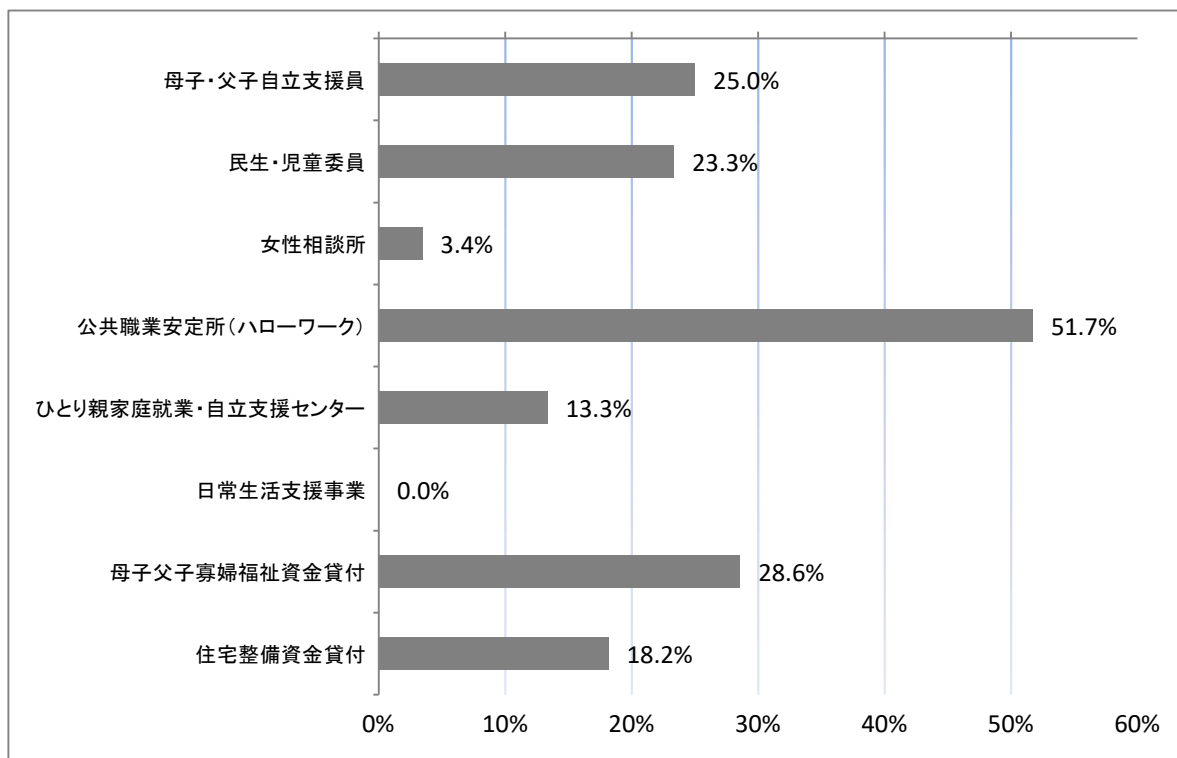
回答者数 62

18. 福祉制度の利用状況

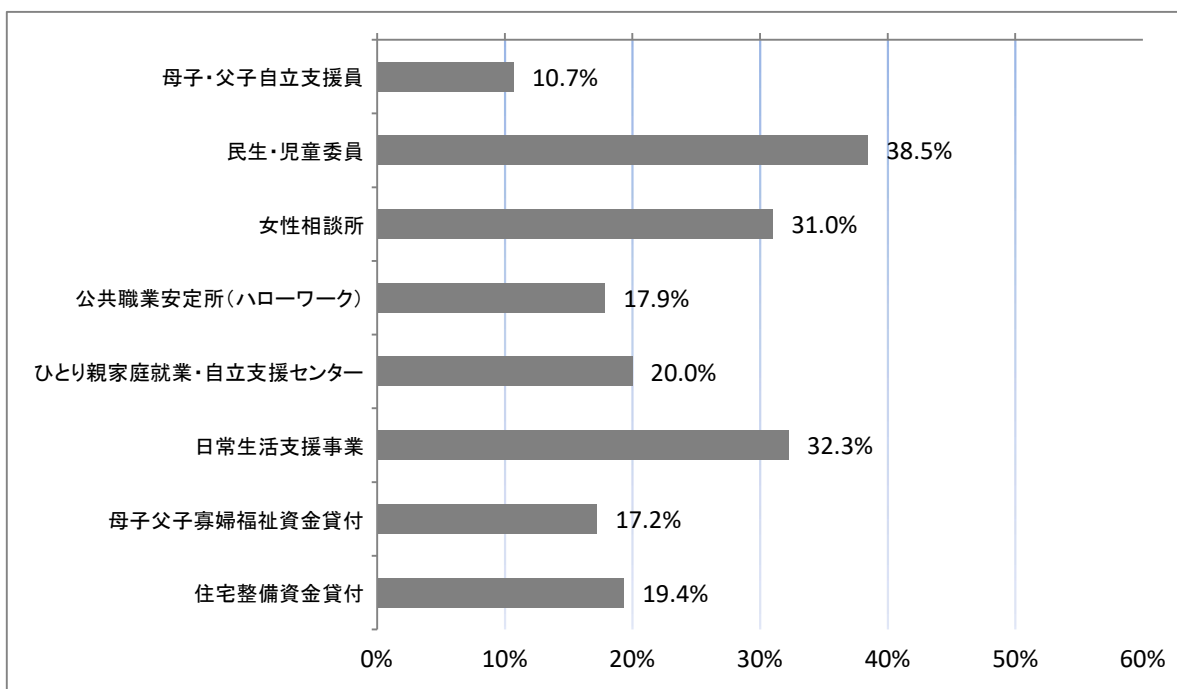
福祉制度の利用状況については、「公共職業安定所」、「母子父子寡婦福祉貸付資金」の利用率が高くなっています。

今後利用したい制度については、「民生・児童委員」、「日常生活支援事業」が多くなっています。

ア. 利用している又は利用したことがある制度



イ. 今後利用したい制度

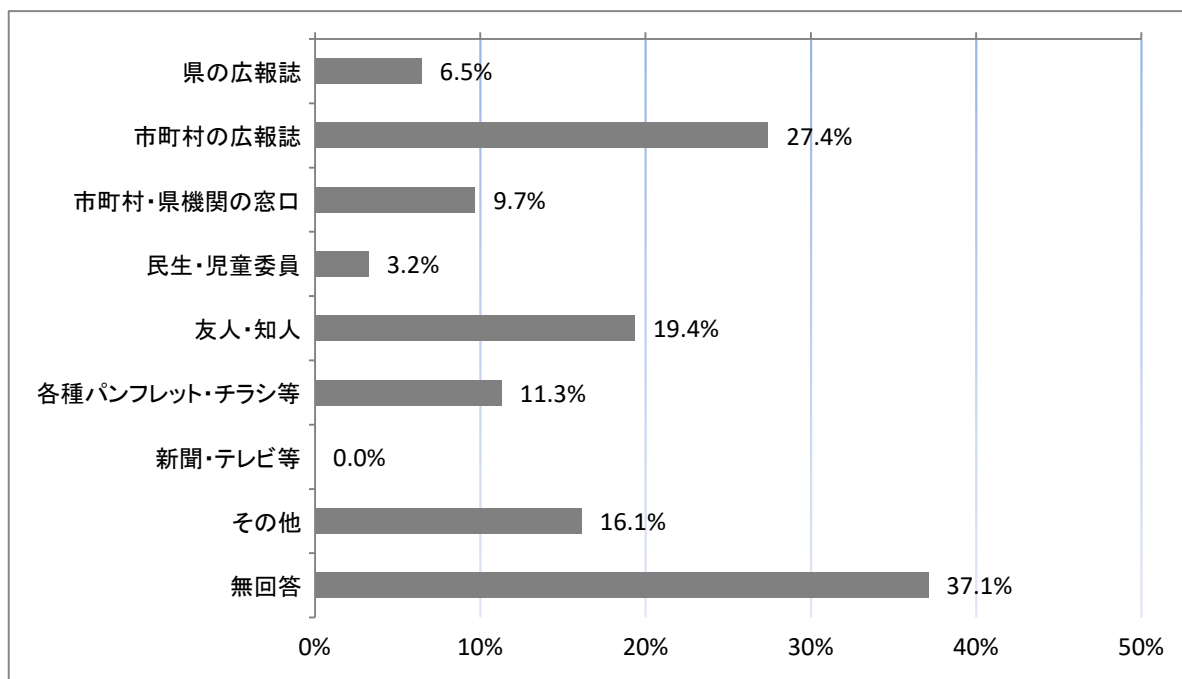


		現 状			今 後	
		利用している又は 利用したことがある	利用したことがない		利用したい	利用するつもり はない
			知らなかった	知っているが 利用したことが ない		
ア	母子・父子自立支援員	25.0%	10.7%	64.3%	10.7%	89.3%
イ	民生・児童委員	23.3%	3.3%	73.3%	38.5%	61.5%
ウ	女性相談所	3.4%	37.9%	58.6%	31.0%	69.0%
エ	公共職業安定所 (ハローワーク)	51.7%	0.0%	48.3%	17.9%	82.1%
オ	ひとり親家庭就業・ 自立支援センター	13.3%	10.0%	76.7%	20.0%	80.0%
カ	日常生活支援事業 (家庭生活支援員の派遣)	0.0%	28.6%	71.4%	32.3%	67.7%
キ	母子父子寡婦福祉資金貸付 (生活資金等)	28.6%	17.1%	54.3%	17.2%	82.8%
ク	住宅整備資金貸付	18.2%	21.2%	60.6%	19.4%	80.6%

※割合は回答者数で算出

19. 制度を知った方法

制度を知った方法としては、「市町村の広報誌」が27.4%と最も多く、次いで「友人・知人」が19.4%となっています。



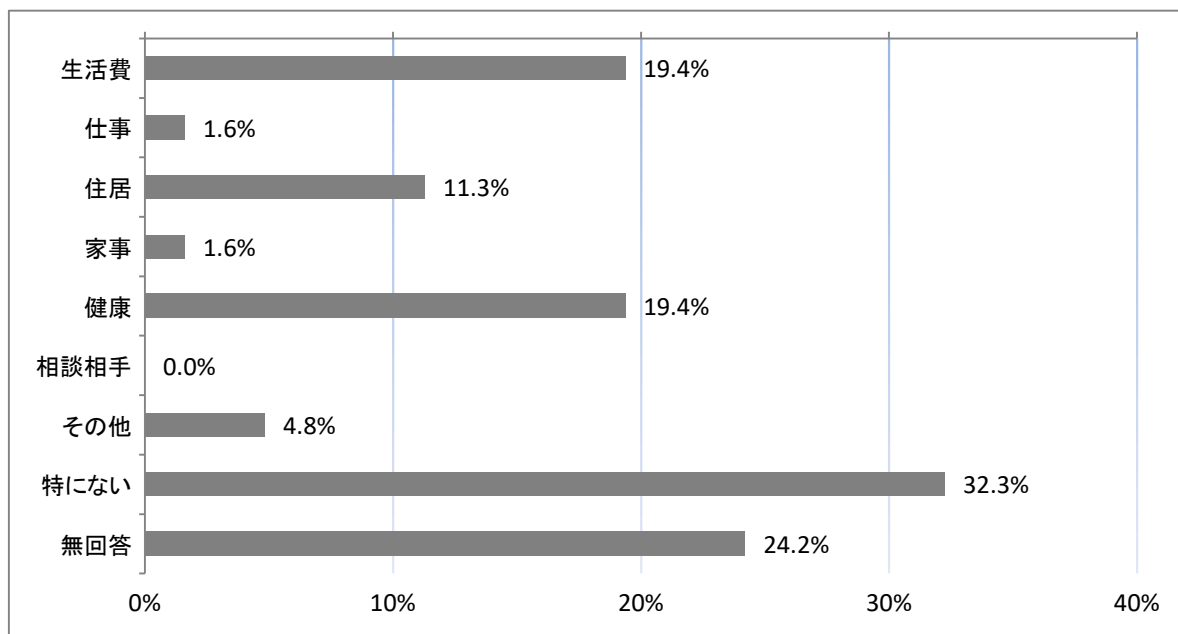
(複数回答)

	県 の 広 報 誌	市 町 村 の 広 報 誌	窓 口 市 町 村 ・ 県 機 関 の	民 生 ・ 児 童 委 員	友 人 ・ 知 人	ト 各 種 ・ チ ラ ン シ フ レ ッ ス	新 聞 ・ テ レ ビ 等	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	4	17	6	2	12	7	0	10	23	81
割合	6.5%	27.4%	9.7%	3.2%	19.4%	11.3%	0.0%	16.1%	37.1%	

回答者数 62

20. 現在困っていること

現在困っていることとしては、「特にない」が32.3%と最も多く、次いで「生活費」、「健康」の順になっています。



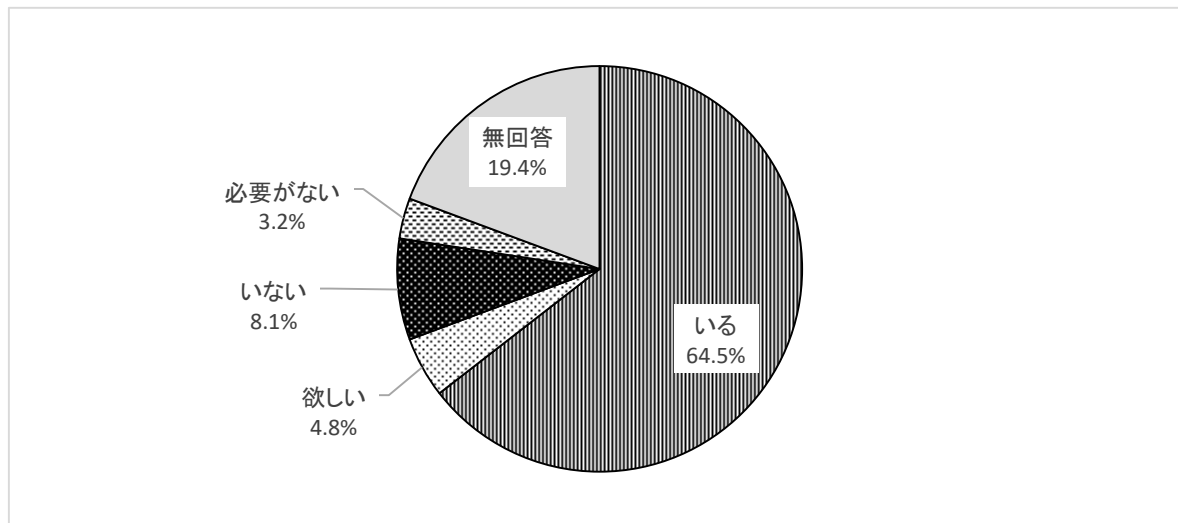
(複数回答)

	生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	その他	特にない	無回答	総数
回答数	12	1	7	1	12	0	3	20	15	71
割合	19.4%	1.6%	11.3%	1.6%	19.4%	0.0%	4.8%	32.3%	24.2%	

回答者数 62

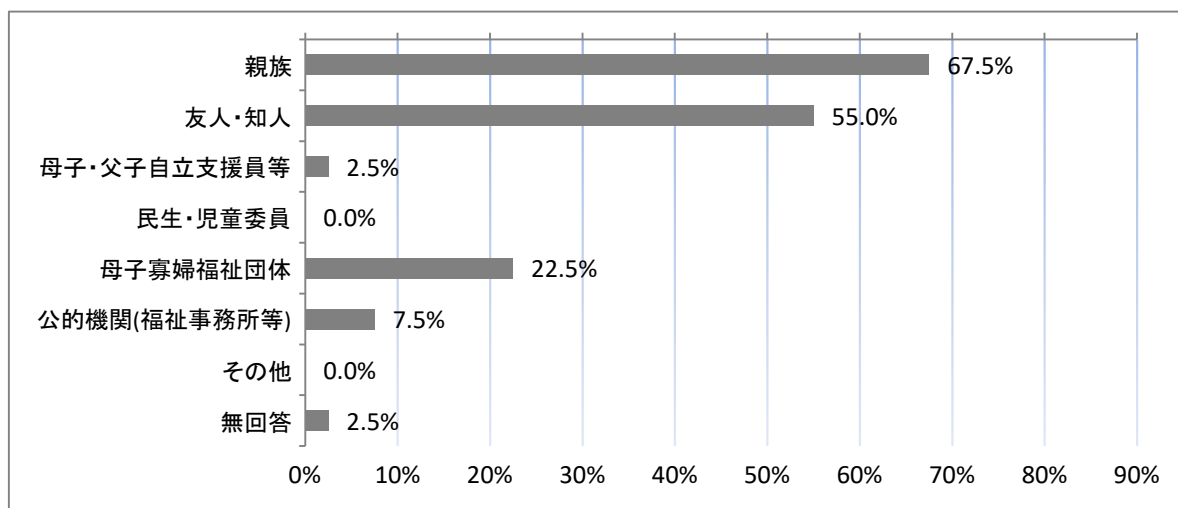
2 1. 相談相手

困ったときの相談相手については、「いる」が64.5%となっています。
相談相手については、「親族」、「友人・知人」が多くなっています。



	いる	欲しい	いない	必要がない	無回答	総数
回答数	40	3	5	2	12	62
割合	64.5%	4.8%	8.1%	3.2%	19.4%	100.0%

相談相手の内訳



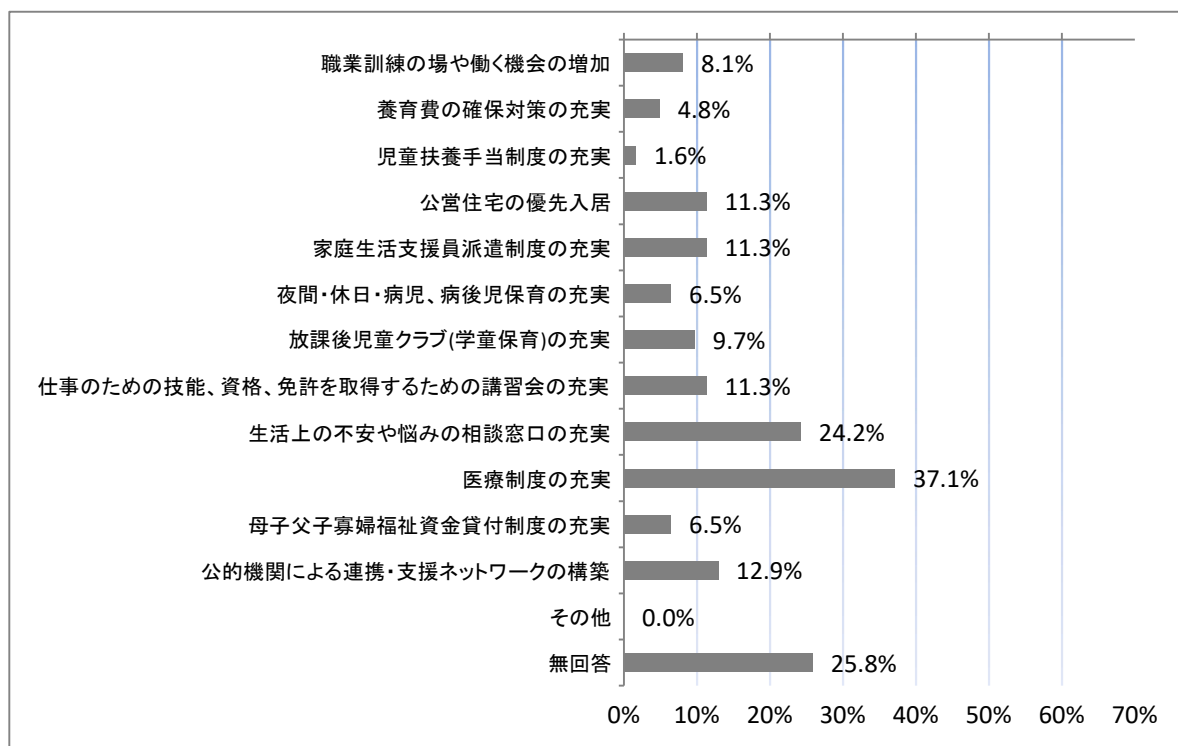
(複数回答)

	親族	友人・知人	等 自立 母子・ 支援員	委員 民生・ 児童	社 母子 寡婦 福祉 団体	所 (福祉 事務 等)	公的機 関関係	その他	無回答	総数
回答数	27	22	1	0	9	3	0	1	63	
割合	67.5%	55.0%	2.5%	0.0%	22.5%	7.5%	0.0%	2.5%		

回答者数 40

2.2. 希望する施策

希望する施策としては、「医療費制度の充実」が37.1%と最も多く、次いで「生活上の不安や悩みの相談窓口の充実」、「公的機関による連携・支援ネットワークの構築」の順となっています。



(複数回答)

【複数回答】															
	職業訓練の場や働く機会 の増加	養育費の確保対策の充実	児童扶養手当制度の充実	公営住宅の優先入居	家庭生活支援員派遣制度 の充実	夜間・休日・病児、病後 児保育の充実	放課後児童クラブ（学童 保育）の充実	仕事のための技能、資 格、免許の取得するため の講習会の充実	生活上の不安や悩みの相 談窓口の充実	医療制度の充実	母子父子寡婦福祉資金貸 付制度の充実	公的機関による連携・支 援ネットワークの構築	その他	無回答	総数
回答数	5	3	1	7	7	4	6	7	15	23	4	8	0	16	106
割合	8.1%	4.8%	1.6%	11.3%	11.3%	6.5%	9.7%	11.3%	24.2%	37.1%	6.5%	12.9%	0.0%	25.8%	

回答者数 62

秋田県ひとり親家庭実態調査票

秋田県ひとり親家庭実態調査票

(母子世帯用)

令和元年 8 月
秋 田 県

- この調査票は、ひとり親家庭の生活の実態とニーズを把握し、秋田県の今後の計画を策定するための調査です。御協力をよろしくお願いします。
1. この調査票は、母子世帯の母の方が記入してください。
 2. ここでいう母子世帯とは、配偶者のいない女子と、その女子に扶養されている 20 歳未満の児童からなる世帯をいいます。
 3. 母子世帯に該当しない方はこの調査の対象ではありませんので、お手数ですが、記入をせずに係員にお渡しください。
 4. 令和元年 8 月 1 日現在の状況について記入してください。
 5. お答えは、当てはまる番号に○をつけていただく場合と、□の中に当てはまる数字などを記入していただく場合があります。
 6. 選択肢の場合、「1つ」だけお選びいただく場合と、「3つ以内」など複数お選びいただく場合があります。また、「その他」をお選びいただいた場合で、その後ろに（ ）がある場合は、（ ）の中に具体的内容を記入してください。
 7. 記入は、ボールペンでも鉛筆でも構いません。
 8. この調査は無記名で行ってください。結果は統計以外の目的で使用することはありません。
 9. 記入いただいた調査票の回収方法は、お住まいの市町村にご確認ください。

【世帯の状況】

問 1 あなたの現在（令和元年 8 月 1 日現在）の年齢を記入してください。

	歳
--	---

問 2 あなたが養育している 20 歳未満の子どもさんについて、次の就学・就労状況別に人数を記入してください。

1. 小学校入学前	人	2. 小学生（1～3年）	人
3. 小学生（4～6年）	人	4. 中学生	人
5. 高校生	人	6. 短大生	人
7. 大学生	人	8. 専門学校生	人
9. 就労	人	10. その他	人

問3 あなたと同居している20歳以上の子ども、家族について、次の区分別に人数を記入してください。

1. 父 母	人	2. 兄弟姉妹	人
3. 祖父母	人	4. 20歳以上の子	人
5. 子の配偶者	人	6. その他	人

問4 あなたが母子世帯になられたのは、あなたが何歳の時でしたか。
また、その時末子は何歳でしたか。

あなた	歳	末 子	歳
-----	---	-----	---

問5 あなたが母子世帯になった理由について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- [死別] 1. 病 死 2. 交通事故死 3. その他の死
[生別] 4. 離 婚 5. 未婚の母 6. 遺 棄 7. 行方不明
8. その他 ()

【住居の状況】

問6 あなたの現在の住居について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 持 家（本人・家族） 2. 公営住宅 3. 社宅など
4. 借家・借間（民間アパート） 5. 親族等の家に同居 6. 母子生活支援施設
7. その他 ()

問7 現在公営住宅に入居していない方におたずねします。

今後の公営住宅の入居希望について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 希望する 2. 希望しない

【仕事の状況】

問8 あなたが母子世帯になる前の就業状況について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 就業していた 2. 就業していなかった

問9 母子世帯になったことにより、就業状況は変わりましたか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 変わらない 2. 同じ職場の中で別の仕事に変わった 3. 転職した
4. 仕事を辞めた 5. 仕事に就いた 6. その他 ()

問 1 4 あなたの普段の帰宅時間（自宅で営業している場合は終業時間）は何時頃ですか。
当てはまるもの 1 つに○をつけてください。

1. 午後 5 時以前
2. 午後 5 時～6 時の間
3. 午後 6 時～7 時の間
4. 午後 7 時～8 時の間
5. 午後 8 時～9 時の間
6. 午後 9 時～10 時の間
7. 午後 10 時以降
8. 交代制勤務などで一定しない

問 1 5 あなたは現在資格をお持ちですか。また、今後取りたい資格等は何ですか。
次の中から それぞれ 3 つ以内 を選び下の□に番号を記入してください。

1. 簿記
2. ホームヘルパー
3. 教員
4. 看護師
5. 調理師
6. 理・美容師
7. パソコン
8. 外国語
9. 栄養士
10. 介護福祉士
11. 保育士
12. 医療事務
13. 自動車運転免許
14. その他（下欄に具体的に記入してください）
15. 特になし

現在持っている資格等			
今後取りたい資格等			

問 1 6 問 1 0 で「7. 就業していない」と答えた方におたずねします。

あなたには就職する希望がありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. 就職したい（→補問へ）
2. 就職は考えていない

（補問）

あなたが就業していない（就業できない）理由のうち、主なもの 1 つに○をつけてください。

1. 子どもの世話をしてくれる人がいない
2. 他の家族の介護や世話のため
3. 自分が病気（病弱）で働けない
4. 求職中である
5. 職業訓練を受けるなど、技術を修得中である
6. 収入面で条件の合う仕事がない
7. 時間について条件の合う仕事がない
8. 年齢制限のため適当な仕事がない
9. 仕事に必要な専門知識や資格がない
10. その他（ ）

問 17 あなたが要望する就業支援策について、主なものを3つ以内に○をつけてください。

1. 技能訓練、職業訓練などの機会が増えること
2. 技能訓練受講などに経済的援助が受けられること
3. 求職、通学時などに一時的に子どもを預かってもらえること
4. 就職相談が一カ所で受けられること
5. 就職のための支援策などの情報が得られること
6. 自分で事業を起こす場合に相談や援助が得られること
7. 保育所が整備されること
8. 延長保育、休日保育が充実すること
9. 学童保育が充実すること
10. その他（ ）

【家計の状況】

問 18 あなたの平成30年の年間総収入及び年間就労収入について、それぞれ当てはまるものを下欄の中から選択し、番号を記入してください。

(※ 年間総収入には、全ての収入（生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃、地代の収入等）を含めてください。なお、同居の家族の収入は除いてください。)

	番号（下の番号から選んでください）
平成30年の年間（※）総収入	
平成30年の年間就労収入	

1. 50万円未満	7. 300～350万円未満	13. 600～650万円未満
2. 50～100万円未満	8. 350～400万円未満	14. 650～700万円未満
3. 100～150万円未満	9. 400～450万円未満	15. 700～750万円未満
4. 150～200万円未満	10. 450～500万円未満	16. 750～800万円未満
5. 200～250万円未満	11. 500～550万円未満	17. 800万円以上
6. 250～300万円未満	12. 550～600万円未満	

問 19 夫と離別した方（問5で「4. 離婚」と答えた方）におたずねします。

離別した夫との養育費の取り決め状況について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 取り決めをしている（→補問1へ）
2. 取り決めをしていない（→補問3へ）

(補問 1)

養育費の取り決めをしている方におたずねします。

取り決めの方法について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 文書あり（調停・公正証書・協議書等）（→補問2へ） 2. 文書なし

(補問2)

文書で養育費の取り決めをしている方におたずねします。

家庭裁判所の関与の有無について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 関与あり（調停・審判の場合） 2. 関与なし（公正証書・協議書等の場合）

(補問3)

養育費の取り決めをしていない方におたずねします。

取り決めでしていない理由のうち、主なもの1つに○をつけてください。

1. 自分の収入等で経済的に問題がないから
2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
3. 相手に支払う意思や能力がないと思ったから
4. 相手に養育費を請求できるとは思わなかったから
5. 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
6. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
7. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
8. 相手と関わりたくないから
9. 養育費の請求方法がわからなかったから
10. その他 ()

問20 夫と離別した方（問5で「4. 離婚」と答えた方）におたずねします。

離別した夫からの子どもの養育費の受け取り状況について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 現在も受けている (→補問へ)
2. 受けたことがあるが、現在は受けていない (→補問へ)
3. 受けたことがない

(補問)

「1. 現在も受けている」又は「2. 受けたことがあるが、現在は受けていない」と答えた方について、養育費の額（複数の子を養育している場合はその合計額）を記入してください。

1. 月額 約

--	--	--	--	--	--	--

 円 2. 決まっていない

問2 1 あなたの債務について、おたずねします。現在、債務はありますか。

1. ある (→補問へ) 2. ない

(補問)

「1. ある」と答えた方について、債務の総額を記入してください。

約 _____ 円

【子どもの状況】

問2 2 小学校入学前の子どもさんを養育している方におたずねします。

子どもさんの保育は主にどなたが行っていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。(ただし、該当する子どもさんが複数いる場合は複数選択可)

1. あなた自身 2. 同居の家族 3. 親 戚 4. 友人・知人
5. 近所の人 6. 保育所（無認可を含む） 7. 幼稚園
8. ベビーシッター等 9. 世話をする人がいない（子どもだけで家にいる）
10. その他（ ）

(補問)

「6. 保育所（無認可を含む）」又は「7. 幼稚園」と答えた方以外の方におたずねします。保育所等の待機はしていますか。

1. 待機をしている 2. 待機をしていない

問2 3 小学校低学年（1～3年生）の子どもさんを養育している方におたずねします。

子どもさんは、放課後どのように過ごしていますか。主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. 自宅に大人と一緒にいる 2. 自宅に子どもだけでいる
3. 親戚の家 4. 友達の家 5. 児童館
6. 放課後児童クラブ（学童保育） 7. 塾・習い事
8. その他（ ）

問2 4 あなたは子どもさんをどこまで卒業させたいと考えていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 中学校 2. 高校 3. 短大 4. 大学 5. 専門学校
6. その他（ ）

【公的福祉制度（福祉施策）】

問 2 5 問 1 7でおたずねした就業支援策以外で、あなたが要望する福祉制度について、
主なもの3つ以内に○をつけてください。

1. 病気などの場合に一時的に子どもを預けられる制度の充実
2. 家事・育児に困ったとき家庭生活支援員を派遣する日常生活支援制度の充実
3. 子どもの話し相手などを派遣する制度の充実
4. 各種相談事業の充実
5. 各種手当・年金・給付金などの充実
6. 貸付金制度の充実
7. 保育所の優先入所
8. 公営住宅の優先入居
9. その他（ ）

問 2 6 下記の公的福祉制度等の利用について、現状及び今後のそれぞれについて、当てはまるものに○をつけてください。(一部事業を実施していない市町村があります。)

	現 状			今 後	
	利用して いる、又 は利用し たことが ある	利用したことがない		利用したい	利用する つもりは ない
		知らな かった	知ってい るが利用 したことが ない		
(ア) 家庭児童相談室 (福祉事務所)	1	2	3	1	2
(イ) 母子・父子自立支 援員	1	2	3	1	2
(ウ) 民生・児童委員	1	2	3	1	2
(エ) 児童相談所	1	2	3	1	2
(オ) 女性相談所	1	2	3	1	2
(カ) 母子生活支援施設	1	2	3	1	2
(キ) 公共職業安定所 (ハローワーク)	1	2	3	1	2
(ク)ひとり親家庭就 業・自立支援センター	1	2	3	1	2
(ケ)夜間養護等事業 (トワイライト)	1	2	3	1	2
(コ)子育て短期支援事業 (ショートステイ)	1	2	3	1	2
(サ)日常生活支援事業	1	2	3	1	2

(家庭生活支援員の派遣)					
(シ)ファミリーサポートセンター事業 (相互援助活動)	1	2	3	1	2
(ス)自立支援給付金支給事業 (教育訓練、職業訓練)	1	2	3	1	2
(セ)すこやか子育て支援事業 (保育料等の助成)	1	2	3	1	2
(ソ)福祉医療費の補助 (児童の医療費の補助)	1	2	3	1	2
(タ)母子父子寡婦福祉 資金貸付 (修学資金、生活資金等)	1	2	3	1	2
(チ)住宅整備資金貸付	1	2	3	1	2

(参考)

(ク) ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭の子育てや生活相談、養育費等の法律相談を行うほか、ひとり親家庭の就業に関する相談を行う事業

(ケ) 夜間養護等事業（トワイライツステイ）

子どもを養育している保護者の仕事が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不在の場合に、子ども（原則として小学生）の生活指導や食事の提供等を行う事業

(コ) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子どもを養育している保護者が一時的なケガや病気で家事・育児に困ったとき、施設で子どもの養育や母子の保護を行う事業

(サ) 日常生活支援事業

ひとり親家庭の親が就職活動や病気等で家事・育児に困ったとき、家庭生活支援員を派遣して、日常生活の世話や保育などを行う事業

(ス) 自立支援給付金支給事業

ひとり親家庭の親が県の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に受講料の一部を支給したり、経済的自立のため資格取得を目的に長期間（概ね1年以上）養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費を支給したりする事業

問 27 問 26 の「現状」で「1. 利用している、又は利用したことがある」又は「3. 知っているが利用したことがない」と答えた方におたずねします。

1. 県の広報誌 2. 市町村の広報誌 3. 市町村・県機関等の窓口
4. 民生・児童委員 5. 友人・知人 6. 各種パンフレット・チラシ等
7. 新聞・テレビ等 8. その他（ ）

問28 夫と離別した方（問5で「4. 離婚」と答えた方）におたずねします。

1. 取り決めている。(→補問1へ) 2. 取り決めているではない(→補問3へ)

面会交流の取り決めをしている方におたずねします。

1. 文書あり（調停・公正証書・協議書等）（→補問2へ） 2. 文書なし

文書で面会交流の取り決めをしている方におたずねします。

1. 関与あり（調停・審判の場合） 2. 関与なし（公正証書・協議書等の場合）

面会交流の取り決めをしていない方におたずねします。

1. 面会交流の制度を知らなかったから
2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
3. 相手が望まなかったから
4. 子どもが望んでいないから
5. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
6. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
7. 相手と関わりたくないから
8. 養育費等約束が不履行だから
9. その他（

離別した夫と子どもさんの面会交流について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- 131 -

問 3 4 今後、どのような施策をして欲しいと思いますか。 3つ以内に○をつけてください。

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 1. 職業訓練の場や働く機会の増加 | 2. 養育費の確保対策の充実 |
| 3. 児童扶養手当制度の充実 | 4. 公営住宅の優先入居 |
| 5. 家庭生活支援員派遣制度の充実 | 6. 夜間・休日・病児、病後児保育の充実 |
| 7. 放課後児童クラブ（学童保育）の充実 | |
| 8. 仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実 | |
| 9. 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実 | |
| 10. 医療費制度の充実 | 11. 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の充実 |
| 12. 公的機関による連携・支援ネットワークの構築 | |
| 13. その他（具体的に _____） | |

問 3 5 母子福祉に関して、意見や要望等がありましたら、自由に記入してください。

◆◆◆ これで質問は終わりです。御協力ありがとうございました。 ◆◆◆

秋田県ひとり親家庭実態調査票

(父子世帯用)

令和元年 8 月
秋 田 県

- この調査票は、ひとり親家庭の生活の実態とニーズを把握し、秋田県の今後の計画を策定するための調査です。御協力をよろしくお願いします。
1. この調査票は、父子世帯の父の方が記入してください。
 2. ここでいう父子世帯とは、配偶者のいない男子と、その男子に扶養されている 20 歳未満の児童からなる世帯をいいます。
 3. 父子世帯に該当しない方はこの調査の対象ではありませんので、お手数ですが、記入をせずに係員にお渡しください。
 4. 令和元年 8 月 1 日現在の状況について記入してください。
 5. お答えは、当てはまる番号に○をつけていただく場合と、□の中に当てはまる数字などを記入していただく場合があります。
 6. 選択肢の場合、「1 つ」だけお選びいただく場合と、「3 つ以内」など複数お選びいただく場合があります。また、「その他」をお選びいただいた場合で、その後ろに（ ）がある場合は、（ ）の中に具体的内容を記入してください。
 7. 記入は、ボールペンでも鉛筆でも構いません。
 8. この調査は無記名で行ってください。結果は統計以外の目的で使用することはありません。
 9. 記入いただいた調査票の回収方法は、お住まいの市町村にご確認ください。

【世帯の状況】

問 1 あなたの現在（令和元年 8 月 1 日現在）の年齢を記入してください。

歳

問 2 あなたが養育している 20 歳未満の子どもさんについて、次の就学・就労状況別に人数を記入してください。

1. 小学校入学前	人	2. 小学生（1～3 年）	人
3. 小学生（4～6 年）	人	4. 中学生	人
5. 高校生	人	6. 短大生	人
7. 大学生	人	8. 専門学校生	人
9. 就労	人	10. その他	人

問3 あなたと同居している20歳以上の子ども、家族について、次の区分別に人数を記入してください。

1. 父 母	人	2. 兄弟姉妹	人
3. 祖父母	人	4. 20歳以上の子	人
5. 子の配偶者	人	6. その他	人

問4 あなたが父子世帯になられたのは、あなたが何歳の時でしたか。
また、その時末子は何歳でしたか。

あなた	歳	末 子	歳
-----	---	-----	---

問5 あなたが父子世帯になった理由について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

[死別] 1. 病 死 2. 交通事故死 3. その他の死

[生別] 4. 離 婚 5. 遺 棄 6. 行方不明

7. その他 ()

【住居の状況】

問6 あなたの現在の住居について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 持 家（本人・家族） 2. 公営住宅 3. 社宅など

4. 借家・借間（民間アパート） 5. 親族等の家に同居

6. その他 ()

問7 現在公営住宅に入居していない方におたずねします。

今後の公営住宅の入居希望について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 希望する 2. 希望しない

【仕事の状況】

問8 あなたが父子世帯になる前の就業状況について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 就業していた 2. 就業していなかった

問9 父子世帯になったことにより、就業状況は変わりましたか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 変わらない 2. 同じ職場の中で別の仕事に変わった 3. 転職した

4. 仕事を辞めた 5. 仕事に就いた 6. その他 ()

1. 自営業 2. 常用雇用者 3. 臨時・パート 4. 派遣社員
5. 家内労働（内職） 6. その他（ ）
7. 就業していない（→就業していない方は問15へ進んでください。）

（※「2. 常用雇用者」とは、雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年を超える期間を定めて雇われている方をいい、「3. 臨時・パート」とは、日々又は1年未満の期間を定めて雇われている方をいいます。）

あなたの社会保険の加入状況について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 加入している 2. 加入していない

1. 加入している 2. 加入していない

あなたの仕事について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 専門的・技術的職業（看護師、栄養士、保育士、教員など）
2. 管理的職業（会社・団体等の役員、部課長、管理的公務員など）
3. 事務（一般事務員など）
4. 販売（小売店員、保険外交員など）
5. 農林・漁業（農業、林業、漁業従事者）
6. 運輸・通信（運転手、通信士、郵便外務員など）
7. 技能・製造・労務（各種製造、建設、労務作業員など）
8. 保安職業（自衛官、警察官、警備員など）
9. サービス業（飲食店店員、接客業、理・美容師、ホームヘルパーなど）
10. その他（在宅勤務者、個人事業主、その他上記に該当しないもの）

1．公共職業安定所の紹介 2．就業・自立支援センターの情報

3．友人・知人などの紹介 4．家族や親せきの紹介

5．学校の紹介 6．求人情報誌

7．新聞、チラシなどの求人広告 8．自営等のため探す必要がなかった

9．その他（ ）

問 1 4 あなたの普段の帰宅時間（自宅で営業している場合は終業時間）は何時頃ですか。
当てはまるもの 1 つに○をつけてください。

1. 午後 5 時以前
2. 午後 5 時～6 時の間
3. 午後 6 時～7 時の間
4. 午後 7 時～8 時の間
5. 午後 8 時～9 時の間
6. 午後 9 時～10 時の間
7. 午後 10 時以降
8. 交代制勤務などで一定しない

問 1 5 あなたは現在資格をお持ちですか。また、今後取りたい資格等は何ですか。
次の中から それぞれ 3 つ以内 を選び下の□に番号を記入してください。

1. 簿記
2. ホームヘルパー
3. 教員
4. 看護師
5. 調理師
6. 理・美容師
7. パソコン
8. 外国語
9. 栄養士
10. 介護福祉士
11. 保育士
12. 医療事務
13. 自動車運転免許
14. その他（下欄に具体的に記入してください）
15. 特にない

現在持っている資格等			
今後取りたい資格等			

問 1 6 問 1 0 で「7. 就業していない」と答えた方におたずねします。

あなたには就職する希望がありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. 就職したい（→補問へ）
2. 就職は考えていない

（補問）

あなたが就業していない（就業できない）理由のうち、主なもの 1 つに○をつけてください。

1. 子どもの世話をしてくれる人がいない
2. 他の家族の介護や世話のため
3. 自分が病気（病弱）で働けない
4. 求職中である
5. 職業訓練を受けるなど、技術を修得中である
6. 収入面で条件の合う仕事がない
7. 時間について条件の合う仕事がない
8. 年齢制限のため適当な仕事がない
9. 仕事に必要な専門知識や資格がない
10. その他（ ）

問 17 あなたが要望する就業支援策について、主なもの3つ以内に○をつけてください。

1. 技能訓練、職業訓練などの機会が増えること
2. 技能訓練受講などに経済的援助が受けられること
3. 求職、通学時などに一時的に子どもを預かってもらえること
4. 就職相談が一カ所で受けられること
5. 就職のための支援策などの情報が得られること
6. 自分で事業を起こす場合に相談や援助が得られること
7. 保育所が整備されること
8. 延長保育、休日保育が充実すること
9. 学童保育が充実すること
10. その他（ ）

【家計の状況】

問 18 あなたの平成30年の年間総収入及び年間就労収入について、それぞれ当てはまるものを下欄の中から選択し、番号を記入してください。

(※ 年間総収入には、全ての収入（生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃、地代の収入等）を含めてください。なお、同居の家族の収入は除いてください。)

	番号（下の番号から選んでください）
平成30年の年間（※）総収入	
平成30年の年間就労収入	

1. 50万円未満	7. 300～350万円未満	13. 600～650万円未満
2. 50～100万円未満	8. 350～400万円未満	14. 650～700万円未満
3. 100～150万円未満	9. 400～450万円未満	15. 700～750万円未満
4. 150～200万円未満	10. 450～500万円未満	16. 750～800万円未満
5. 200～250万円未満	11. 500～550万円未満	17. 800万円以上
6. 250～300万円未満	12. 550～600万円未満	

問 19 妻と離別した方（問5で「4. 離婚」と答えた方）におたずねします。

離別した妻との養育費の取り決め状況について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 取り決めをしている（→補問1へ）
2. 取り決めをしていない（→補問3へ）

(補問1)

養育費の取り決めをしている方におたずねします。

取り決めの方法について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 文書あり(調停・公正証書・協議書等)(→補問2へ) 2. 文書なし

(補問2)

文書で養育費の取り決めをしている方におたずねします。

家庭裁判所の関与の有無について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 関与あり(調停・審判の場合) 2. 関与なし(公正証書・協議書等の場合)

(補問3)

養育費の取り決めをしていない方におたずねします。

取り決めをしていない理由のうち、主なものを1つに○をつけてください。

1. 自分の収入等で経済的に問題がないから
2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
3. 相手に支払う意思や能力がないと思ったから
4. 相手に養育費を請求できとは思わなかったから
5. 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
6. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
7. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
8. 相手と関わりたくないから
9. 養育費の請求方法がわからなかったから
10. その他()

問20 妻と離別した方(問5で「4. 離婚」と答えた方)におたずねします。

離別した妻からの子どもの養育費の受け取り状況について、当てはまるものを1つに○をつけてください。

1. 現在も受けている (→補問へ)
2. 受けたことがあるが、現在は受けていない(→補問へ)
3. 受けたことがない

(補問)

「1. 現在も受けている」又は「2. 受けたことがあるが、現在は受けていない」と答えた方について、養育費の額(複数の子を養育している場合はその合計額)を記入してください。

1. 月額 約

--	--	--	--	--	--	--

 円 2. 決まっていない

問 2 1 あなたの債務について、おたずねします。現在、債務はありますか。

1. ある (→補問へ) 2. ない

(補問)

「1. ある」と答えた方について、債務の総額を記入してください。

約 _____ 円

【子どもの状況】

問 2 2 小学校入学前の子どもさんを養育している方におたずねします。

子どもさんの保育は主にどなたが行っていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。(ただし、該当する子どもさんが複数いる場合は複数選択可)

1. あなた自身 2. 同居の家族 3. 親 戚 4. 友人・知人
5. 近所の人 6. 保育所 (無認可を含む) 7. 幼稚園
8. ベビーシッター等 9. 世話をする人がいない (子どもだけで家にいる)
10. その他 ()

(補問)

「6. 保育所 (無認可を含む)」又は「7. 幼稚園」と答えた方以外の方におたずねします。保育所等の待機はしていますか。

1. 待機をしている 2. 待機をしていない

問 2 3 小学校低学年 (1～3年生)の子どもさんを養育している方におたずねします。

子どもさんは、放課後どのように過ごしていますか。主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. 自宅に大人と一緒にいる 2. 自宅に子どもだけでいる
3. 親戚の家 4. 友達の家 5. 児童館
6. 放課後児童クラブ (学童保育) 7. 塾・習い事
8. その他 ()

問 2 4 あなたは子どもさんをどこまで卒業させたいと考えていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 中学校 2. 高校 3. 短大 4. 大学 5. 専門学校
6. その他 ()

【公的福祉制度（福祉施策）】

問 2 5 問 1 7でおたずねした就業支援策以外で、あなたが要望する福祉制度について、
主なものを3つ以内に○をつけてください。

1. 病気などの場合に一時的に子どもを預けられる制度の充実
2. 家事・育児に困ったとき家庭生活支援員を派遣する日常生活支援制度の充実
3. 子どもの話し相手などを派遣する制度の充実
4. 各種相談事業の充実
5. 各種手当・年金・給付金などの充実
6. 貸付金制度の充実
7. 保育所の優先入所
8. 公営住宅の優先入居
9. その他（ ）

問 2 6 下記の公的福祉制度等の利用について、現状及び今後のそれぞれについて、当てはまるものに○をつけてください。(一部事業を実施していない市町村があります。)

	現 状			今 後	
	利用して いる、又 は利用し たことが ある	利用したことがない		利用したい	利用する つもりは ない
		知らな かった	知ってい るが利用 したことが ない		
(ア) 家庭児童相談室 (福祉事務所)	1	2	3	1	2
(イ) 母子・父子自立支援 員	1	2	3	1	2
(ウ) 民生・児童委員	1	2	3	1	2
(エ) 児童相談所	1	2	3	1	2
(オ) 公共職業安定所 (ハローワーク)	1	2	3	1	2
(カ) ひとり親家庭就 業・自立支援センター	1	2	3	1	2
(キ) 夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	1	2	3	1	2
(ク) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	1	2	3	1	2
(ケ) 日常生活支援事業 (家庭生活支援員の派遣)	1	2	3	1	2
(コ) ファミリーサポ－トセンター事業 (相互援助活動)	1	2	3	1	2

(サ) 自立支援給付金支給事業 (教育訓練、職業訓練)	1	2	3	1	2
(シ) すこやか子育て支援事業 (保育料等の助成)	1	2	3	1	2
(ス) 福祉医療費の補助 (児童の医療費の補助)	1	2	3	1	2
(セ) 母子父子寡婦福祉 資金貸付 (修学資金、生活資金等)	1	2	3	1	2
(ソ) 住宅整備資金貸付	1	2	3	1	2

(参考)

(カ) ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭の子育てや生活相談、養育費等の法律相談を行うほか、ひとり親家庭の就業に関する相談を行う事業

(キ) 夜間養護等事業（トワイライトステイ）

子どもを養育している保護者の仕事が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不在の場合に、子ども（原則として小学生）の生活指導や食事の提供等を行う事業

(ク) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子どもを養育している保護者が一時的なケガや病気で家事・育児に困ったとき、施設で子どもの養育や母子の保護を行う事業

(ケ) 日常生活支援事業

ひとり親家庭が就職活動や病気等で家事・育児に困ったとき、家庭生活支援員を派遣して、日常生活の世話や保育などを行う事業

(サ) 自立支援給付金支給事業

ひとり親家庭の親が県の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に受講料の一部を支給したり、経済的自立のため資格取得を目的に長期間（概ね1年以上）養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費を支給したりする事業

問27 問26の「現状」で「1. 利用している、又は利用したことがある」又は「3. 知っているが利用したことがない」と答えた方におたずねします。

あなたは、どのようにして制度等を知りましたか。主なもの2つ以内に○をつけてください。

- | | | |
|------------|--------------------------------|------------------|
| 1. 県の広報誌 | 2. 市町村の広報誌 | 3. 市町村・県機関等の窓口 |
| 4. 民生・児童委員 | 5. 友人・知人 | 6. 各種パンフレット・チラシ等 |
| 7. 新聞・テレビ等 | 8. その他（ ） | |

【生活上の問題、その他】

問28 妻と離別した方（問5で「4. 離婚」と答えた方）におたずねします。

離別した妻との面会交流の取り決め状況について、当てはまるものに○を付けてください。

1. 取り決めている。(→補問1へ) 2. 取り決めているではない(→補問3へ)

(補問 1)

面会交流の取り決めをしている方におたずねします。

取り決めの方法について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 文書あり（調停・公正証書・協議書等）（→補問2へ） 2. 文書なし

(補問 2)

文書で面会交流の取り決めをしている方におたずねします。

家庭裁判所の関与の有無について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 関与あり（調停・審判の場合） 2. 関与なし（公正証書・協議書等の場合）

(補問 3)

面会交流の取り決めをしていない方におたずねします。

取り決めをしていない理由のうち、主なもの1つに○をつけてください。

1. 面会交流の制度を知らなかったから
2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
3. 相手が望まなかったから
4. 子どもが望んでいないから
5. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
6. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
7. 相手と関わりたくないから
8. 養育費等約束が不履行だから
9. その他（

問29 妻と離別した方（問5で「4. 離婚」と答えた方）におたずねします。

離別した妻と子どもさんの面会交流について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 現在も面会交流を行っている
2. 以前行っていたが、現在は行っていない
3. 行っていない

問30 子どもに関する悩みについて、主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. しつけ 2. 教育・進学 3. 就 職 4. 非 行 5. 健 康
6. 食 事 7. 身のまわり 8. 結 婚 9. いじめ・不登校
10. その他（ ） 11. 特にない

問31 あなたが父子世帯になった当時、困ったことについて、主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. 生活費 2. 仕 事 3. 住 居 4. 家 事 5. 健 康
6. 相談相手 7. 子どもの世話 8. その他（ ）
9. 特にない

問 3 2 あなたが現在困っていることについて、主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. 生活費 2. 仕 事 3. 住 居 4. 家 事 5. 健 康
6. 相談相手 7. 子どもの世話 8. その他（ ）
9. 特にない

問 3 3 あなたが困った時の相談相手について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. いる (→補問へ) 2. 欲しい 3. いない 4. 必要がない

(補問)

「1. いる」と答えた方におたずねします。

その相談相手について、主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. 親 族 2. 友 人・知 人 3. 母子・父子自立支援員等
4. 民生・児童委員 5. 公的機関（福祉事務所、市町村等）
6. その他（ ）

問 3 4 今後、どのような施策をして欲しいと思いますか。 3つ以内に○をつけてください。

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 1. 職業訓練の場や働く機会の増加 | 2. 養育費の確保対策の充実 |
| 3. 児童扶養手当制度の充実 | 4. 公営住宅の優先入居 |
| 5. 家庭生活支援員派遣制度の充実 | 6. 夜間・休日・病児、病後児保育の充実 |
| 7. 放課後児童クラブ（学童保育）の充実 | |
| 8. 仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実 | |
| 9. 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実 | |
| 10. 医療費制度の充実 | 11. 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の充実 |
| 12. 公的機関による連携・支援ネットワークの構築 | |
| 13. その他（具体的に _____） | |

問 3 5 父子福祉に関して、意見や要望等がありましたら、自由に記入してください。

◆◆◆ これで質問は終わりです。御協力ありがとうございました。 ◆◆◆

秋田県ひとり親家庭実態調査票

(寡婦世帯用)

令和元年 8 月
秋 田 県

- この調査票は、ひとり親家庭の生活の実態とニーズを把握し、秋田県の今後の計画を策定するための調査です。御協力をよろしくお願いします。
1. この調査票は、寡婦の方が記入してください。
 2. ここでいう寡婦とは、配偶者のいない女子であって、かつて母子世帯として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある方をいいます。
 3. 寡婦世帯に該当しない方はこの調査の対象ではありませんので、お手数ですが、記入をせずに廃棄してください。
 4. 令和元年 8 月 1 日現在について記入してください。
 5. お答えは、当てはまる番号に○をつけていただく場合と、□の中に当てはまる数字などを記入していただく場合があります。
 6. 選択肢の場合、「1 つ」だけお選びいただく場合と、「3 つ以内」など複数お選びいただく場合があります。また、「その他」をお選びいただいた場合で、その後ろに（ ）がある場合は、（ ）の中に具体的内容を記入してください。
 7. 記入は、ボールペンでも鉛筆でも構いません。
 8. この調査は無記名で行ってください。結果は統計以外の目的で使用することはありません。
 9. 記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、9 月 10 日までに御投函くださるようお願いします。

【世帯の状況】

問 1 あなたの現在（令和元年 8 月 1 日現在）の年齢を記入してください。

歳

問 2 あなたと同居している 20 歳以上の子ども、家族について、次の区分別に人数を記入してください。

1. 父 母	人	2. 兄弟姉妹	人
3. 祖父母	人	4. 子ども	人
5. 子の配偶者	人	6. その他	人
7. 同居人無し（1 人暮らし）	人		

1. 他の世帯員に扶養されている 2. 他の世帯員を扶養している
3. 扶養関係なし

[死別] 1. 病 死 2. 交通事故死 3. その他の死

[生別] 4. 離 婚 5. 未婚の母 6. 遺 棄 7. 行方不明
8. その他 ()

1. 持家（本人・家族） 2. 公営住宅 3. 社宅など
4. 借家・借間（民間アパート） 5. 親族等の家に同居
6. その他（ ）

1. 希望する 2. 希望しない

1. 自営業 2. 常用雇用者 3. 臨時・パート 4. 派遣社員
5. 家内労働（内職） 6. その他（ ）
7. 就業していない（→就業していない方は問12へ進んでください。）

1. 加入している 2. 加入していない

問 9 現在就業している方におたずねします。(～問 11 まで同じ)

あなたの仕事について、当てはまるもの 1つ に○をつけてください。

1. 専門的・技術的職業（看護師、栄養士、保育士、教員など）
2. 管理的職業（会社・団体等の役員、部課長、管理的公務員など）
3. 事務（一般事務員など）
4. 販売（小売店員、保険外交員など）
5. 農林・漁業（農業、林業、漁業従事者）
6. 運輸・通信（運転手、通信士、郵便外務員など）
7. 技能・製造・労務（各種製造、建設、労務作業員など）
8. 保安職業（自衛官、警察官、警備員など）
9. サービス業（飲食店店員、接客業、理・美容師、ホームヘルパーなど）
10. その他（在宅勤務者、個人事業主、その他上記に該当しないもの）

問 10 あなたは今の仕事をどのようにして探しましたか。当てはまるもの 1つ に○をつけてください。

1. 公共職業安定所の紹介
2. 就業・自立支援センターの情報
3. 友人・知人などの紹介
4. 家族や親せきの紹介
5. 学校の紹介
6. 求人情報誌
7. 新聞、チラシなどの求人広告
8. 自営等のため探す必要がなかった
9. その他（ ）

問 11 あなたの普段の帰宅時間（自宅で営業している場合は終業時間）は何時頃ですか。当てはまるもの 1つ に○をつけてください。

1. 午後 5 時以前
2. 午後 5 時～6 時の間
3. 午後 6 時～7 時の間
4. 午後 7 時～8 時の間
5. 午後 8 時～9 時の間
6. 午後 9 時～10 時の間
7. 午後 10 時以降
8. 交代制勤務などで一定しない

問 12 あなたは現在資格をお持ちですか。また、今後取りたい資格等は何ですか。

次の中から それぞれ 3 つ以内 を選び下の□に番号を記入してください。

1. 簿記
2. ホームヘルパー
3. 教員
4. 看護師
5. 調理師
6. 理・美容師
7. パソコン
8. 外国語
9. 栄養士
10. 介護福祉士
11. 保育士
12. 医療事務
13. 自動車運転免許
14. その他（下欄に具体的に記入してください）
15. 特にない

現在持っている資格等			
今後取りたい資格等			

問13 問7で「7. 就業していない」と答えた方におたずねします。

あなたには就職する希望がありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. 就職したい (→補問へ) 2. 就職は考えていない

(補問)

あなたが就業していない（就業できない）理由のうち、主なもの1つに○をつけてください。

1. 他の家族の介護や世話のため
2. 自分が病気（病弱）で働けない
3. 求職中である
4. 職業訓練を受けるなど、技術を修得中である
5. 収入面で条件の合う仕事がない
6. 時間について条件の合う仕事がない
7. 年齢制限のため適当な仕事がない
8. 仕事に必要な専門知識や資格がない
9. その他（ ）

問 1 4 あなたが要望する就業支援策について、主なもの3つ以内に○をつけてください。

1. 技能訓練、職業訓練などの機会が増えること
2. 技能訓練受講などに経済的援助が受けられること
3. 就職相談が一カ所で受けられること
4. 就職のための支援策などの情報が得られること
5. 自分で事業を起こす場合に相談や援助を得られること
6. その他（ ）

【家計の状況】

問 1 5 あなたの平成 3 0 年の年間総収入及び年間就労収入について、それぞれ当てはまるものを下欄の中から選択し、番号を記入してください。

(※ 年間総収入には、全ての収入（生活保護法に基づく給付、社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃、地代の収入等）を含めてください。なお、同居の家族の収入は除いてください。)

	番号（下の番号から選んでください）
平成 3 0 年の年間（※）総収入	
平成 3 0 年の年間就労収入	

1. 50 万円未満	7. 300～350 万円未満	13. 600～650 万円未満
2. 50～100 万円未満	8. 350～400 万円未満	14. 650～700 万円未満
3. 100～150 万円未満	9. 400～450 万円未満	15. 700～750 万円未満
4. 150～200 万円未満	10. 450～500 万円未満	16. 750～800 万円未満
5. 200～250 万円未満	11. 500～550 万円未満	17. 800 万円以上
6. 250～300 万円未満	12. 550～600 万円未満	

問 1 6 あなたの債務について、おたずねします。現在、債務はありますか。

1. ある（→補問へ） 2. ない

（補問）

「1. ある」と答えた方について、債務の総額を記入してください。

約 _____ 円

【公的福祉制度（福祉施策）】

問 1 7 問 1 4 でおたずねした就業支援策以外で、あなたが要望する福祉制度について、主なものを 2 つ以内 に○をつけてください。

1. 病気などの場合に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援制度の充実
2. 各種相談事業の充実
3. 各種手当・年金・給付金などの充実
4. 貸付金制度の充実
5. 公営住宅の優先入居
6. その他（ _____ ）

問 18 下記の公的福祉制度等の利用について、現状及び今後のそれぞれについて、当てはまるものに○をつけてください。

	現 状			今 後	
	利用している、又は利用したことがある	利用したことがない		利用したい	利用するつもりはない
		知らなかった	知っているが利用したことがない		
(ア) 母子・父子自立支援員	1	2	3	1	2
(イ) 民生・児童委員	1	2	3	1	2
(ウ) 女性相談所	1	2	3	1	2
(エ) 公共職業安定所 (ハローワーク)	1	2	3	1	2
(オ) ひとり親家庭就業・自立支援センター	1	2	3	1	2
(カ) 日常生活支援事業 (家庭生活支援員の派遣)	1	2	3	1	2
(キ) 母子父子寡婦福祉 資金貸付 (修学資金、生活資金等)	1	2	3	1	2
(ク) 住宅整備資金貸付	1	2	3	1	2

(参考)

(オ) ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭の子育てや生活相談、養育費等の法律相談を行うほか、母子家庭の就業に関する相談を行う事業

(カ) 日常生活支援事業

ひとり親家庭が就職活動や病気等で家事・育児に困ったとき、家庭生活支援員を派遣して、日常生活の世話や保育などを行う事業

問 19 問 18 の「現状」で「1. 利用している、又は利用したことがある」又は「3. 知っているが利用したことがない」と答えた方におたずねします。

あなたは、どのようにして制度等を知りましたか。 主なもの2つ以内に○をつけてください。

- | | | |
|------------|------------|------------------|
| 1. 県の広報誌 | 2. 市町村の広報誌 | 3. 市町村・県機関等の窓口 |
| 4. 民生・児童委員 | 5. 友人・知人 | 6. 各種パンフレット・チラシ等 |
| 7. 新聞・テレビ等 | 8. その他 () | |

【生活上の問題、その他】

問 20 あなたが現在困っていることについて、主なもの 2 つ以内に○をつけてください。

1. 生活費 2. 仕 事 3. 住 居 4. 家 事 5. 健 康
6. 相談相手 7. その他 () 8. 特にない

問 2 1 あなたが困った時の相談相手について、当てはまるもの 1つ に○をつけてください。

1. いる (→補問へ) 2. 欲しい 3. いない 4. 必要がない

(補問)

「1. いる」と答えた方におたずねします。

その相談相手について、主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. 親 族 2. 友 人・知 人 3. 母子・父子自立支援員等
4. 民生・児童委員 5. 母子寡婦福祉団体 6. 公的機関（福祉事務所等）
7. その他（ ）

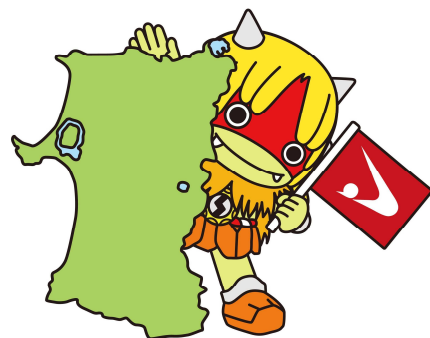
問 2 2 今後、どのような施策をして欲しいと思いますか。3つ以内に○をつけてください。

1. 職業訓練の場や働く機会の増加
2. 養育費の確保対策の充実
3. 児童扶養手当制度の充実
4. 公営住宅の優先入居
5. 家庭生活支援員派遣制度の充実
6. 夜間・休日・病児、病後児保育の充実
7. 放課後児童クラブ（学童保育）の充実
8. 仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実
9. 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実
10. 医療費制度の充実
11. 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の充実
12. 公的機関による連携・支援ネットワークの構築
13. その他（具体的に ）

問 23 寡婦福祉に関して、意見や要望等がありましたら、自由に記入してください。

--

◆◆◆ これで質問は終わりです。御協力ありがとうございました。 ◆◆◆



秋田県ひとり親家庭等自立促進計画

発行 令和2年3月

印刷・発行

〒010-8570

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課

TEL 018-860-1344

FAX 018-860-3844

美の国あきたHP <http://www.pref.akita.lg.jp/>